の林地の産物を下付することを得るものと定めたり。然るに明治三十二年に至り國有林野法制定せらるるや、其の第十七條に於て上地林の保管に關する規定を設け、社寺上地林は其の社寺の保管に委し、且勅令の定むる所に依り社寺をして林地を使用し、又は産物を採取せしむることを得る旨を定めたり。玆に於て右規定に基き同年八月勅令第三百六十一號を以て左の如く社寺保管林規則を定めたり。卽ち之に依れば農商務大臣は社寺の願出に對し、十五年以内の期間を以て保管林の區域を定めて之を許し、社寺は其の保管林に對しては、伐採量二分の一相當の主産物及林地の資質を爲さざる副産物を採取し、且林地を使用するの權利を有し、之と同時に保管林に對する加害を防止し、林地の保護改良を爲すの義務を負ふものとす。

社寺保管林規則（明治三十二年八月三日勅令第三百六十一號）

第一條　社寺上地ノ森林保管ヲ其ノ社寺ノ願出ニ依リ許可スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　保管林ノ區域ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條　保管林ノ保管期間ハ十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第四條　社寺ニシテ保管林地ヲ使用セントスルトキハ大林區署長ノ許可ヲ受クヘシ但シ祭典又ハ法用ノ爲一時之ヲ使用スルトキハ此ノ限ニ在ラス

社寺ハ保管林地ノ使用ニ付林地ノ資質ヲ害シ又ハ風致ヲ損スルコトヲ得ス

第五條　社寺ハ保管林ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一　火災ノ豫防及消防

二　盜伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行爲ノ豫防及防止

三　有害動物ノ豫防及驅除

四　境界標其ノ他ノ標識ノ保存

五　稚樹ノ保育

六　大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スルコト

七　大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ保管林ノ植樹、補植、手入其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲スコト

第六條　社寺ハ伐採量ノ二分ノ一ニ相當スル主産物ヲ採取スルコトヲ得

根株ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ採取スルコトヲ得ス

第七條　社寺ハ林地ノ資質ヲ爲ササル副産物ヲ採取スルコトヲ得

第八條　社寺ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ其ノ採取産物ノ搬出ヲ終ルヘシ

前項ノ期間内ニ搬出ヲ終ラサルトキハ其ノ産物ヲ採取スル權利ヲ失フ

第九條　左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ保管ヲ解除スルコトヲ得

一　社寺ノ管理者第四條ノ規定ニ違背シタルトキ

二　社寺ノ管理者第五條ノ義務ヲ怠リタルトキ

三　社寺ノ管理者其ノ保管林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ

四　保管林ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ

前項ノ規定ニ依リテ保管ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス

第十條　社寺ノ管理者許可ヲ得スシテ保管林地ヲ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
社寺ノ管理者保管林ヲ他人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附　則

第十一條　本令施行前ニ社寺ニ委託シタル上地官林ハ從前ノ例ニ依ル
第十二條　本令施行前ニ社寺ニ委託シタル上地官林ハ其ノ社寺ノ出願ニ依リ本令ニ定ムル保管林ト爲スコトヲ得

然るに右社寺保管林規則は、其の規定餘りに嚴重に過ぎ、社寺の權利義務其の權衡を得ざるものありしが爲めに、之が實施後に於ても保管申請を爲す社寺は甚だ稀なりしを以て、政府は大正六年に至り左の如く右規則の一部を改正し、保管期間の延長、保管林の植栽許可、社寺の負擔する義務の輕減、社寺に採取を許すべき主産物伐採量の增加等、種々の點に於て從來の規定に緩和を加へたり。

勅令第六十七號（大正六年六月二十八日）

社寺保管林規則中左ノ通改正ス

第三條中「十五年」ヲ「五十年」ニ改ム

第四條ノ二　社寺其ノ保管林ノ植栽ヲ願出テタル大林區署長ハ條件ヲ定メ之ヲ許可スルコトヲ得

第五條中第五號ヲ削リ第六號ヲ第五號トシ第七號ヲ左ノ如ク改ム

六　大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ稚樹ノ保育及成林撫育ニ必要ナル行爲ヲ爲スコト

七　前條ノ規定ニ依リ植栽ヲ爲シタル場合ニ於テ大林區署長ノ指定シタル方法ニ從ヒ手入ヲ爲スコト

第六條　主産物ハ大林區署長ノ指定ニ依リ其ノ伐採量ノ價格ノ三分ノ二ニ相當スル部分ヲ社寺ニ於テ採取スルコトヲ得但シ明治二十年以後國ノ植栽シタル樹木ニ付テハ三分ノ一、第四條ノ二ノ規定ニ依リ社寺ノ植栽シタル樹木ニ付テハ十分ノ八トス
社寺ハ大林區署長ノ許可ヲ得タル場合ニ限リ根株ヲ採取スルコトヲ得

第九條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

五　本令ニ依ル許可ノ條件ニ違背シタルトキ

附　則

從前ノ規定ニ依リ許可シタル保管林ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ社寺ノ出願アルトキハ本令ニ依リ保管ヲ許可スルコトヲ得

以上の如く規則の改訂に依り保管申請者に利便を與ふると共に、各林區署に於ても督勵を加へたる結果、爾後保管林を申請する社寺の數は急激なる增加を見るに至れり。今明治三十二年度以降に於ける每五年の社寺保管林の增減を示せば左の如し。

年次	社寺數	箇所	面積
明治三十二年度末現在	六三	八七	三七一二・六町
同　三十七年度末現在	四四	六七	三五六五・四
同　四十二年度末現在	一〇	二七	二五〇七・九
大正　三　年度末現在	四	四	二五八六・五

大正	六	年度末現在	七
同	七	年度末現在	一一七
同	八	年度末現在	一八四
同	十三	年度末現在	二四八
同	十四	年度末現在	二五〇
昭和	元	年度末現在	二六七

第二目　部分林

部分林の制度は既に舊幕時代に於ても諸藩に之を存せしものにして、南部藩の取分林・秋田藩の取立林・飫肥藩の五部一山・德島藩の步分林等其の例甚だ多く、而して此等の部分林は維新後に於ても何れも其の慣行を持續せり。然れども當時未だ之に關する一定の規則を存せざりしを以て、明治十一年三月部分木仕付條例を制定し、全國に亙りて大に部分木の植栽を奬勵したり。然るに明治三十二年國有林野法の制定せらるるに及び、其の第十九條乃至第二十三條に於て新に部分林に關する規定を設け、國は造林者と其の收益を分收するの契約を以て、國有林野に部分林を設くるを得るものとし而して部分林の樹木は國と造林者の共有とし、其の持分は收益分收の部分に均しきものと定めたり。玆を以て之に基き同年八月左の如く新に國有林野部分林規則を制定し、部分林に關する詳細の規定を設けたり。卽ち之に依れば造林者は十分の八を超えざる範圍内に於て、農商務大臣の定むる所に從ひ收益分收を爲し、且一定の產物を採取するの權利を有すると同時に、部分林の造林に必要なる行爲を爲し、且一定の事項に關し部分林を保護するの義務を負ふものとせり。

七	二六三一町五		
一一八	一二三六八・四		
一八四	一四五七五・八		
二六一	二四〇四九・八		
二六二	二四一二四・七		
二七二	二四三八二・〇		

國有林野部分林規則（明治三十二年八月三日勅令第三百六十二號）

第一條　國有林野ニ部分林ヲ設定スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　部分林ノ收益分收ノ部合ハ地代及造林費ヲ參酌シテ農商務大臣之ヲ定ム　造林者ノ分收部合ハ十分ノ八ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條　造林者ハ大林區署長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其ノ權利ヲ處分スルコトヲ得ス

第四條　造林者ハ部分林ノ植樹、補植、手入其ノ他造林ニ必要ナル行爲ヲ爲スヘシ

第五條　造林者ハ大林區署長ノ指定シタル期間内ニ植樹ヲ終ルヘシ　大林區署長ハ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ限リ造林者ノ請求ニ依リ二年以内ニ於テ植樹期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第六條　造林者植樹準備又ハ手入ノ爲部分林ニ耕作ヲ爲サントスルトキハ大林區署長ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　造林者ハ左ノ事項ニ關シ部分林ヲ保護スル義務ヲ負フ

一　火災ノ豫防及消防

二　盜伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行爲ノ豫防及防止

三　有害動物ノ豫防及驅除

四　境界標其ノ他ノ標識ノ保存

五　稚樹ノ保育

六　大林區署長ノ命ニ依リ看守人ヲ配置スルコト

第八條　造林者ハ左ノ產物ヲ採取スルコトヲ得

一　下草、落葉及落枝

二　樹實及菌蕈ノ類

三　部分林設定後天然ニ生育シタル雜木

四　植樹後二十年以內ニ於テ手入ノ爲伐採スル樹木

第九條　部分林設定後天然ニ生育シタル樹木ニシテ雜木ニ非サルモノハ之ヲ部分林ノ樹木ト看做ス

第十條　根株ハ特別ノ契約アル場合ヲ除ク外國ノ所有トス

第十一條　部分林ノ收益ハ其ノ樹木ノ賣拂代金ヲ以テ分收ス但シ國ノ分收スヘキ樹木ヲ保存スル必要アルトキハ材積ヲ以テ分收ヲ爲スコトヲ得

第十二條　代金ヲ以テ分收スルトキハ樹木ノ賣拂ハ當該官廳之ヲ行フ

材積ヲ以テ分收スルトキハ造林者ハ大林區署長ノ指定シタル期間內ニ其ノ分收樹木ノ搬出ヲ終ルヘシ

前項ノ搬出期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

大林區署長ハ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ニ於テハ二年以內ヲ限リ搬出期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ延長期間ニ對スル地代ヲ前納セシムヘシ

第十三條　造林者搬出期間內ニ分收樹木ノ搬出ヲ終ラサルトキハ其ノ搬出セサル樹木ハ國ノ所有ニ歸ス

第十四條　大林區署長ハ森林經濟上利益ナリト認ムル場合ニ限リ造林者ノ請求ニ因リ十年以內ニ於テ部分林ノ存續期間又ハ伐期ヲ變更スルコトヲ得

第十五條　部分林ニ損害ヲ加ヘタル第三者ヨリ賠償トシテ得タル金額ハ分收部合ニ依リ之ヲ分收ス

第十六條　天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ因リ契約無效ト爲リタル場合ニ於テハ現存ノ樹木ハ分收部合ニ依リ之ヲ分收スルモノトス

已ムヲ得サル事由ニ因リ造林者契約ノ解除ヲ願出テ之ヲ許可シタル場合亦同シ

第十七條　造林者左ノ諸項ニ該當スルトキハ農商務大臣ハ部分林設定契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但シ造林者ノ責ニ歸スヘカラサル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　植樹期間ノ始期ヨリ一年ヲ經過スルモ植樹ニ著手セサルトキ

二　植樹期間內ニ植樹シタル面積カ總面積ノ二分ノ一ニ及ハサルトキ

三　植樹期間延長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テ其ノ期間內ニ植樹ヲ終ラサルトキ

四　植樹ヲ終リタル後五年ヲ過クルモ成林ノ見込ナキトキ

五　造林者其ノ部分林ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ

第十八條　前條ノ規定ニ依リ部分林設定契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ部分林設定ノ日ニ遡リ地代ヲ徵收シ既植ノ樹木ハ國ノ所有ニ歸ス

第十九條　造林者部分林ヲ他ノ目的ニ使用シタルトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス部分林ヲ他所有ニ歸ス

人ニ貸付シ又ハ使用セシメタルトキ亦同シ

附　則

第二十條　明治十一年三月內務省甲第四號布達部分木仕付條例ハ之ヲ廢止ス

第二十一條　第二條ノ規定ハ國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依ル部分林ニハ之ヲ適用セス

第二十二條　國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依ル部分林ニシテ存續期間ノ定ナキモノ又ハ其ノ期間本令施行ノ日ヨリ起算シテ八十年ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ部分林ノ存續期間及伐期ハ現存スル樹木ノ年齡ヲ參酌シテ農商務大臣之ヲ定ム

第二十三條　國有林野法第十九條第二項ノ規定ニ依ル部分林ニシテ天然ニ生育シタル雜木ノ分收ヲ目的トスルモノナルトキハ其ノ雜木ハ部分林ノ樹木ト看做ス

右の部分林規則は爾後大正十年に至る迄何等改正を加へらるることなかりしが、大正九年十一月に至り國債市價の維持を計るの目的を以て、政府に對する各種の保證金又は擔保等を總て國債に限定するの政策を採用するに及び、此の方針に從ひ大正十年五月勅令第百九十一號を以て部分林規則第十二條中『地代ヲ前納スヘシ』を『地代ヲ前納セシメ又ハ其ノ擔保トシテ國債證券ヲ提供セシムヘシ』と改め、以て分收樹木の搬出期間の延長を許可せし場合に於て、國債を擔保として延長期間に對する地代の後納を許すことと爲したり。部分林規則は爾後何等の改正なくして大正末年に及べるものとす。今左に明治三十二年度以降每五年の分收部合別部分林の數額を掲ぐべし。

年次	五官五民		四官六民		三官七民		二官八民		其他		合計	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
明治三十二年度末現在	七、一〇六	七、〇九五・〇町	一、八二四	二、一二七・二町	三九、四一三	二三、四二一・八町	九、三二三	二三、六六七・四町	八、三〇五	一九、九二七・三町	六五、九七一	七四、二三八・七町
同　三十七年度末現在	七、八九〇	八、三〇九・八	一、五一〇	二、〇三四・三	三八、一七二	二一、三七一・三	七、六八二	二五、二五三・一	一八、四七七	二五、一一二・三	七三、七三一	八二、〇八〇・八
同　四十二年度末現在	四、四二六	一二、〇五八・〇	九六二	二、二一六・三	一六、六五〇	一八、四三〇・九	九、九七八	一九、五八〇・九	一五、九三六	一五、九五九・六	四二、九五二	七二、二四五・七
大正三年度末現在	三、一五六	六、一二六・一	五二二	三、八〇九・〇	七、二一三	一一、六七二・七	三、一二四	一四、七六一・〇	一二、二〇二	一五、九八七・〇	二六、二一七	五二、三五五・八
同　八年末現在	三、〇七五	五、五六三・四	三九八	四、三五八・七	八、一四三	一二、三三一・七	二、六四六	一三、六四〇・四	一一、五〇八	一七、二五二・四	二五、七七〇	五三、一四六・六
同　十三年末現在	二、四〇八	四、〇八五・八	三六四	四、八五〇・一	四、八三四	九、二三四・九	三、二五五	一三、一一四・〇	九、九七八	一四、九六三・五	二〇、八三九	四六、二三八・三
同　十四年末現在	二、〇五九	三、八四二・三	三二七	四、七〇四・六	五、三四〇	九、五七六・五	二、九七二	一二、八四八・八	九、九〇八	一五、九〇八・六	二〇、六〇六	四六、八八〇・八
昭和元年末現在	一、九五五	三、七四九・九	三二六	四、七二三・二	五、一二八	八、八八三・九	二、九一〇	一二、〇九二・四	九、二〇四	一五、六〇八・六	一九、五二三	四五、〇五八・〇

第三目　委託林

委託林の制度も亦舊藩時代より既に之を存したり。津輕藩の見繼山・秋田藩の御立山・高知藩の明所山・熊本藩の御留山・鹿兒島藩の御仕立山等は其の主たるものにして、此等の藩有林は之を地元民に保護せしめ、其の代償として柴草下枝等を下付せしものなるが、維新以後國有林野管理方法の整備と共に右の如き慣行は自ら禁止せられ、地元人民は拂下を受くるに非ざれば官有林の副產物を採取することを得ざることとなり、尋いで明治二十三年官有森林原野及產物特別處分規則制定の後は、此等副產物の拂下は從來賣拂の慣行あるに非ざれば、隨意契約に依ることを得ざるに至りしを以て、多年之に依りて生活を營み來りし地元民は多大の苦痛を感ずるに至れり。茲に於て翌二十四年十月に至り勅令第二百二號を以て右規則に追加を爲し、農商務大臣は森林保護の爲め必要と認むるときは制限を附し地元人民に森林の副產物を無料にて採取せしむることを得るものと定め、茲に從來の委

託林の制度を復活せしめたり。越えて明治三十二年國有林野法の制定に至り、同法第十八條に於て更に之に關する規定を設け、國有林野にして保護上必要なる場合には、勅令の定むる所に依り市町村又は市町村内の一部に其の保護を委託し、其の代償として其の林野の産物は受託者に讓與することを得ることと定めたり。茲に於て同年八月新に左の如く國有林野委託規則を制定し、委託林野の區域決定方法、委託期間の制限、委託林野に關する受託者の義務、受託者に讓與すべき林野産物の種類等委託林に關する詳細の規定を定めたり。

國有林野委託規則（明治三十二年八月三日勅令第三百六十四號）

第一條　市町村又ハ市町村内ノ一部ニ國有林野ノ保護ヲ委託スルハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　委託林野ノ區域ハ市町村ノ位置、緣故及其ノ地方ノ狀況ヲ參酌シテ農商務大臣之ヲ定ム

第三條　委託林野ノ委託期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第四條　受託者ハ委託林野ニ關シ左ノ義務ヲ負フ

一　火災ノ豫防及消防

二　盜伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行爲ノ豫防及防止

三　有害動物ノ豫防及驅除

四　境界標其ノ他ノ標識ノ保存

五　稚樹ノ保育

六　大林區署長ノ命ニ依リ手入ヲ爲シ又ハ看守人ヲ配置スルコト

第五條　左ノ委託林野産物ハ之ヲ受託者ニ讓與スルコトヲ得

一　末木、枝條及枯倒木

二　手入ノ爲伐採スル樹木

三　自家用薪炭材

四　土地ノ資質ヲ爲ササル副産物

第六條　左ノ場合ニ於テハ農商務大臣ハ委託ヲ解除スルコトヲ得

一　受託者第四條ノ義務ヲ怠リタルトキ

二　受託者其ノ委託林野ニ關シ罪ヲ犯シタルトキ

三　委託林野ヲ公用又ハ公益事業ニ供スル必要生シタルトキ

前項ノ規定ニ依リテ受託ヲ解除シタル場合ニ於テハ損害ヲ賠償セス

第七條　受託者タル市町村又ハ市町村ノ一部ノ住民委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

附　則

第八條　本令施行前ニ副産物ノ無料採取ヲ許可シタル森林ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

第九條　本令施行前ニ副産物ノ無料採取ヲ許可シタル森林ハ其ノ採取者ノ出願ニ依リ委託林野ト爲スコトヲ得

右國有林野委託規則は其の施行後何等の改正をも加へらるることなくして、大正末年に至れり。

今明治三十二年度以降毎五年の委託林野の増減を示せば左の如し。

年次	箇所	面積	受託市町村數
明治三十二年度末現在	八七	三、七一二・町六	六三
同　三十七年度末現在	三七	一、九七〇・八	八六
同　四十二年度末現在	二〇	一、二七五・七	四七
大正　三年度末現在	一五	一、三八四・二	一七
同　八年度末現在	二〇	二、三〇七・七	九八二
同　十三年度末現在	二四四	三三、七七一・八	八、七四二
同　十四年度末現在	二五五	三五、一〇八・八	三五〇
昭和元年度末現在	二八七	三七、六八一・一	三八二

第四項　北海道及沖繩縣に於ける管理制度

第一目　北海道

北海道の國有林野は明治初年に在りては開拓使の管理に屬し、明治十五年の廢使置縣と共に農商務省の所管に移り、其の事務を三縣に委託せられしが、同十九年三縣を廢して北海道廳を設置せらるるに及びて、山林事務は總て道廳に移されたり。斯くて爾來北海道の國有林野は内務大臣の所管の下に、其の管理の全權は之を北海道廳長官に委任せらるることとなれり。而して北海道の國有林野中には未開地に屬するものと然らざるものとありて、前者は明治十九年北海道土地拂下規則又は同三十年北海道國有未開地處分法に據り、後者は明治二十三年官有財産管理規則に據りて管理せられしが、他方に於て北海道廳は明治二十一年以後順次に官林境界調査・保安林調査・施行案編製調査・官林種別調査等、國有林野に關する各種の基礎的調査に着手し、以て國有林野の管護竝に整理に備へたり。然れども同地方は一般内地と其の狀況を異にする所多く、其の拓殖政策上よりするも、内地と同樣の制度を行ふを得ざるものあるが故に、明治三十二年國有林野法の制定に依り内地に於ける國有林野の整理事業開始せらるるに當りても、北海道に對しては尚未だ右法律を適用せらるることとなかりき。然るに爾來同地方の開拓漸次進捗すると共に製造工業も漸く盛大となるに至りしを以て、此等製造業の中製紙業、燐寸軸木製造業等、林野竝に其の産物に至大の關係を有する工業に對しては、國有林野竝に其の産物の貸渡又は賣却に就き特例を設け、以て之が奬勵を計るの必要を認め、明治三十五年八月左の如き規定を設けたり。

勅令第二百七號（明治三十五年八月三十日）

第一條　北海道ニ於テ製紙業、燐寸軸木製造業又ハ「タンニン」製造業ヲ營ム者ニハ北海道廳長官ハ隨意契約ヲ以テ國有森林原野ノ主副産物ヲ賣渡スコトヲ得

第二條　森林ノ貸與ハ工業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認メタル建物、道路又ハ材料置場等ノ敷地ニ供スルモノニ限ル

第三條　主副産物ノ賣渡ハ工業ノ原料又ハ燃料ニ供スルモノニ限ル

第四條　森林ノ貸渡期間ハ十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條　主副産物ノ賣渡ハ工業者ノ使用スル機械ノ馬力ヲ標準トシテ定ムル一箇年ノ需用額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條　工業者一箇年以上休業シタルトキハ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

第七條　工業者主副產物ヲ目的以外ニ處分シ又ハ森林ヲ目的以外ニ使用シタルトキハ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

此ノ場合ニ於テハ違約金トシテ代價又ハ貸渡料金ノ五倍ニ相當スル金額ヲ徵收ス

第八條　前二條ノ場合ニ於テ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ其ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ生ス

第九條　工業者廢業シタルトキハ契約ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條　工業者ノ具備スヘキ要件及契約ニ關シ必要ナル規程ハ內務大臣之ヲ定ム

然るに右の勅令は隨意契約を以て林野の貸與竝に林野產物の賣却を行ひ得る場合を、北海道に於ける二三の製造業者に限り、且立木の處分を許すも立木と共に土地の賣渡を禁ずる等、甚だ狹隘なるものあり、其の後に於ける時勢の進展と北海道拓殖の進歩とに副はざること甚しきに至りしを以て明治四十一年に至り政府は始めて北海道に於ける國有林野の整理に著手することとなり、同年十一月左の如く北海道國有林野及產物處分令（明治四十一年十一月二十八日勅令第二百八十六號）を制定し、大に林野處分の範圍を擴張したり。

北海道國有林野及產物處分令

第一條　國有林野ニシテ國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有トシテ保存ノ必要アルモノハ賣拂ヒ、讓與シ又ハ交換スルコトヲ得ス但シ公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二條　北海道廳長官ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ國有林野ヲ賣拂ヒ、貸付シ、讓與シ又ハ交換スルコトヲ得

一　公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ

二　區町村其ノ他公共團體ノ基本財產ニ充ツル爲賣拂フトキ

三　命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル林野ヲ其ノ緣故者ニ賣拂フトキ

四　現ニ北海道ニ於テ鑛業又ハ北海道廳長官ノ定メタル資格ヲ有スル重要製產品ノ製造業ヲ營ム者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル林野ヲ賣拂フトキ

五　民有地、道路、河川等ニ介在スル二十町步以內ノ林野ヲ賣拂フトキ

六　道路、溜池、堤塘、溝渠等ノ敷地トシテ貸付シタル林野ヲ其ノ借地人ニ賣拂フトキ

七　宅地、耕地、牧場、放牧地、植樹地又ハ海產干場ニ供スル爲貸付スルトキ

八　北海道廳長官ノ定メタル重要製產品製造業ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ

九　木材業附帶ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ

十　見積借地料一年金三百圓ヲ超エサル林野ヲ貸付スルトキ

第三條　北海道廳長官ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ國有林野ノ產物若ハ土石ヲ賣拂ヒ又ハ無料採取セシムルコトヲ得

一　公用又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ

二　部分林ノ產物ヲ造林者ニ賣拂フトキ

三　北海道廳長官ノ定メタル資格ヲ有スル重要製產品ノ製造業者ニ其ノ原料ヲ賣拂フトキ

四　前號ノ場合ニ於テ原料以外ノ產物ヲ併セ處分スルニ非サレハ森林經營上支障アルニ因

リ之ヲ同時ニ賣拂フトキ

五　施業案ニ基ク斫伐案ヲ施行スルニ際シ競爭ニ付スルトキハ森林ノ更新ヲ障害スル虞アル場合ニ於テ其ノ森林ノ產物ヲ北海道廳長官ノ定ムル資格ヲ有スル木材業者ニ賣拂フトキ

六　非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ建築、營繕又ハ薪炭ノ材料ヲ賣拂フトキ

七　見積價格金六百圓ヲ超エサル產物又ハ土石ヲ賣拂フトキ

八　鑛業ニ必要ナル產物ヲ鑛業人ニ賣拂フトキ

九　河海、沼湖、濠池ノ埋立ニ要スル土石ヲ賣拂フトキ

十　國有林野ノ保護及更新上必要ト認ムル場合ニ於テ制限ヲ付シ地元人民ニ其ノ產物ヲ採取セシムルトキ

第四條　用途ヲ指定シテ讓與シタル國有林野ヲ指定ノ期間內ニ其ノ用途ニ使用セス又ハ指定ノ期間內ニ其ノ使用ヲ廢シタルトキハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第二百七號ハ之ヲ廢止ス

而して右の如く林野及其の產物の特別處分に關する制度を設けたる上は、內地に於けると同樣其の賣拂代金の延納を認め、以て拂受人に利便を與ふるの必要あるを以て、翌四十二年九月左の如く北海道國有林野及未開地竝に其の產物の賣拂代金延納の件を定めたり。

勅令第二百十八號（明治四十二年九月十六日）

北海道國有林野及未開地竝其ノ產物ノ賣拂代金ハ一口千圓以上ナル場合ニ限リ有價證券ヲ擔保トシテ提供セシメ二年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得但シ公共團體ニ限リ其ノ擔保ヲ免除スルコトヲ得

擔保トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類ハ內務大臣ノ認可ヲ經北海道廳長官之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

北海道國有林野及產物處分令は其の制定後何等の變更なく行はれて大正末年に至りしが、其の產物賣拂代金延納に關する勅令は大正十年三月に至り左の如く改正せられたり。之れ卽ち政府に提出すべき擔保を國債證券に限定するの政策を採用せられしに基くものなり。

勅令第六十五號（大正十年三月三十一日）

明治四十二年勅令第二百十八號中左ノ通改正ス

「有價證券」ヲ「國債」ニ改メ第二項ヲ削ル

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ二年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

然るに同年八月に至り勅令第三百七十四號を以て新に代金延納に關する統一的規定を制定し、同

年九月一日より之を實施したり。卽ち之に依れば、政府に於て物件を賣拂ふときは擔保として國債を提供せしめて代金の延納を許すことを得、又此の場合に於て擔保の必要なしと認むるときは特に其の提供を免除することを得るものとし、而して延納を許すことを得る場合・延納期間・擔保を免除することを得る場合等は、所管大臣大藏大臣と協議して之を定むるものとしたり。茲に於てか北海道國有林野及未開地竝に其の產物賣拂代金延納に關する前揭の勅令も其の必要を存せざるに至りしを以て、右勅令附則に於て之を廢止し、同年九月內務省令第二十四號を以て更めて左の如く延納に關する諸條件を定めたり。

內務省令第二十四號（大正十年九月十三日）

北海道國有林野及未開地竝其ノ產物ノ賣拂代金ハ一口千圓以上ナル場合ニ限リ二年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

公共團體ニ限リ擔保ノ提供ヲ免除スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正十年勅令第三百七十四號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規則は爾後何等の變更なくして引續き施行せられて大正末年に及べり。

第二目　沖繩縣

沖繩縣に於ける官有林は之を杣山と稱し、舊藩時代に於ては地元の區・間切・島又は村をして造林保護の義務を負擔せしめ、之が代償として其の產物は、自家用たると稼業用たるとを問はず無代價採取を許し、且藩廳の用木として指定したるものと雖も、藩廳之を徵收せしときは相當代價を支拂ふを慣例とせり。明治十二年の廢藩置縣の後に於ても、尙引續き右の舊慣に依り沖繩縣知事之が管理に當りしが、明治三十二年沖繩縣土地整理法制定せらるるに及びて、斯かる杣山は總て官有たるべきものと定められたり。而も同縣の事情は一般內地と甚しく異るもの多きを以て、同年制定の國有林野法も尙之を沖繩縣に適用せざることと爲し、沖繩縣知事は依然として舊慣に從ひて、杣山の產物を無代價にて地元の區・間切・島・村及其の住民に採取を許し來れり。然れども杣山の性質たるや、前述の如く其の使用・收益等は全く地元の區・間切・島又は村に屬するものにして、之を以て純然たる國有と認むるを得ざるものあり。茲を以て土地整理法に依りて杣山が總て國有に歸せしめらるるや、從來私有地の如く信じ來れる地方人民は大に不安の念を抱き、頻りに濫伐を企てて之が荒廢を顧みざるの狀あるに至れり。茲に於て政府は杣山の全部を永遠國有として保存するは、同縣に對する政策上及林業經營上策の得たるものに非ざるを認め、明治三十九年七月に至り左の如く之が特別處分に關する法規を制定し、杣山の樹木は從來保護造林を爲したる地方團體に無償讓與し且將來國有として保存の必要なき杣山の土地は、從來保護造林を爲したる地方團體に隨意契約を以て賣却し、而して其の代金は十五年間延納を許可することとしたり。

勅令第百九十一號（明治三十九年七月二十六日）

第一條　沖繩縣下ノ國有林野ニシテ國土保安上又ハ其ノ經營上國有トシテ保存スルノ必要ナキモノハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ヲ以テ賣拂ヲ爲スコトヲ得

一　國有林野ヲ其ノ造林保護ヲ爲シタル區、間切、島又ハ村ニ賣拂フトキ

二　土地整理以前ニ開墾又ハ牧畜ノ爲貸付シタル國有林野ヲ其ノ事業ヲ成效シタル者ニ賣拂フトキ

前項ニ依リ區、間切、島又ハ村ニ賣拂ヒタル國有林野ノ代金ニ付テハ十五箇年以內年賦延納ヲ許可スルコトヲ得

第二條　國有林野ノ產物ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依リ造林保護ヲ爲シタル區、間切、島又ハ村ニ之ヲ讓與スルコトヲ得

右勅令に基き同年七月農商務省令第二十二號を以て沖繩縣國有林野特別處分規則を設けて、不要存置國有林野の賣拂及產物の讓與に關する細則を定め、且其の處分は沖繩縣知事をして之を專決することを得せしめたり。

斯くて沖繩縣廳は右の法令に基き、縣下の柚山に就き國有として保存の必要あるものと然らざるものとを調査したる結果、柚山總面積九萬四千四百餘町歩の中、要存置のもの三萬六千三百餘町歩を除き、他は總て之を賣拂ふことと爲し、二箇年にして略ゝ之が整理を終了したり。斯くて沖繩縣に於ける林野に就きては、國有民有の區別略ゝ明確なるを得るに至りしを以て、明治四十一年三月國有林野法に改正を加へ、同年七月以後國有林野法を沖繩縣に施行することと爲したり。

然るに右沖繩縣國有林野特別處分に關する勅令に依りて、十五箇年の年賦延納を以て柚山の拂下を受けたる地方團體の中には、其の經濟窮迫の狀態に在るもの甚だ多く、拂受代金を右の期間內に完納すること極めて困難なるものありしを以て、大正三年六月に至り右勅令の一部を改正して、代金の年賦延納期間を三十箇年に延長することとしたり。尚同縣は明治四十一年四月より沖繩縣島嶼町村制を施行せられ、舊來の間切、島、村は町村と稱せらるることとなりしを以て、勅令改正の機に於て此の點をも改めたり。改正勅令左の如し。

勅令第百三十一號（大正三年六月二十三日）

明治三十九年勅令第百九十一號中「區、間切、島又ハ村」ヲ「區又ハ町村」ニ、「十五箇年」ヲ「三十箇年」ニ改ム

附　則

本令ハ本令施行前ノ賣拂代金ニシテ滯納中ノモノニモ之ヲ適用ス

尚沖繩縣國有林野整理處分規則は、大正四年七月に至り農商務省令第十四號を以て不要存置國有林野整理處分規則を定め、其の中に特に沖繩縣に於ける特別處分に關する規定を設くるに及び其の必要を存せざるに至りしを以て、同規則を以て廢止せられたり。此の結果沖繩縣の國有林野の處分も特殊の條項の外は、一般內地の國有林野と同一の規定に依りて施行せらるることとなれり。

第三節　國有財產管理制度の後期

第一款　緒　言

國有財產の管理に關する制度は、明治二十三年に至り官有財產管理規則官有地特別處分規則官有地取扱規則等の制定に依り、玆に一應の整備を見るに至りしが、此等の規定は何れも種々の方面に於て不備の點を有せしのみならず、殊に國有財產の管理に關する根本法規たる官有財產管理規則が、勅令を以て定められしことは、金錢會計に關する法規たる會計法が法律を以て制定せられしに對し、甚

しく權衡を失するものなるが故に、之が規定を法律を以て設くべしとの論は夙に右規則制定當時より存したり。斯くて官有財産管理法案は第一回以來毎年の帝國議會に於て衆議院議員に依り提出せられしが、何れも院議に上るに至らずして止み、第八回帝國議會に於ては、提案の趣旨に於ては固より贊成なるも、次期議會に於て政府より一層完全なる法案を提出すべきことを期待すとの理由に依り、之を否決したり。尋いで明治三十四年會計檢査院は、明治三十一年度檢査成績書中に於て國有財産管理に關する法規の不備を指摘し、大藏大臣をして管理の統一を圖らしむると共に、官有財産目錄及官有財産異動報告書等は之を會計檢査院に提出し、其の檢査を經て帝國議會に報告するを至當と認むる旨を上奏し、又明治四十二年に至り明治四十年度檢査成績書に於て、現に府縣の管理する廣大なる官有地の未使用に屬するものを相當處分することは、財産經濟上有利と爲す旨を上奏したり。政府に於ても夙に國有財産管理に關する法規改定の必要を認めて、絶えず之に關する調査を怠らざりしが、機容易に熟せずして之が實現を見るに至らざりき。然るに大正六年七月第三十九回帝國議會に於て衆議院議員澤來太郎外十二名は、國有財産調査會設立に關する左の如き建議案を衆議院に提出し、右案は滿場一致を以て可決せられたり。

『國運ノ發展ト歐洲戰亂ノ反響トハ我カ國費ヲシテ倍々多端ナラシメムトス蓋是レ必至ノ勢ナリ而モ我カ國民ノ負擔力ニ徵スルニ租稅公課頗ル重ク今ニ於テ國有財産ノ整理ヲ爲シ以テ財政ノ資料ニ供スルハ最緊急ノ事ニシテ且時代ノ要求ナリ政府ハ速ニ調査機關ヲ設ケテ之ニ備フルノ方法ヲ講スヘシ』

茲に於て政府は右建議の趣旨に從ひ、大正七年六月に至り大藏省に於て官有財産の整理に關する調査を爲す爲め臨時職員を設置すると共に、更に勅令第二百四十號を以て官有財産調査會官制を制定したり。右官有財産調査會は大藏大臣之が會長となり、法制局長官・各省次官・會計檢査院部長・貴衆兩院議員及び學識經驗ある者を以て之を組織し、國有財産制度の編成及び國有財産の整理等に關して審議を行ふものとす。斯くて同調査會は先づ國有財産管理に關する根本法規を制定するの必要を認めて之が立案に着手し、審議の結果國有財産法案を議決して之を政府に報告したり。政府は之に依りて同法案を大正八年十二月開會の第四十二回帝國議會に提出したりしが、同法案が衆議院委員會に於て審議中衆議院解散を命ぜられし爲め、成立するに至らざりしを以て、政府は同一案を再び翌大正九年第四十四回帝國議會に提出せしに、同法案は僅少の修正を經て議會を通過したり。斯くて國有財産法は大正十年四月法律第四十三號を以て公布せられ、翌十一年四月一日より施行せらるることとなり、之と同時に各種の附屬法令及關係法規の制定又は改廢行はれたり。斯くの如くにして明治二十三年官有財産管理規則制定以來數十年に亙る朝野多年の宿題は始めて解決せられ、國有財産管理制度に關する根本的改革は、茲に漸く之が實現を見るに至れり。今款を改めて國有財産法規の制定竝に新制度の概要を說述すべし。而して國有財産の數額及其の年々の增減竝に國有財産整理の實蹟等に關しては、第四編第六章に於て詳說する所を參照すべし。

第二款　國有財産法の制定及實施

國有財産法案が大正九年十二月開會の第四十四回帝國議會に提出せらるるや、衆議院は其の第十三條に對して修正を加へたるのみにて之を可決したり。同法案第十三條は、政府の爲したる國有財

産の境界査定に對し其の隣接地所有者にして不服あるときは、境界査定終了の通知を受けたる日より六十日以内に訴願し又は行政裁判所に出訴するを得べきことを規定したるものなるが、衆議院は此の規定を以て其の範圍狹きに失するものと爲し、隣接地所有者ならざるものと雖も査定に利害關係を有するものは、總て訴願又は出訴するを得ることとし、且其の訴願又は出訴の期日に關する規定を削除したり。衆議院に於ては右の外尙二三の點に就て異論を生じ、或は法案第十三條の規定を改めて、境界査定に關しては行政訴訟に依らずして司法裁判所に出訴せしむることと爲し、或は又法案第二十四條に於ける寺院佛堂境內用國有地の無償貸付に關する規定を改めて、之を無償讓渡を許すことと爲す等の修正意見提出せられしと雖も、此等は何れも贊成者少數にて、成立せざりき。貴族院は衆議院の修正を異議なく可決せしを以て、玆に國有財産法は大正十年四月法律第四十三號を以て公布せられたり。今從來の官有財産管理制度に比し同法に於て改正せられたる主要なる點を概說すれば左の如し。

（一）　法令の形式を法律に依りたること。

國有財産の管理に關する從來の諸法規は、國有林野法其の他一二のものを除くの外は何れも勅令を以て制定せられ、毫も帝國議會と相交涉する所なかりしが、國有財産の管理は國家財政上の重要事項にして、歲計豫算と密接なる關係を有するを以て、帝國議會の財政監督をして周到ならしめんが爲には、議會をして財産の管理制度の制定及改正に關與するの機會を有せしむるを必要とするのみならず、之が管理に關しては一般私法の原則に對して例外を設くるを便宜とするものあり。之れ卽ち新制度に於て特に法律の形式を採りたる所以にして、國有財産制度の沿革上一大進歩と稱せざるべからず。

（二）　名稱を國有財産と改めたること。

從來國有財産に關しては、國有林野法の外何れも『官有財産』なる文字を使用せしも、國有財産法に於ては之を『國有財産』と改め、以て此の中には宮內省管轄の財産又は公共團體所有の財産を包含せざるの意を明かにしたり。

（三）　國有財産の範圍を擴張し且其の種類を明定したること。

從來官有財産管理規則に於て官有財産と稱せしものは、國有の不動産及船舶竝に此等の附屬物に限られしが、新制度に於ては國有の不動産の外、特定の動産及權利をも之に包含せしむることと爲し而して此の動産及權利の範圍に關しては勅令の規定に讓ることとしたり（第一條）。卽ち之に基きて國有財産法施行令に於て其の範圍を定めて（一）船舶・浮標・浮棧橋及浮船渠（二）不動産又は前號に揭ぐる動産の從物（三）事業所に於ける機械及重要なる器具（四）地上權・地役權・鑛業權・砂鑛權・其の他之に準ずべき權利（五）株式及出資に因る權利と爲したり（施行令第一條）。又從來官有財産管理規則に在りては明白に財産の種類を區分することなかりしが、本法に於て始めて之に關する區分を設くることと爲し、主として、財産管理上の便宜に立脚して、之を左の如く公共用財産・公用財産・營林財産・雜種財産の四種類に區別したり（第二條）。

（イ）公共用財産は國に於て直接公共の用に供するものにして、道路・橋梁・港灣・湖海・河川等之に屬し之を財政的に管理すべき方面頗る減殺せられ居るが故に、特に之を一類として區別したり。

（ロ）公用財産は國に於て神社の用に供し、又は國の事務・事業若くは官吏其の他の職員の住居の用

に供するものにして、神社用地・廳舍・官舍・工場・監獄・學校・圖書館・博物館・軍艦・鐵道等は之に屬す。

(ハ)營林財産は國の營林經營の目的に供するものにして、營林官廳に於て營林の目的に供する森林・原野・附屬道路等之に屬す。而して森林の經營は國の一事業なるが故に、此等の財産は公用財産に屬せしむべきが如しと雖も、此等の財産は營林事業を行ふ手段に非すして、營林其のものの對象物なるが故に、等しく營林事業に密接なる關係を有する財産中に在りても、林區署の廳舍・製材工場等、營林事業の用に供せらるるもの(即ち公用財産)とは、特に之を區別したるものなり。

(ニ)雜種財産は以上の何れにも屬せざるもの、即ち前三者に屬せざる耕地・宅地・寺院境內地・森林原野・鑛泉地・池沼・海濱地(直接公共用に供する波打際の如きを除く)・寄洲・荒蕪地竝に政府の出資に係る株式持分等にして、此の外前三者に屬する財産と雖も、其の用途又は目的を廢したるときは、雜種財産に編入せらるるものなり。而して之に屬する財産は多くは單に收益の目的に供せらるるものなりと雖も、又必ずしも斯かる目的に供せらるるもののみならず、種々雜多の財産を包含するが故に、之を名けて雜種財産と稱したり。

(四)　國有財産管理の系統を明にし之が總轄の機關を定めたること。

從來の官有財産管理規則は、官有財産は各省大臣之を管理すべき旨を定めたるに止まり、特に之が統一總轄に關する規定を缺きしが、之れ從來の制度に於ける一大缺點にして、之が爲に國有財産の管理自ら各省區々に流れ、國家經濟上に不利益を及ぼすこと尠からざるのみならず、議會に提出する財産目錄及增減異動報告書の如きも、各省各別に之を調製するのみにして、之を統一して全體的の計數を調査するの方法なかりしが故に、之を通覽するも何等總括的の觀念を得る能はざるの缺點を存したり。是を以て新制度に於ては國有財産の事務を管理事務と總轄事務とに分ち、前者は之を從來の如く各省大臣の手に委ぬるも、後者は財務總轄の趣旨に從ひて大藏大臣をして之に任せしむることとしたり(第三條)。今此の管理事務の系統を國有財産に就て觀察するときは、公共用財産は主として內務大臣之を管理し、公用財産の管理は其の用途の如何に依りて之が主管の各大臣之を掌り、又營林財産は內地に於けるものは農林大臣、北海道に於けるものは內務大臣の管理に屬し、雜種財産の管理は原則として大藏大臣之に當るものと爲すを得べし。而して大藏大臣は此の雜種財産の直接管理事務の外、更に國有財産の總轄機關として各種の國有財産の統一綜合の事務を掌るものにして、此等の事務處理の爲に後述の如く特に大藏大臣の管理に屬する一機關を設けて、之に當らしむることとしたり。

(五)　國有財産の處分に關する制限を嚴正にしたること。

從來の官有財産管理規則は勅令を以て規定せられ、從つて國有財産の處分に關しても、勅令を以て自由に之が準則又は例外規定を設くることを得たりしが、新制度に於ては國有財産法は法律を以て制定せられしを以て、法律に根據を有する場合の外は、國有財産の處分を許されざることとなれり。卽ち新法に於ては雜種財産以外の國有財産は、其の用途又は目的を妨げざる限度に於て使用又は收益を爲すことを許す場合の外、之を讓渡し又は之に私權を設定することを許さざることとし(第四條)又雜種財産に關しても其の讓與・交換・貸付等の場合に於て種々嚴重なる制限を設け、且之を出資の目的に充つる場合は總て法律の規定に依るべきことと定めたり(第五條乃至第九條及第十五條乃至第二十條)。而して斯くの如く國有財産の處分に關する制限を嚴重と爲すと共に、又從來の規定に對して多くの

點に於て整理改善を加へ、以て國有財產の處分に關する準則を明確ならしめたり。

（六）國有財產の境界査定に關する規定を設けたること。

國有財產の境界査定に關する規定は、從來國有林野に關して國有林野法中に存するに止まりしが新法に於ては廣く一般の國有財產に就て之が規定を設くるの必要ありと爲し、國有林野法の規定竝に國有地の境界査定に關する從來の取扱を參酌して、新に國有財產の境界査定の手續及之が救濟方法に就て規定を設けたり（第十條乃至第十三條）。

（七）國有財產の臺帳の整備を圖りしこと。

從來國有林野に就ては稍〻臺帳の見るべきものありしも、其の他は纔かに官有地取扱規則に於て土地臺帳に關する規定を設けたるの外、一般の國有財產に就ては何等臺帳に關する規定なく、且右の土地臺帳に關しても別に之が通則を定めたるものなきが故に、各省に於て何れも區々の樣式を定め、不完全なる臺帳に依りて纔かに其の增減異動を整理するに過ぎざるの狀態なりき。新制度に於ては財產管理の基礎たるべき臺帳の整備を以て急務なりと認めて、特に之に關する規定を設け、國有財產の種類に從ひて之が臺帳を設くべき旨を規定せり（第二十五條）。但し公共用財產は其の面積極めて廣大にして、之が詳細なる臺帳を作成するが爲には非常なる勞費を要すべきを以て、之に限り當分の內臺帳及計算書の調製を省略し得ることと爲したり（第二十八條）。而して從來國有財產の臺帳價格は取得當時の價格に依り、永久に之に改訂を加へざりしものなるが、之れ時世の變遷に伴ひて價格の變動激しき不動產等の管理上最も不備とする所なるが故に、新制度に於ては、原則として土地及立木竹に就ては、每五年國有財產現在額總計算書調製の都度之を改訂することとしたり（施行令第三十二條・三十三條及三十四條）。

（八）國有財產に關する計算及報告の制度を改めたること。

國有財產に關する計算及報告に就ても、臺帳と同じく從來の制度に於ては不備の點甚だ多かりしが、新制度に於ては大に之に改正を加へたり。今其の要點を見るに、先づ國有財產に關する計算書及報告書の制度を改正したり。卽ち從來の制度に於ては既述の如く、各省大臣が個別的に官有財產異動報告書及官有財產目錄を作成するに止まり、之を總括したる總異動報告書及總目錄を缺きしが故に、之を通覽して財產全體の異動竝に現況を知るの便なかりしが、新制度に於ては之を改め、大藏省は各省の作成せる國有財產增減報告書及國有財產現在額報告書を總括して、國有財產增減總計算書及國有財產現在額總計算書を調製し、各省調製の報告書と共に之を帝國議會に提出すべきものとしたり。更に又從來の規定に依れば、現在額報告書の調製は每十年に之を行ふものなりしが、其の期間長きに失するを以て、新制度に於ては之を每五年とし、且前述の如く其の都度土地及立木竹の臺帳價格を改訂せしむることとしたり。計算及報告に關する他の重要なる改正は國有財產の計算に就き會計檢査院の檢査を經ることと爲せし點なり。蓋し從來政府の報告書は各省調製の分を內閣に於て取纏め、其の儘之を帝國議會に提出せしものなるが、議會は之に對して特別の審議を加ふることなく從つて殆ど報告の實效なかりしを以て、新制度に於ては國有財產現在額總計算書及同增減總計算書は、共に會計檢査院の檢査を經て之を帝國議會に報告すべきものと爲すと共に（第二十六條）、更に各省大臣は會計檢査院に證明の爲め、其の所管に係る國有財產の增減計算書を調製し、證憑書類を添へ之を會計檢査院に送付すべきものと爲し（施行令第三十五條）、以て財政監督上の效果を完全ならしめんこ

とを期したり。

（九）新に社寺用地の使用に關する規定を設けしこと。

社寺境内地にして國有に屬するものの法律上の地位に就ては、從來疑義に渉るもの尠からざりしが、國有財産法に於ては此の點に關し明文を以て其の性質を規定したり。卽ち神社は我國法上國の營造物に屬するを以て、同法は國有地にして神社境内地として使用せらるるものは、國の事務及事業等の用に供するものと同じく之を公用財産と定めたり（第二條第二號）。而して寺院又は佛堂は神社と異り我國法上國の營造物に非ざるが故に、其の用に供する國有財産は之を公用財産と爲すを得ず。依て國有財産法は之を雜種財産に屬せしめたり。然れども此等國有に屬する寺院又は佛堂境内地は極めて古き沿革を有し、古來寺院又は佛堂の用に供せられ來りしものなるを以て、國有財産法は此の特殊の沿革に稽へて、新に此等寺院又は佛堂境内地の法律關係を定め、從前より引續き寺院又は佛堂の用に供する國有財産は、其の用に供する間は永久に無償にて之を貸付したるものと見做し、又寺院又は佛堂の上地に係る國有地にして、將來其の寺院又は佛堂の用に供する必要ある場合には、貸付に關する期間の制限を受くることなく、之を無償にて貸付することを得るものと規定したり（第二十四條）。

國有財産法に於て從來の制度を改正せし主要なる點は上述の如くなるが、尙玆に附言を要するは國有財産に關する從來の諸法規との關係なり。國有財産法は國有財産に關する從來の諸法規を統一し、國有財産の管理に關する根本原則を確立するを目的として制定せられしものなるを以て、之が制定の結果從來の國有財産に關する規定の大部分は之を存置するの要なきは勿論にして、卽ち同法施行と同時に官有財産管理規則は勿論、其の特別規定たる官有地特別處分規則及官有地取扱規則を始め、明治七年以降各種の斷片的諸達及勅令等廢止せられしもの頗る多數に上りたり。然れども北海道國有未開地處分法は北海道に於ける特別の事情に應じて設けられしものにして、同地方に於ける開拓の狀況に鑑み尙暫く之を存續せしむるの必要ありと認めしを以て、國有財産法中に於て之に關する規定を設け、北海道國有未開地處分法中の規定は、本法の規定に牴觸するものと雖も當分の内其の效力を有するものと定めたり（第三十條）。又國有林野に關しても其の沿革上及經營上、一般國有財産の管理に對し特別の法制を存するを便宜とするを以て、國有財産法施行後と雖も、國有林野法は之を從來の如く存續せしむることと爲し、唯其の規定中國有財産法の規定と牴觸し若くは重複すと認めらるる條項に限り、之を廢止することと定めたり（第三十一條）。

今國有財産法の全文を掲ぐれば左の如し。

國有財産法（大正十年四月八日法律第四十三號）

第一條　本法ニ於テ國有財産ト稱スルハ國有ノ不動産竝勅令ヲ以テ定ムル國有ノ動産及權利ヲ謂フ

第二條　國有財産ヲ分チテ左ノ四種トス

一　公共用財産　國ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

二　公用財産　國ニ於テ神社ノ用又ハ國ノ事務、事業若ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

三　營林財産　國ニ於テ森林經營ノ目的ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

四　雜種財產　前各號ニ屬セサルモノ

第三條　國有財產ニ關スル事務ハ各省大臣之ヲ管理スヘシ

之ヲ管理スヘシ

第四條　國有財產ハ雜種財產ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第五條　雜種財產ハ左ニ揭クル場合ニ限リ之ヲ讓與スルコトヲ得

一　帝室用又ハ公共團體ニ於テ公共用若ハ公用ニ供スル爲必要アルトキ

二　公共用財產又ハ公用財產ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負擔シタル者,其ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ爲シタル者其ノ他ノ緣故者又ハ關係者ニ讓與スルトキ

三　神社,寺院又ハ佛堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其ノ供用ヲ止メタル國有財產ヲ其ノ合併シタル神社,寺院又ハ佛堂ニ讓與スルトキ

第六條　雜種財產ハ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ爲シタル場合ニ限リ之ヲ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第七條　雜種財產ハ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ニ限リ帝室用又ハ國,公共團體若ハ私人ニ於テ公共用,公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ他ノ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ト交換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ交換ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ價格均シカラサルトキハ金錢ヲ以テ補足スヘシ

第八條　用途及期間ヲ指定シテ國有財產ノ賣拂,讓與又ハ交換ヲ爲シタル場合ニ於テ指定期間內ニ之ヲ其ノ用途ニ供セス又ハ之ヲ其ノ用途ニ供シタル後指定期間內ニ其ノ用途ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第九條　國有財產ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財產引渡前之ヲ納付セシムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ延納ノ特約ヲ爲スコトヲ得

第十條　國有財產ニ付境界查定ヲ施行セムトスルトキハ豫メ期日ヲ定メテ隣接地所有者ニ之ヲ通知シ其ノ立會ヲ求ムヘシ

隣接地所有者期日ニ於テ立會ハサルコトアルモ境界查定ヲ施行スルコトヲ得

第十一條　境界查定ヲ了シタルトキハ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

第十二條　前二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受クヘキ者ノ住所居所共ニ不明ナルトキハ通知ノ要旨ヲ公告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告シタル場合ニ於テハ公告ノ初日ヨリ起算シ三十日ヲ經過シタルトキハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第十三條　隣接地所有者其ノ他境界查定ニ對シ不服アル者ハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條　國有財產ニ付境界查定又ハ測量ヲ爲ス爲政府ニ於テ他人ノ土地ニ立入リ,目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルノ必要アルトキハ當該土地又ハ物件ノ所有者及占有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十五條　國有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　植樹ヲ目的トシテ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ八十年

二　前號ノ場合ヲ除クノ外土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ三十年

三　建物其ノ他ノ物件ヲ貸付スル場合ニ在リテハ十年

貸付期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ更新ノ時ヨリ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條　國有財産ハ帝室用又ハ公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要アル場合及勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第十七條　國有財産ノ貸付料ハ毎年定期ニ之ヲ納付セシムヘシ但シ數年分ヲ前納セシムルコトヲ妨ケス

第十八條　國有財産ヲ貸付シタル場合ニ於テ其ノ貸付期間中帝室用又ハ國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要ヲ生シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十九條　貸付期間ノ終了又ハ貸付契約ノ解除ニ當リ政府ニ於テ時價ヲ提供シ其ノ國有財産ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ物件ヲ買取ルヘキ旨通知シタルトキハ其ノ所有者ハ正當ノ理由

ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條　前五條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ國有財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十一條　雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ爲サムトスル者アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ對シ事業ノ成功ヲ條件トシテ其ノ財産ノ賣拂、讓與又ハ貸付ノ豫約ヲ爲シ其ノ事業ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ事業ノ成功ニ要スル豫定期間事業者ヲシテ其ノ成功シタル部分ニ付無償ニテ使用又ハ收益ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十二條　前條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ指定期間內ニ事業者其ノ事業ニ著手セサルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十三條　第二十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ豫定期間內ニ事業成功セサルトキト雖土地又ハ水面ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ事業者ニ對シ其ノ成功シタル部分ノ賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　從前ヨリ引續キ寺院又ハ佛堂ノ用ニ供スル雜種財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付シタルモノト看做ス

寺院又ハ佛堂ノ上地ニ係ル雜種財産ハ其ノ用ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五條ノ規定ニ拘ラス之ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付スルコトヲ得

第二十五條　政府ハ國有財産ノ種類ニ從ヒ其ノ臺帳ヲ備フヘシ

臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條　政府ハ毎會計年度間ニ於ケル國有財産現在額總計算書ヲ調製シ會計檢査院ノ檢査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ

前項ノ國有財産增減總計算書ニハ各省ノ國有財産增減報告書ヲ、國有財産現在額總計算書ニハ各省ノ國有財産現在額報告書ヲ添附スヘシ

附　則

第二十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　第二十五條及第二十六條ノ規定ハ當分ノ内公共用財産ニ付之ヲ適用セス

第二十九條　第二十六條ノ規定ニ依ル國有財産增減總計算書ハ本法施行ノ日ノ屬スル年度分ヨリ、國有財産現在額總計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十條　北海道國有未開地處分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ牴觸スルモノト雖當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス

第三十一條　國有林野法第二條、第四條乃至第七條、第九條、第十二條乃至第十四條、第十六條、第二十四條及第二十五條ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ但シ本法施行前ニ係ル國有林野ノ增減異動報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十二條　從前ノ法令ニ依リテ爲シタル處分、契約其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十三條　本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

右國有財産法は其の施行期日を勅令の決定に讓れるを以て、翌大正十一年三月勅令第六十一號を以て、同年四月一日より之を施行するものと定めたり。而して國有財産法の制定に伴ひ勅令第十五號を以て國有財産法施行令を制定し、同法の施行に關する細則を定めたる外、右施行令の規定に基き更に大藏省令第十四號を以て國有財産法施行規則を定め、以て臺帳其の他に關し詳細なる規定を設け、何れも國有財産法施行の日より之を實施したり。今此等の全文を掲ぐれば左の如し。

國有財産法施行令（大正十一年一月二十五日勅令第十八號）

第一章　總　則

第一條　左ニ掲クル動産及權利ニシテ國有ノモノハ之ヲ國有財産法第一條ノ國有財産トス

一　船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠

二　不動産又ハ前號ニ掲クル動産ノ從物

三　事業所ニ於ケル機械及重要ナル器具

四　地上權、地役權、鑛業權、砂鑛權其ノ他之ニ準スヘキ權利

五　株式及出資ニ因ル權利

前項第三號ノ事業所ノ範圍ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第二條　各省大臣公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止セムトスルトキハ豫メ大藏大臣ニ之ヲ通知シ特ニ大藏大臣ト協定シタルモノヲ除クノ外用途廢止後遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ引繼クヘシ

前項ノ規定ハ用途ノ廢止ト同時ニ國有財産タルノ性質ヲ失フモノ、國有林野法第三條第二項ノ規定ニ依リ營林財産ト爲スノ必要アルモノ、史蹟名勝天然紀念物ニ指定セラレタルモノ及帝國鐵道會計、大學資金、學校及圖書館資金又ハ在外國帝國專管居留地特別會計ニ屬スルモノニ付之ヲ適用セス

第三條　各省大臣國有財産ノ管理換ヲ受ケムトスルトキハ所管大臣及大藏大臣ニ協議スヘシ

第四條　左ニ揭クル場合ニ於テハ所管大臣ハ大藏大臣ニ協議スヘシ

一　公用財産タル土地ノ用途ヲ變更セムトスル場合ニシテ大藏大臣ノ定ムルモノニ該當スルトキ

二　公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ土地ノ交換ヲ爲シ又ハ寄附ヲ受ケムトスルトキ

三　雜種財産ヲ公用財産又ハ營林財産ト爲サムトスルトキ

四　營林財産ノ目的ヲ廢止セムトスルトキ

第五條　各省大臣公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ土地ノ買入若ハ收用ヲ爲シ又ハ地上權ヲ取得シタルトキハ遲滯ナク之ヲ大藏大臣ニ通知スヘシ

第六條　前二條ノ規定ハ國有財産法施行地外ニ在ル財産及帝國鐵道會計ニ屬シ又ハ屬スヘキ財産ニ付之ヲ適用セス

第七條　國有財産ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ其ノ取扱ニ係ル國有財産ヲ讓受ケ又ハ自己ノ所有物ト交換スルコトヲ得ス

第二章　賣拂、讓與及交換

第八條　公共團體ニ於テ維持保存ノ費用ヲ負擔シ於テハ之ヲ其ノ公共團體ニ讓與スルコトヲ得但シ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外費用負擔ノ義務ヲ負ヒタル期間カ十年ニ滿タサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條　公共團體又ハ私人ニ於テ公共用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テハ之ヲ其ノ施設ヲ爲シタル者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ讓與スルコトヲ得但シ寄附ノ際特ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ爲シタル爲其ノ用ハ超過額ニ相當スル部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ其ノ財産中寄附ニ係ルモノハ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ讓與スルコトヲ得但シ寄附ノ際特約ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外寄附ヲ受ケタル後二十年ヲ經過シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　國有財産ニ付交換ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ當該官廳ハ目的物ノ價格ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調書ヲ作成スヘシ

評定價格ノ差額カ其ノ高價ナルモノノ價格ノ四分ノ一ヲ超ユルトキハ交換ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條　前條第一項ノ規定ハ隨意契約ニ依リ國有財産ノ賣拂ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條　一定ノ用途ニ供セシムル目的ヲ以テ國有財産ノ賣拂、讓與又ハ交換ヲ爲ス場合ニ於

テハ當該官廳ハ其ノ用途竝之ヲ其ノ用途ニ供スヘキ始期及期間ヲ指定スヘシ但シ當該官廳ニ於テ特ニ其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章　境界査定

第十四條　國有財産ニ付境界ノ分明ナラサルモノアル場合ニ於テ當該官廳必要ト認メタルトキ又ハ隣接地所有者ノ申請アリタルトキハ當該官廳ハ其ノ日時及場所ヲ定メ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

第十五條　境界査定ヲ施行セムトスルトキハ當該官廳ハ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

前項ノ書面ノ送達ハ期日ニ付豫メ隣接地所有者ノ承諾アリタル場合ヲ除クノ外期日ノ前日ヨリ起算シ少クトモ七日前之ヲ爲スヘシ

第十六條　隣接地所有者期日ニ於テ立會ヲ爲スコト能ハサル事由ヲ申出テタルトキハ當該官廳ハ其ノ期日ヲ變更スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第十七條　境界査定ヲ了シタルトキハ當該官廳ハ書面ヲ以テ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ」

隣接地所有者ハ當該官廳又ハ其ノ指定シタル官公署ニ就キ査定圖又ハ其ノ謄本ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第十八條　當該官廳第十五條又ハ前條ノ通知ヲ爲シクルトキハ配達證明郵便ニ依リタル場合ヲ除クノ外其ノ受領書ヲ徵スヘシ

第十九條　國有財産法第十二條ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲シ且關係市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ヲシテ掲示其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ爲サシムヘシ

第四章　貸付及準貸付

第二十條　公共用財産又ハ公用財産ト爲スノ目的ヲ以テ寄附ヲ受ケタル國有財産ハ其ノ用途ニ供セサル期間無償ニテ之ヲ其ノ寄附者又ハ其ノ相續人其ノ他ノ包括承繼者ニ貸付スルコトヲ得

第二十一條　隨意契約ニ依リ國有財産ヲ貸付セムトスルトキハ當該官廳ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調書ヲ作成スヘシ國有財産法第十五條第二項ノ規定ニ依リ貸付期間ヲ更新セムトスルトキ亦同シ

第二十二條　前二條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ國有財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十三條　雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ノ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ當該官廳ハ事業者ヨリ左ノ事項ヲ具シタル事業計畫書ヲ提出セシムヘシ

一　土地又ハ水面ノ所在及面積
二　事業ノ目的
二　事業施行ノ方法及順序
四　成功豫定期間
五　收支豫算

六　計畫圖

事業成功ノ後公共ノ用ニ供スヘキ部分アルトキハ其ノ位置及面積ヲ事業計畫書ニ記載セシムヘシ

第二十四條　國有財産法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ國有財産ノ賣拂又ハ有償貸付ノ豫約ヲ爲サムトスルトキハ當該官廳ハ賣拂價格又ハ貸付料ヲ評定シ其ノ基礎ヲ明ニシタル調書ヲ作成スヘシ

前項ノ規定ハ國有財産ノ讓與又ハ無償貸付ノ豫約ヲ爲サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條　事業ノ成功ニ要スル豫定期間ハ契約ノ日ヨリ十年以内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ當該官廳ハ前項ノ規定ニ依リ定メタル期間ノ半ニ相當スル期間以内ニ於テ豫定期間ノ延長ヲ承認スルコトヲ得

第二十六條　當該官廳ハ契約ノ日ヨリ二年以内ノ期間ヲ指定シ事業者ヲシテ其ノ事業ニ著手セシムヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ニ付之ヲ準用ス

第二十七條　國有財産法第二十三條ノ規定ニ依リ事業者ニ對シ成功部分ノ賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ當該官廳ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外豫約ニ定メタル條項ニ準シテ其ノ契約ヲ爲スヘシ

第二十八條　國有財産法第二十四條第一項ニ規定スル雜種財産ノ使用又ハ收益ニ付テハ寺院又ハ佛堂ニ關スル主務大臣ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二十九條　寺院又ハ佛堂國有財産法第二十四條第二項ノ規定ニ依リ雜種財産ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ地方長官ヲ經由シ主務大臣、其ノ財産ヲ管理スル大臣及大藏大臣ニ願出ツヘシ

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ貸付シタル雜種財産ニ付之ヲ準用ス

第五章　臺帳

第三十條　國有財産ノ臺帳ハ所管ノ各省ニ之ヲ備フヘシ但シ部局ノ長ニ於テ國有財産ニ關スル事務ヲ分掌スル場合ニ於テハ其ノ部局毎ニ之ヲ備ヘ各省ニハ其ノ總括簿ヲ備フルモノトス

第三十一條　國有財産ノ臺帳ハ其ノ種類毎ニ之ヲ調製シ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ財産ノ性質ニ依リ其ノ記載事項ヲ省略スルコトヲ得

一　種目
二　所在又ハ所屬
三　數量
四　價格
五　得喪變更ノ年月日及事由
六　其ノ他必要ナル事項

第三十二條　國有財産ノ臺帳ニ登錄スヘキ價格ハ購入ニ係ルモノハ購入價格、交換ニ係ルモノハ交換當時ニ於ケル評定價格、收用ニ係ルモノハ補償金額ニ依リ其ノ他ノモノハ左ノ區分ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一　土地ニ付テハ類地ノ時價ニ比準シテ算定シタル金額
二　立木竹ニ付テハ其ノ材積ニ單價ヲ乘シテ算定シタル金額、庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ハ見込價格
三　建物其ノ他ノ工作物及船舶其ノ他ノ動産ニ付テハ建築費、製造費又ハ見込價格
四　權利ニ付テハ第一條第四號ニ掲クルモノハ見込價格、第五號ニ掲クルモノハ拂込金額又ハ出資金額

第三十三條　土地及立木竹ノ價格ハ國有財産現在額總計算書調製ノ年三月三十一日ノ現況ニ依リ之ヲ改定スヘシ但シ臺帳ニ登錄シタル後二年ヲ經過セサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ土地ノ價格ハ類地ノ時價ニ比準シ、立木竹ノ價格ハ其ノ材積ニ單價ヲ乘シテ之ヲ算定スヘシ但シ庭木其ノ他材積ヲ基準トシテ算定シ難キ立木竹ニ付テハ見込價格ニ依ル

前二項ノ規定ハ帝國鐵道會計ニ屬スルモノニ付之ヲ適用セス

第三十四條　作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノノ價格ハ前二條ノ規定ニ拘ラス其ノ資本價格ニ依ルヘシ

第六章　計算書及報告書

第三十五條　各省大臣ハ會計檢査院ニ證明ノ爲國有財産ノ增減計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

前項ノ計算書ハ國有財産ニ關スル事務ヲ分掌スル部局ノ長ヨリ直ニ會計檢査院ニ送付セシムルコトヲ得

第三十六條　各省大臣ハ每會計年度間ニ於ケル國有財産增減報告書ヲ調製シ翌年度八月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ各省ノ國有財産增減總計算書ヲ調製シ各省ノ國有財産增減報告書ト共ニ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第三十七條　各省大臣ハ每五年三月三十一日現在ニ於ケル國有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

大藏大臣ハ各省ノ國有財産現在額總計算書ヲ調製シ各省ノ國有財産現在額報告書ト共ニ之ヲ會計檢査院ニ送付スヘシ

第七章　雜　則

第三十八條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外國有財産ノ臺帳ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三十九條　第三十五條ニ規定スル計算證明書類ノ樣式及送付期限ニ付テハ會計檢査院ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第四十條　前條ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ニ定ムル諸計算書ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定ム

第四十一條　本令ニ定ムル帳簿及書類ノ樣式ニハ國防上祕密ヲ要スル國有財産ニ付必要ナル特例ヲ設クヘシ

附　則

第四十二條　本令ハ國有財産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條　左ノ命令ハ之ヲ廢止ス但シ官有財産ノ增減異動ニシテ本令施行前ニ係ルモノノ報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

明治七年九月二十三日達皇城周圍內外ノ湟壘等修繕改築ニ關スル件

明治八年第百四十六號達

明治八年第百九十八號達

明治九年第四十六號達

明治十三年第六號達

明治十三年七月八日達皇城周圍內外ノ湟壘外岸接近ノ官有地ヘ家屋等建築ニ關スル件

明治十四年第十號達

明治十六年第四十五號達

官有地特別處分規則

官有財産管理規則

官有地取扱規則

明治二十四年勅令第十五號

明治二十七年勅令第九十二號

明治三十六年勅令第九十六號

明治三十九年勅令第二百二十號

明治四十一年勅令第百十九號

明治四十二年勅令第七十號

大正六年勅令第二百二十四號

第四十四條　本令施行ノ際ニ於ケル各省所管ノ雜種財産ハ國有林野及北海道國有未開地ヲ除クノ外第二條ノ規定ニ準シ本令施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ大藏大臣ニ引繼クヘシ

第四十五條　本令施行ノ際國有財産ノ臺帳ニ登錄スヘキ土地及立木竹ノ價格ハ其ノ購入、交換又ハ收用ニ係ルモノト雖爾後二年ヲ經過シタルモノニ付テハ帝國鐵道會計ニ屬スルモノヲ除クノ外第三十二條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ算定シタル金額ニ依ル

第四十六條　各省大臣ハ本令施行ノ日ノ現在ニ於ケル國有財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年十月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第四十七條　前三條ニ規定スルモノヲ除クノ外本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

【參照】明治八年八月二十二日太政官第百四十六號達ハ、養水溜池井溝等借地料賦課區分ノ件、同年十一月十七日太政官第百九十八號達ハ官用地ノ內鐵道用地存城地開拓使用地ハ該省使限リ處分セシムルノ件、同九年四月二十九日太政官第四十六號達ハ皇城周圍內外ノ湟壘等修繕改築ノ節ハ陸軍省ヘ協議伺出テシムルノ件、同十三年十一月二十九日太政官第六號達ハ公立中小學校及公立專門學校地所無代價下渡制限ノ件、同十四年三月四日太政官第十號達ハ公立農學校商業學校職工學校設置ノ地所無代價下渡ノ件、同十六年十月十日太政官第四十五號達ハ公立農學校實驗用田圃ニ供スル官有地無償地料使用差許ノ件、同二十四年二月二十四日公布勅令第十五號ハ帝國議會供用ノ官有財産ニ關スル件、同二十七

年七月十日公布勅令第九十二號ハ軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル物件ノ貸付賣渡ニ關スル件、同三十六年五月二十三日公布勅令第九十六號ハ官有財産管理規則及官有地特別處分規則準用ニ關スル件、同三十九年八月十日公布勅令第二百二十號ハ神社寺院佛堂合併跡地ノ讓與ニ關スル件、同四十一年五月五日公布勅令第百十九號ハ河川法ニ依ル河川ニ關スル工事ノ爲不用ニ歸スル土地ノ處分ニ關スル件、同四十二年三月三十日公布勅令第七十號ハ陸軍軍需繕費補充資金特別會計ノ爲ニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ關スル件、大正六年十二月八日公布勅令第二百二十四號ハ輕便鐵道材料及附屬物件讓與ニ關スル件ナリ。

國有財産法施行規則（大正十一年二月八日大藏省令第十四號）

第一條　公用財産タル土地ノ用途ヲ變更セムトスル場合ニシテ之ニ因リ各箇ノ官廳、兵營、病院、監獄、學校、官舍、工場、倉庫、練兵場、作業場、演習場、射撃場、飛行場、牧場、農場、試驗場、演習林ノ敷地ニ異動ヲ生スヘキモノニ付テハ國有財産法施行令第四條ノ規定ニ依リ所管大臣大藏大臣ト協議スヘシ但シ其ノ異動ノ面積カ百坪ヲ超エサル場合及相接續スル兩敷地ノ區域ノ相互變更ニシテ其ノ面積カ各敷地ノ面積ノ一割ヲ超エサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　國有財産ノ臺帳ハ第一號樣式ニ據ルヘシ但シ帝國鐵道會計ニ屬スルモノ及作業會計又ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノニ付テハ所管大臣大藏大臣ト協議シ別ニ其ノ樣式ヲ定ムルコトヲ得

國有林野ニシテ別ニ臺帳ノ設備アルモノニ付テハ之ニ總括ヲ附シテ國有財産ノ臺帳ニ代用スルコトヲ得

第三條　臺帳ニハ土地、建物及國有財産法施行令第一條第四號ニ掲クル權利ニ關スル圖面ヲ附屬セシムヘシ但シ本令施行ノ際ニ於ケル雜種財産ニ付テハ其ノ重要ナルモノヲ除クノ外當分ノ內之ヲ省略スルコトヲ得

第四條　國有財産ノ總括簿ヲ備フル場合ニ於テハ第一號樣式中總括ニ準シテ之ヲ調製シ尙公用財産ノ分ニ付テハ前條ニ準シテ圖面ヲ附屬セシムヘシ

第五條　國有財産現在額報告書及國有財産增減報告書ハ第二號及第三號樣式ニ據ルヘシ

附則

本令ハ國有財産法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式省略）（大正十一年十二月大藏省令第六十一號ヲ以テ樣式備考中追加セラル）

國有財産法は國有財産の直接管理事務に就ては、之を從來の如く各其の主管の大臣に委ぬたるを以て、各省に於ては國有財産法の施行に伴ひて各其の主管に屬する國有財産の取扱に關する規定を新設し、從來の規定に代へたり。內務省所管國有財産取扱規程（大正十一年六月內務省訓令第十號）、大藏省所管國有財産取扱規程（大正十一年四月大藏省訓令第十八號）、陸軍省所管國有財産取扱規程（大正十一年四月陸軍省達第九號）、國有財産法實施手續（大正十一年四月海軍省達第七十一號）等卽ち之なり。而して此等の諸規程は何れも爾後數次の部分的改正を經て、大正末年に及べるものなるが、其の詳細に就きては煩雜に亙るを以て、茲には總て之を省略す。

前述の如く新制度に於ては國有財産に關する事務を直接管理事務と總轄事務との二種に分ち、大藏省に對しては直接管理事務として雜種財産の管理處分を掌らしむる外に、新に國有財産の總轄事務をも掌らしむることと爲せしを以て、國有財産法施行の上は此等の事務を處理すべき機關を特設するの必要あり。茲に於て大正十一年四月國有財産法の施行と同時に、大藏省中に臨時國有財産整

理部なる特別の機關を設け、之をして國有財産に關する總轄事務・雜種財産の管理處分に關する事務及國有財産の整理に關する事務を掌らしめ、同時に又各稅務監督局長をして其の管轄地方に於ける國有財産の管理竝に雜種財産の處分等に關する事務を取扱はしむることと爲し、之が爲め稅務監督局及稅務署に臨時職員を增置したり。而して大正七年設置以來繼續せし官有財産調査會は、之を國有財産調査會と改稱して引續き存置し、國有財産の整理に關する事項の調査審議に當らしむることとせり。臨時國有財産整理部は翌大正十二年四月に至り國有財産整理局と改稱せられしが、更に大正十三年に於ける行政整理の結果、從來大藏省に所屬せし營繕事務と國有財産事務とを併合して之を同一機關に於て管掌することと爲し、大正十四年五月國有財産整理局を廢して營繕管財局を設置し、以て現在に及べるものとす。

國有財産法に就ては其の制定以來何等の改正をも行はるることなかりしが、之が施行令及施行規則は、大正十五年三月製鐵所特別會計法の制定に伴ひ、昭和二年三月に至り其の一部を夫々左の如く改正せられたり。

（一）勅令第四十二號（昭和二年三月三十一日）

國有財産法施行令中左ノ通改正ス

第二條第二項中「大學資金、學校及圖書館資金又ハ在外國專管居留地特別會計」ヲ「製鐵所特別會計、大學資金又ハ學校及圖書館資金」ニ改ム

第三十四條　作業會計若ハ造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノ又ハ製鐵所特別會計ノ固定財産ノ價格ハ前二條ノ規定ニ拘ラス其ノ資本價格又ハ財産價格ニ依ルヘシ

附　則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（二）大藏省令第五號（昭和二年三月三十一日）

國有財産法施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一項但書中「造幣局特別會計ノ固定資本ニ屬スルモノ」ノ下ニ「竝ニ製鐵所特別會計ノ固定財産」ヲ加フ

附　則

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙國有財産法第十五條の規定に依れば、國有に屬する土地の貸付は普通三十年を超ゆるを得ざるものなるが、國有財産法施行以前に於て外國政府に對し、大公使館・領事館等の敷地用として無期限に貸付したる國有地は、其の契約上の用途に使用せらるる限り右の國有財産法の規定に拘らず、永く貸付の契約の存續するものと解するを至當とす。然るに大正十二年關東地方震災の結果、中央諸官衙の集中建築に關する從來の方針は爰に急速實現の必要に迫られ、政府は之が具體的計畫を立てしが其の建築豫定敷地内には多くの外國公館を包含せしを以て、政府は此等の外國公館と交涉の上、從來の貸付契約を解除し、之に代へて新に他の國有地を從來と同一條件を以て當該公館に貸付することとしたり。茲に於て政府は國有財産法第十五條に對する例外規定を設くるの必要を認め、之に關する法律案を第五十二回帝國議會に提出して其の協贊を經、昭和二年二月左の如く之を公布したり。

法律第一號（昭和二年二月二十四日）

從前ヨリ大使館、公使館、領事館其ノ他ノ外國官廳ノ用地トシテ外國政府ニ貸付シタル雜種財產ニ付政府ノ必要ニ基キ其ノ契約ヲ解除シ之ニ代ヘテ他ノ雜種財產ヲ當該國政府ニ貸付スルトキハ國有財產法第十五條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國有財產法制定の結果、雜種財產の管理は原則として大藏省の所管に屬することとなりしを以て從來各省の管理に屬する國有財產中、雜種財產の性質を有するものは、國有財產法の施行と同時に總て之を大藏省に引繼がしむる必要あり。茲に於て大正十一年三月十八日大藏次官は各省次官（宮內省及鐵道省を除く）に宛て、雜種財產引繼の手續に關して左の如き照會を發したり（藏第二八二一號）。

『國有財產法ハ本年四月一日ヨリ實施可相成候處、之ガ實施ノ曉ニハ從來貴省ノ管理ニ屬シタル國有財產中雜種財產ニ屬スルモノハ、同法施行令第四十四條ノ規定ニ依リ當省ニ御引繼ヲ要スベキ儀ニ有之候ニ付テハ、左記各項ニ依リ御取扱ノ上速ニ御引繼相成候樣致度此段及照會候也。

一、從來貴省ノ管理ニ屬シタル財產中、國有財產法第二條ノ規定ニ依リ雜種財產ニ屬スベキモノ、卽チ現實ニ同法第二條第一號乃至第三號ノ用途又ハ目的ニ供セラレザルモノ、及具體的ニ用途又ハ目的ノ確定セザルモノハ、總テ同法施行令第二條ノ規定ニ準ジ、遲滯ナク大藏省ニ通知ノ上引繼ノ手續アルベキコト。

二、現實ニ國有財產法第二條第一號乃至第三號ノ用途又ハ目的ニ供セラルル財產ト一體ヲ爲スガ如ク認メラルルモノト雖モ、其ノ用途又ハ目的ニ供スルノ實ナキ部分、卽チ所定ノ用途又ハ目的ニ供スル上ニ於テ必要ナキ部分、殊ニ有償・無償ニテ包括的ニ他人ニ使用セシメアル部分（敷地ノ一部ニ於テ他人ノ建造物ノ設置ヲ認容シタルモノノ如キハ其ノ著シキモノトス）ハ各之ヲ區分シ、總テ前項ニ揭グルモノト同ジク大藏省ニ通知セラルベキコト。

三、現實ニ國有財產法第二條第一號乃至第三號ノ用途又ハ目的ニ供セラレザルモノハ、將來一定ノ用途又ハ目的ニ供セラルベキ豫定ノモノト雖モ、總テ前項ニ準ジ一應大藏省ニ通知セラレタキコト。

四、前三項ノ通知ニハ其ノ財產ノ所在・種目・數量其ノ他參考トナルベキ事項ヲ表示セラレタキコト。

五、右ノ御通知ニ基キ大藏省ニ於テ引繼ヲ受クベキモノト否ラザルモノトヲ區分ノ上、回答スベキニ付、其ノ引繼ヲ要スベキモノニ付テハ、現ニ其ノ財產ヲ管理スル貴省部局長ヨリ、之ニ關スル財產簿ノ謄本及圖面其ノ他一切ノ關係書類又ハ其ノ謄本ヲ添ヘ、四月一日ノ現在ニ依リ所轄稅務監督局長ニ直接引繼ガシメラレタキコト。

六、國有林野（及北海道國有未開地）ハ、國有財產法施行令第四十四條ニ依リ御引繼ヲ要スル財產中ヨリ除外セラレ居ルモ、右ハ固ヨリ形式上及實質上國有林野（又ハ國有未開地）タルベキモノニ限ラルルガ故ニ、從來國有林野（又ハ國有未開地）トシテ帳簿上處理セラレタルモノト雖モ、其ノ實質ニ於テ森林・原野又ハ其ノ附屬地（若ハ未開地）ニ屬セザルモノハ、區分整理ノ上、前各項ニ準ジ總テ引繼ノ手續アルベキコト（本項ハ農商務省及內務省ニ限リ通牒。尙括弧內ハ內務省宛ノ照會ニ限リ記載）。』

尙內務省所管官有地中雜種財產に屬すべきものは、其の內容複雜にして區分困難なるものあるが

故に、右と同時に内務、大藏兩次官より各地方長官に宛て特に左の如き通牒を發し、以て其の引繼の圓滿と敏速とを期したり（藏第二八二二號）。

『國有財産法ハ本年四月一日ヨリ實施可相成、之ガ實施ノ曉ニハ從來内務省所管官有地トシテ取扱ヒ來レルモノノ中、雜種財産ニ屬スルモノハ、總テ同法施行令第四十四條ニ依リ大藏省ニ引繼ヲ要スル儀ニ有之候處、右官有地トシテ取扱來レルモノハ其ノ内容複雜ニシテ、之ガ區分ノ困難ナルモノ可有之、旁特ニ左記各項ニ依リ、之ガ引繼ノ圓滿ト敏速トヲ期シ度候條、所轄稅務監督局長ト御協議ノ上、右趣旨ニ依リ御取扱相成候樣致度、此段及通牒候也。

一、國有財産法實施後遲滯ナク稅務監督局ヨリ相當ノ吏員ヲ地方廳ニ派遣シ、引繼ニ關シ協力セシムルコト。

二、地方廳ニ於テハ豫メ官有地臺帳ニ基キ、其ノ雜種財産ニ屬スルモノト否ラザルモノトヲ區分標記シ、尙其ノ雜種財産ニ屬スルヤ否ヤ區分明カナラザルモノニ付テハ、別ニ之ヲ標記シ置クコト。

三、右ノ標記ニ依リ地方廳吏員及稅務監督局吏員協同シテ、先ヅ雜種財産ト認ムベキモノヲ謄寫シ、都市毎ノ整理地目別集計ヲ附シ之ガ引繼ヲ爲スコト。

四、右引繼ニ當リテハ其ノ財産ニ關スル諸帳簿、圖面、書類等、事務取扱上必要ナル一切ノ關係文書又ハ其ノ謄本ヲモ之ニ添附シ、引繼目錄ヲ調製スルコト。

五、雜種財産ニ屬スルヤ否ヤノ區分明カナラザルモノニ付テハ、前三項ニ準ジ假リニ之ガ引繼ヲ爲スコト。

六、前項ニ依リ假リニ引繼ヲ爲シタル財産ニ付テハ、稅務監督局ニ於テ之ヲ調査シ、其ノ結果ヲ地方廳ニ通知スベキヲ以テ、其ノ雜種財産ニ屬スルモノニ付テハ初ヨリ引繼ヲ爲サザルモノトシテ取扱フコト。

七、雜種財産ニ屬セザルモノトシテ引繼ヲ爲サザルモノノ中、地方廳ニ於テ調査ノ結果雜種財産タルモノヲ發見シタルトキハ、發見當時ノ日附ヲ以テ之ガ引繼ヲ爲スコト。』

以上の如き手續に從ひ各省所管の雜種財産は、大正十一年四月一日の現在を以て大藏省に引繼がれしが、大藏省に於ては此等雜種財産の管理及處分の實際事務は、各稅務監督局をして取扱はしむることと爲せしを以て、同年六月大藏大臣は稅務監督局及稅務署に對して左の如き訓令を發し、以て雜種財産の管理及處分に關する準則を定めたり。

雜種財産取扱規程（大正十一年六月一日大藏省訓令第二十四號）

第一條　雜種財産ノ管理及處分ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ稅務監督局長之ヲ取扱フヘシ

稅務署長ハ前項ノ事務ニ付稅務監督局長ヲ補助スヘシ

第二條　稅務監督局長ハ常ニ所轄内ニ於ケル雜種財産ノ狀況ニ注意シ尙臺帳登錄漏又ハ引繼漏ノモノナキカヲ調査スヘシ

第三條　各省部局長ヨリ雜種財産ノ引繼ヲ受クル場合ニ於テハ成ルヘク實地調査ノ上之ヲ爲スヘシ

第四條　雜種財産ノ賣拂ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一　臺帳記載事項

二　賃拂物件ノ種目、數量及ビ所在

三　賃拂ノ期間又ハ場合ニ於ケル必要ナル條件

四　賃拂ノ方法及時期

三　代金納付ノ方法及時期

四　指名競爭契約ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ラントスル場合ニ於ケル特定ノ者ニ賣拂ヒ又ハ貸付ケントスル物件ノ種目、數量及ビ所在

五　隨意契約ニ依ラントスル場合ニ於ケル特定ノ者ニ賣拂ヒ又ハ貸付ケントスル物件ノ種目、數量及ビ所在

六　其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

七　其ノ他ノ參考ト爲ルヘキ事項

前項第二號ノ調書ハ賣拂ヒ又ハ貸付ケントスル物件ノ詳細ヲ記載スヘク、前條ノ競爭ニ關シ精通者ノ意見其ノ他ノ方法ヲ以テ公告シ又ハ隨意契約ニ依ラントスル場合ニ於テハ特定ノ者ニ賣拂ヒ又ハ貸付ケントスル物件ノ種目、數量及ビ所在ヲ示ス入札書ノ樣式ヲ添フヘシ但シ特定ノ者ニ賣拂ヒ又ハ貸付ケントスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

一　臺帳記載事項

二　讓與ノ相手方及讓與ヲ必要トスル事由

三　讓與ニ附帶シ又ハ條件ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ條件

四　其ノ他參考トナルヘキ事項

第七條　雜種財產ノ交換ヲ爲ス大藏大臣ニ稟請スヘキ左ノ事項ヲ取得セントスルトキハ其ノ他ノ規定ニ依リ第四號ノ調書ニ付キ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一　臺帳記載事項

二　交換ニ依リ取得スヘキ物件ノ種目、數量及ビ所在

三　交換ノ相手方及取得ヲ必要トスル事由

四　目的物ノ價格評定調書

五　交換ニ附帶シ又ハ條件ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ條件

六　其ノ他參考トナルヘキ事項

第四條第二項ノ規定ニ依リ第四號ノ調書ニ付キ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一　財產ノ所在種目、數量及見込價格

二　相手方及取得ノ事由

三　條件ヲ附シ又ハ條件ノ有無

四　其ノ他參考トナルヘキ事項

第九條　雜種財產ヲ貸付ケントスルトキハ左ノ期間ヲ超エサル範圍内ニ於テ貸付ケントスルトキハ亦同シ

一　臺帳記載事項

二　貸付ノ目的

三　貸付期間其ノ他ノ條項

四　貸付料ニ關スル調書

五　其ノ他參考トナルヘキ事項

前項ノ場合ニ於テ無償貸付ヲ爲スノ必要アルトキ及指名競爭契約ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ラムトスルトキハ其ノ事由ヲ具申スヘシ

第十條　前條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目的トスル場合ヲ除クノ外三百坪未滿ノ土地ニシテ其ノ貸付料年額百圓ヲ超エサルモノノ一年以內ノ貸付ニ付之ヲ適用セス

第十一條　前二條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ雜種財產ノ使用ヲ爲シ得ル者ニ對シテハ稅務監督局長限リ之ヲ認容スルコトヲ得

第十二條　雜種財產ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ爲サシムル契約ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一　事業計畫書要領

二　事業者

三　事業成功ヲ條件トシテ爲スヘキ豫約ノ種類

四　豫約賣拂價格又ハ貸付料評定調書

五　著手及成功豫定期間

六　其ノ他參考トナルヘキ事項

第十三條　國有財產法施行令第二十五條第二項及第二十六條第二項ノ規定ニ依リ豫定期間ノ延長ヲ承認セムトスルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第十四條　前二條ノ規定ハ三千坪未滿ノ土地又ハ水面ニ係ル場合ニ之ヲ適用セス

第十五條　賣拂、讓與、交換、貸付又ハ貸付ニ準スヘキ契約ヲ解除セムトスルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ但シ其ノ契約ニ關シ稟請ヲ要セサル場合ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　雜種財產ノ管理及處分ニ關シ通常裁判所ニ出訴スルノ必要アルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第十七條　雜種財產ノ臺帳ハ稅務監督局ニ之ヲ備ヘ稅務署ニハ其ノ副本ヲ備フヘシ

第十八條　臺帳ニ附屬セシムヘキ圖面ハ重要ナラサル財產ニ係ルモノト雖漸次之ヲ調製スヘシ

第十九條　雜種財產ニ增減異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ臺帳ニ登錄シ附屬圖面ヲ補修スヘシ

第二十條　雜種財產ヲ臺帳ニ登錄シタルトキハ決議書類、調查書類其ノ他ノ關係書類ニ登錄濟ノ年月日ヲ記載シ主任官吏之ニ認印スヘシ

第二十一條　稅務監督局長ハ雜種財產貸付簿ヲ備ヘ雜種財產ニ付爲シタル貸付及貸付ニ準スヘキ契約ニ關スル事項ヲ登載整理スヘシ

第二十二條　稅務監督局長ハ會計檢查院ニ證明ノ爲計算證明規程ニ依リ國有財產增減計算書ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ直ニ會計檢查院ニ提出スヘシ

稅務監督局長ハ前項ノ計算書ニ準シ每三月雜種財產ノ增減計算書ヲ調製シ翌月末日迄ニ之

ヲ臨時國有財産整理部長ニ送付スヘシ

第二十三條　稅務監督局長ハ國有財産法施行規則第三號樣式ニ準シ每會計年度間ニ於ケル雜種財産ノ增減報告書ヲ調製シ翌年度六月三十日迄ニ臨時國有財産整理部長ニ送付スヘシ

第二十四條　稅務監督局長ハ國有財産法施行規則第二號樣式ニ準シ每五年三月三十一日現在ニ於ケル雜種財産現在額報告書ヲ調製シ其ノ年七月三十一日迄ニ臨時國有財産整理部長ニ送付スヘシ

第二十五條　左ニ揭クル場合ニ於テハ其ノ都度臨時國有財産整理部長ニ報告スヘシ

一　各省ニ於テ公共用財産又ハ公用財産トシテ整理スルモノノ內雜種財産ト爲スヘキモノヲ發見シタルトキ

二　雜種財産ノ保管ノ爲監守人ヲ置キ其ノ他特別ノ取扱ヲ爲シタルトキ

三　雜種財産ニ付境界査定ヲ了シタルトキ

四　前號ノ境界査定ニ對シ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スル者アリタルトキ及行政裁判所ノ判決アリタルトキ

五　雜種財産ニ付通常裁判所ニ出訴スル者アリタルトキ及通常裁判所ノ判決アリタルトキ

第二十六條　雜種財産ノ賣拂、讓與、交換又ハ貸付若ハ貸付ニ準スヘキ契約ニ關スル願書ハ稅務監督局長ヲ經由シ大藏大臣宛ニ之ヲ提出セシムヘシ

稅務監督局長前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ調查ノ上意見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ進達スヘシ

但シ其ノ契約ニ關シ稟請ヲ要セサル場合ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　公共團體ト契約ヲ締結セムトスル場合ニハ其ノ願書ニ其ノ議決機關ノ決議ヲ要スル事項ニ付テハ其ノ許可書ノ謄本ヲ提出セシムヘシ

第二十八條　府縣社以下ノ神社ノ提出スル願書、屆書及契約書ニハ神職及氏子又ハ崇敬者總代ノ連署ヲ爲サシムヘシ

寺院ノ提出スル願書、屆書及契約書ニハ住職及檀徒又ハ信徒總代ノ連署ヲ爲サシメ管長ノ添書ヲ附セシムヘシ

祠宇ノ提出スル願書、屆書及契約書ニハ受持教師及信徒總代ノ連署ヲ爲サシメ管長ノ添書ヲ附セシムヘシ

佛堂ノ提出スル願書、屆書及契約書ニハ受持僧侶及信徒總代ノ連署ヲ爲サシムヘシ

第二十九條　雜種財産タル不動產ニ關スル權利ノ得喪變更アリタルトキハ不動產登記法ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク其ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

附　則

第三十條　本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

第三十一條　稅務監督局長ハ國有財産法施行規則第二號樣式ニ準シ大正十一年四月一日現在ニ於ケル雜種財産現在額報告書ヲ調製シ九月三十日迄ニ臨時國有財産整理部長ニ送付スヘシ

第三十二條　稅務監督局長會計檢查院ニ證明ノ爲調製スル國有財産增減計算書ハ大正十一年

度ニ限リ一年分ヲ取纏メ翌年度四月末日迄ニ直ニ會計檢査院ニ提出スヘシ

第二十二條第二項ノ增減計算書ハ大正十一年度ニ限リ一年分ヲ取纏メ翌年度四月末日迄ニ之ヲ臨時國有財産整理部長ニ送付スヘシ

政府は國有財産法の實施以來雜種財産に就ては、國として保存を必要とする特殊の事情なき限り成るべく速に之が賣拂處分を爲し、以て一面國庫の收入を圖ると共に、他面右財産の經濟的利用を增進せしむるの方針を採用せりと雖も、中には從來の沿革其の他の關係上、其の賣拂處分が地方民の利害に影響を及ぼし、却て國有財産整理の趣旨に副はざるものも尠からず存せしを以て、雜種財産賣拂處分の範圍に左記の如き制限を加ふることとと爲し、大正十二年七月十九日國有財産整理局長は各稅務監督局長に對し其の旨通牒を發したり（國秘第五三號）。

『一、左記種類雜種財産ハ其ノ賣拂ガ地方民ノ公益ニ反セズ、又ハ利害關係者ノ重要ナル利益ニ反セズト認メラルル場合ノ外ハ、原則トシテ之ヲ國有トシテ保留スルコト。

(一)史蹟名勝ノ性質ヲ有スル土地ニシテ、史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ指定セラルル價値ナシト思考セラルルモ、地方民ニ於テ一般ニ史蹟名勝トシテ尊重スルモノ

(二)森林ニシテ水源涵養ニ必要ナリト認メラルルモノ

(三)池沼ニシテ灌漑用上水用其ノ他公益ノ爲ニ供用セラルルモノ

(四)鑛泉地

(五)海濱地ニシテ慣習上所在地方民ノ水產其他ノ用途ニ供セラルルモノ

(六)地種目ヲ問ハズ貸付期間滿了前ノモノ

二、其ノ他地種目ヲ問ハズ、之ヲ賣拂フコトガ所在地方民ノ公益ニ反スト認メラルルモノハ、之ヲ保留スルコト。』

更に又雜種財産の賣拂代金は卽納を原則とするも、特殊の事情あるものに就ては、一定の範圍內に於て延納を許すの必要を認め、同年七月二十六日國有財産整理局長は左記の如く通牒したり（國秘第五五號）。

『雜種財産賣拂代金ハ卽納ヲ原則トシ、延納ヲ認メザル方針ニ有之候處、特殊ノ事情アルモノニ付テハ、國有財産法第九條但書及大正十年八月勅令第三七四號ノ趣旨ニ依リ、之ガ例外ノ取扱ヲ爲スコトヲ適當トスル場合モ可有之ト存候得共、其ノ範圍ヲ濫ニ擴張スルコトモ亦考慮ヲ要スル次第ニ付、代金貳拾萬圓以上ノモノニシテ特ニ延納ヲ必要トスル事情アルトキハ、賣拂代金ノ半額ニ對シテ一年以內ノ延納ヲ認ムルヲ得ルコトニ省議決定相成候。追テ特ニ擔保ノ提供ヲ免除シ得ル場合ハ、此ノ際公共團體ニ限ルヲ相當ト被存候條申添候。』

國有財産の整理に關しては前述の如く大正十一年六月雜種財産取扱規程を設け、稅務監督局長は之に從ひて雜種財産の管理及處分に當り來りしが、右規程は財産の處分に關して稅務監督局長に委任する所餘りに狹隘に過ぎ、爲に雜種財産整理の進捗を阻害するの虞ありしを以て、大正十五年六月に至り之を左の如く改定し、以て委任事項の範圍を擴張したり。

雜種財産取扱規程（大正十五年六月三十日大藏省訓令第十二號）

第一條　雜種財産ノ管理及處分ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ稅務監督局長之ヲ取扱フヘシ

稅務署長ハ前項ノ事務ニ付稅務監督局長ヲ補助スヘシ

第二條　稅務監督局長ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメラレタル事務ノ一部ヲ大藏大臣ノ認可ヲ經テ稅務署長ニ委任スルコトヲ得

第三條　稅務監督局長ハ常ニ所轄內ニ於ケル雜種財產ノ狀況ニ注意シ尙臺帳登錄漏又ハ引繼漏ノモノナキヤヲ調査スヘシ

第四條　各省部局長ヨリ雜種財產ノ引繼ヲ受クル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第五條　雜種財產ノ賣拂ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ相手方

一、臺帳記載事項

二、賣拂價格ニ關スル調書

三、代金納付ノ方法及時期

四、指名競爭契約ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ラムトスルモノニ付テハ其ノ事由

五、隨意契約ニ依リ特定ノ者ニ賣拂ヲ爲スノ必要アル場合ニ於テハ其ノ相手方

六、賣拂ニ附帶シテ條件ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ條件

七、其ノ他參考トナルヘキ事項

前項第二號ノ調書ハ賣買實例、精通者ノ意見其ノ他ノ資料ニ依リ成ルヘク詳細ニ記載スヘシ

第六條　左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅務監督局長限リ雜種財產ノ賣拂ヲ爲スコトヲ得但シ異例ニ亙ルモノ、重要ナルモノ及特ニ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、一般競爭契約ニ依リ豫定價格千圓ヲ超エサル雜種財產ノ賣拂ヲ爲サムトスルトキ

二、指名競爭契約又ハ隨意契約ニ依リ豫定價格二百圓ヲ超エサル雜種財產ノ賣拂ヲ爲サムトスルトキ

三、土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ノ事業成功ヲ條件トシテ賣拂ヲ豫約シタル場合ニ於テ豫約ニ從ヒ其ノ財產ノ賣拂ヲ爲サムトスルトキ

第七條　隨意契約ニ依リ雜種財產ノ賣拂ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ緣故アル者ニ之ヲ賣拂フトキ又ハ特殊ノ事情アルトキヲ除クノ外成ルヘク廣ク見積書ヲ徵シ賣拂フヘシ

第八條　雜種財產ノ讓與ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一、臺帳記載事項

二、讓與スヘキ財產ノ見積價格

三、讓與ノ相手方及讓與ヲ必要トスル事由

四、讓與ニ附帶シテ條件ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ條件

五、其ノ他參考トナルヘキ事項

第九條　左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅務監督局長限リ雜種財產ノ讓與ヲ爲スコトヲ得但シ異例ニ亙ルモノ、重要ナルモノ及特ニ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、國有財產法第五條第三號ニ該當スル場合ニシテ見積價格千圓ヲ超エサル雜種財產ノ讓與ヲ爲サムトスルトキ

二、土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ノ事業成功ヲ條件トシテ讓與ヲ豫約シタル場合ニ於

ヲ豫約ニ從ヒ其ノ財產ノ讓與ヲ爲サムトスルトキ

第十條　雜種財產ノ交換ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一、臺帳記載事項

二、交換ニ依リテ取得スヘキ物件ノ種目、所在及數量

三、交換ノ相手方及交換ヲ必要トスル事由

四、目的物ノ價格評定調書

五、交換ニ附帶シテ條件ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ條件

六、其ノ他參考トナルヘキ事項

第五條第二項ノ規定ハ前項第四號ノ調書ニ付之ヲ準用ス

第十一條　寄附其ノ他ノ名義ニ依リ雜種財產ヲ取得セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一、財產ノ所在、種目、數量及見込價格

二、相手方及取得ノ事由

三、條件アルモノハ其ノ條件

四、其ノ他參考トナルヘキ事項

第十二條　雜種財產ヲ貸付セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ貸付期間ヲ更新セムトスルトキ及貸付料其ノ他ノ契約條項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、臺帳記載事項

二、貸付スヘキ財產ノ見積價格

三、貸付ノ目的

四、貸付期間其ノ他ノ條項

五、貸付料ニ關スル調書

六、繼續貸付ノ場合ニ於テハ前貸貸料

七、其ノ他參考トナルヘキ事項

前項ノ場合ニ於テ無償貸付ヲ爲スノ必要アルトキ及指名競爭契約ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ラムトスルトキハ其ノ事由ヲ具申スヘシ

第十三條　左記各號ノ範圍內ニ於テハ稅務監督局長限リ雜種財產ノ貸付ヲ爲シ又ハ契約條項ノ變更ヲ爲スコトヲ得但シ異例ニ亙ルモノ、重要ナルモノ及特ニ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、建物ノ所有ヲ目的トスル場合ヲ除クノ外貸貸料年額又ハ總額百圓ヲ超エサル雜種財產ニ付三年以內ノ有償貸付ヲ爲サムトスルトキ

二、貸付料年額又ハ總額二百圓ヲ超エサル雜種財產ニ付當初貸付ヲ爲シタル日又ハ大藏大臣ニ稟請シテ貸付期間ヲ更新シタル日ヨリ三年ヲ超エサル範圍內ニ於テ貸付期間ヲ更新セムトスルトキ

三、貸付料年額又ハ總額百圓ヲ超エサル雜種財產ニ付貸付料ヲ變更セムトスルトキ

四、土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ノ事業成功ヲ條件トシテ貸付ヲ豫約シタル場合ニ於

テ豫約ニ從ヒ其ノ財産ノ貸付ヲ爲サムトスルトキ

第十四條　第十二條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ雜種財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル場合ニ之ヲ準用ス四月以內ニ於テ雜種財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル場合ニ於テハ總テ稅務監督局長限リ之ヲ處理スルコトヲ得

第十五條　國有財産法第二十一條ノ規定ニ依ル豫約事業者ニ對シ同條第二項ノ規定ニ依リ土地ノ使用又ハ收益ヲ爲サシメムトスル場合ニ於テハ稅務監督局長限リ之ヲ認容スルコトヲ得

第十六條　雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ爲サシムル契約ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

一、臺帳記載事項
二、事業計畫書要領
三、事業者
四、事業成功ヲ條件トシテ爲スヘキ豫約ノ種類
五、豫約賣拂價格評定調書又ハ讓與スヘキ財産ノ見積價格若ハ無償貸付スヘキ財産ノ見積貸付料ニ關スル調書
六、著手及成功豫定期間
七、讓與又ハ無償貸付ノ豫約ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ之ヲ必要トスル事由
八、其ノ他參考トナルヘキ事項

第十七條　國有財産法施行令第二十五條第二項及第二十六條第二項ノ規定ニ依リ豫定期間ノ延長ヲ承認セムトスルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第十八條　豫約賣拂價格二百圓ヲ超エサル雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ爲サシムル契約ヲ爲サムトスルトキハ稅務監督局長限リ之ヲ處理スルコトヲ得其ノ契約ニ付豫定期間ノ延長ヲ承認セムトスルトキ亦同シ

第十九條　賣拂、讓與又ハ交換契約ヲ解除セムトスルトキ又ハ之ニ附帶シテ定メタル條件ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ但シ其ノ契約ニ關シ稟請ヲ要セサル場合ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ貸付又ハ貸付ニ準スヘキ契約ニ付之ヲ準用ス

第二十條　雜種財産ノ管理及處分ニ關シ通常裁判所ニ出訴スルノ必要アルトキハ事由ヲ具シ大藏大臣ニ稟請スヘシ

第二十一條　雜種財産ノ臺帳ハ稅務署ニハ其ノ副本ヲ備フヘシ稅務監督局ニ之ヲ備ヘ

第二十二條　臺帳ニ附屬セシムヘキ圖面ハ重要ナラサル財産ニ係ルモノト雖漸次之ヲ調製スヘシ

第二十三條　雜種財産ニ增減異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ臺帳ニ登錄シ附屬圖面ヲ補修スヘシ

第二十四條　雜種財産ヲ臺帳ニ登錄シタルトキハ決議書類、調査書類、其ノ他ノ關係書類ニ登錄濟ノ年月日ヲ記載シ主任官吏之ヲ認印スヘシ

第二十五條　稅務監督局長ハ雜種財產ニ付爲シタル貸付及貸付ニ準ス
ヘキ契約ニ關スル事項ヲ登載整理スヘシ
第二十六條　稅務監督局長ハ會計檢查院ニ證明ノ爲計算證明規程ニ依リ國有財產增減計算書
ヲ調製シ證憑書類ヲ添ヘ直ニ會計檢查院ニ提出スヘシ
稅務監督局長ハ前項ノ規定ニ依リ國有財產增減計算書ヲ提出シタルトキハ其ノ樣式ニ準シ
雜種財產ノ增減計算書ヲ調製シ直ニ之ヲ營繕管財局長官ニ送付スヘシ
第二十七條　稅務監督局長ハ國有財產法施行規則第三號樣式ニ準シ每會計年度間ニ於ケル雜
種財產ノ增減報告書ヲ調製シ翌年度六月三十日迄ニ營繕管財局長官ニ送付スヘシ
第二十八條　稅務監督局長ハ國有財產法施行規則第二號樣式ニ準シ每五年三月三十一日現在
ニ於ケル雜種財產現在額報告書ヲ調製シ其ノ年七月三十一日迄ニ營繕管財局長官ニ送付ス
ヘシ
第二十九條　左ニ揭クル場合ニ於テハ其ノ都度營繕管財局長官ニ報告スヘシ
一、各省ニ於テ公共用財產又ハ公用財產トシテ整理スルモノノ內雜種財產ト爲スヘキモノヲ
發見シタルトキ
二、雜種財產ノ保管ノ爲監守人ヲ置キ其ノ他特別ノ取扱ヲ爲シタルトキ
三、雜種財產ニ付境界查定ヲ了シタルトキ
四、前號ノ境界查定ニ對シ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スル者アリタルトキ及行政裁判所ノ
判決アリタルトキ
五、雜種財產ニ付通常裁判所ニ出訴スル者アリタルトキ及通常裁判所ノ判決アリタルトキ
六、第五條及第十二條ノ稟請ニ對シ競爭契約ニ依ル賣拂又ハ貸付ノ指令ヲ受ケタルモノニ付
入札ヲ執行シタルトキ及會計規則第百十五條又ハ第百十六條ノ規定ニ依リ隨意契約ヲ締
結シタルトキ
第三十條　第六條、第九條、第十三條、第十四條及第十八條ノ規定ニ依リ稅務監督局長限リ處理シ
タル場合ニ於テハ別記樣式ニ依リ每月ノ事蹟ヲ翌月十五日限リ營繕管財局長官ニ報告スヘ
シ
第三十一條　雜種財產ノ賣拂、讓與、交換又ハ貸付若ハ貸付ニ準スヘキ契約ニ關スル願書ハ稅務
監督局長ヲ經由シ大藏大臣宛ニ之ヲ提出セシムヘシ
稅務監督局長前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ調查ノ上意見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ進達スヘシ
但シ其ノ契約ニ關シ稟請ヲ要セサル場合ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第三十二條　公共團體ト契約ヲ締結セムトスル場合ニハ其ノ願書ニ其ノ議決機關ノ決議ヲ要
スル事項ニ付テハ其ノ議決ヲ經タル書面ヲ添付セシメ尙監督官廳ノ許可ヲ要スル事項ニ付テハ
其ノ許可書ノ謄本ヲ提出セシムヘシ
第三十三條　府縣社以下ノ神社ノ提出スル願書、屆書及契約書ニハ神職及氏子又ハ崇敬者總代
ノ連署ヲ爲サシムヘシ
寺院ノ提出スル願書、屆書及契約書ニハ住職及檀徒又ハ信徒總代ノ連署ヲ爲サシメ管長ノ添
書ヲ附セシムヘシ

祠宇ノ提出スル願書、届書及契約書ニハ受持教師及信徒總代ノ連署ヲ爲サシメ管長ノ添書ヲ附セシムヘシ

佛堂ノ提出スル願書、届書及契約書ニハ受持僧侶及信徒總代ノ連署ヲ爲サシムヘシ

第三十四條　雜種財産タル不動産ニ關スル權利ノ得喪變更アリタルトキハ不動産登記法ノ定ムル所ニ依リ遲滯ナク其ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

附　則

第三十五條　本規程ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條　本規程ノ實施以前ニ大藏大臣ニ稟請シタルモノニ付テハ尙從前ノ規程ニ依ル

（書式省略）

右の如く雜種財産の處分に關し、其の輕微なるものに就ては稅務監督局長に委任すると同時に、其の比較的重要なるものに就ては、新に大藏省内に國有財産評價委員會を設置し、之に付議して其の價格等を審議の上、之が處分を決定することとせり。國有財産評價委員會は大藏省議の決定に基き大正十五年五月設置せられしものにして、大藏次官を會長とし、大藏部内の高等官中より委員及臨時委員竝に幹事を、判任官中より書記を任命し、國有財産の評價及管理處分の條件に關する事項を調査審議するものなるが、其の委員會に付議すべき事項は左の如し。

『一、見積價格五萬圓以上ノ國有財産ヲ隨意契約又ハ指名競爭契約ニテ賣拂ヲ爲サントスル場合ニ於ケル財産價格ノ評定

二、見積價格十萬圓以上ノ國有財産ヲ一般競爭契約ニテ賣拂ヲ爲サントスル場合ニ於ケル財産價格ノ評定

三、見積價格五萬圓以上ノ國有財産ヲ交換セントスル場合ニ於ケル交換ノ目的タル財産價格ノ評定

四、見積價格一萬圓以上ノ國有財産ヲ讓與セントスル場合ニ於ケル其ノ當否竝ニ財産價格ノ評定但シ國有財産法第五條第一項第三號又ハ國有財産法施行令第十條ニ該當スル場合ヲ除ク

五、見積價格五萬圓以上ノ不動産ヲ買收セントスル場合ニ於ケル財産價格ノ評定

六、見積價格五萬圓以上ノ國有財産ニ付各省ヨリ隨意契約又ハ指名競爭契約ニ依ル賣拂又ハ交換方協議ヲ受ケタル場合及見積價格一萬圓以上ノ國有財産ニ付各省ヨリ讓與方協議ヲ受ケタル場合竝ニ見積價格十萬圓以上ノ財産ニ付各省ヨリ一般競爭契約ニ依ル賣拂方協議ヲ受ケタル場合ニ於ケル賣拂又ハ讓與ヲ爲スヘキ財産又ハ交換ノ目的タル財産價格ノ評定

七、其ノ他特ニ營繕管財局長官ニ於テ審議ヲ要スルモノト認メタル場合ニ於ケル國有財産價格ノ評定竝ニ國有財産ノ管理處分ニ關スル條件』

國有財産の整理處分に依りて生ずる收入を一般の經費に使用することは、其の當を得ざるのみならず、國有財産の整理の爲には事務費、移轉費、營繕費其の他の費用を要すること多きが故に、政府は國有財産整理の方針を決定すると同時に、國有財産の整理に依る收入を以て、國有財産の整理處分に要する費用に充つるの趣旨を以て、一の特別會計を設置することとしたり。國有財産整理資金特別會計卽ち之にして、之に關する法律は大正十一年三月法律第六號を以て公布せられ、大正十一年度より實施せられたり。卽ち之に依れば國有財産の整理處分に因る收入及附屬雜收入は、他の特別會計の

收入に屬するもの及國有林野又は北海道國有未開地の處分に因るものを除くの外は、總て國有財産整理資金の收入と爲し、此の資金は一般會計に繰入れたる上、國有財産の整理に關し必要なる事務費、營繕費其の他の經費に使用し、尙一般の歲計上必要ある場合には、右費途以外の營繕費に使用することを得るものと爲したり。

第三款　特別都市計畫區域內に於ける寺院國有境內地讓與法の制定

大正十二年九月關東地方大震災の結果、東京及橫濱の燒失區域に關して、從來の都市計畫法に對する特別規定を設け、以て之が復興計畫の遂行を促進するの必要を生じ、同年十二月法律第五十三號を以て特別都市計畫法を制定し、之を東京及橫濱兩市に施行せり。然るに此の特別都市計畫法に依り土地區劃整理を施行するの結果、該施行地區內に存する寺院佛堂の境內地又は墳墓地は、勢ひ其の換地の面積狹小となる場合を尠からず生じたり。而して斯かる場合に於て、換地の面積を以てしては寺院佛堂の存立に支障あるときは、已むを得ず換地以外の他の土地に其の敷地を求めて、移轉せざるべからざるに至るべきも、斯くては從來國有財産法第二十四條の規定に依りて、永久無償にて國有の境內地を借受け、又は沿革上國有の墳墓地を管理し來れる寺院佛堂は、其の境內地又は墳墓地の換地を政府に返還せざるべからざることとなり、其の蒙る不利益は甚だ大なるものあり。之が爲め當該寺院佛堂は、震災に因る損害と相俟ちて其の財政の基礎を破壞し、延いては其の存立を危からしむるが如き結果を生ずるの虞を存したり。而して寺院佛堂竝に墳墓地の敷地を區劃整理地區に編入するに就きては、耕地整理法第四十三條の規定が都市計畫法に準用せらるる結果、寺院佛堂又は墳墓の關係者の同意を得るに非ざれば、之を地區內に編入するを得ざるものなるが、寺院佛堂は上述の如き理由に依り、何れも整理地區內に編入せらるるを欲せざるが故に、玆に區劃整理の施行上大なる障碍を生ずることとなれり。玆に於て寺院佛堂の國有境內地又は墳墓地の換地は、國有財産法の規定に拘らず之を當該寺院佛堂に讓與して、以て寺院佛堂の移轉に對する財源に供せしむることと爲すと同時に、寺院佛堂をして强制的に區劃整理地區に編入するを得ることと爲し、以て區劃整理事業の圓滿なる進捗を圖るの必要を認め、政府は第五十回帝國議會に於て之に關する法律案を提出せしが、衆議院は右法案第一條中、政府は寺院佛堂の境內地又は墳墓地の換地及從前の土地に定著する國有物件の全部又は一部を當該寺院佛堂に讓與するを得との規定中より『全部又ハ一部』なる文字を削除の上之を可決し貴族院亦之に同意せしを以て、法案は大正十四年三月法律第四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四號（大正十四年三月二十八日）

第一條　寺院若ハ佛堂ノ國有境內地又ハ寺院ノ管理スル國有墳墓地ヵ特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理ノ整理施行地區ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ寺院、佛堂又ハ墳墓ヵ大正十七年八月三十一日迄ニ其ノ換地ニ非サル土地ニ移轉スルトキハ政府ハ國有財産法第五條ノ規定ニ拘ラス寺院境內地讓與審査會ノ議ヲ經テ其ノ換地及從前ノ土地ニ定著スル國有物件ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ讓與スルコトヲ得

寺院境內地讓與審査會ノ組織及權限ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　寺院又ハ佛堂カ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ受ケタル土地ヲ讓渡シ、貸付シ又ハ擔保ニ供セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス許可ヲ受ケスシテ之ヲ爲シタルトキハ其ノ效力ヲ生セス

第三條　特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス寺院若ハ佛堂ノ境内地又ハ墳墓地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

第四條　特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理委員會ノ組織ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ國有財產法第二十四條ノ規定ニ依リテ國有地ノ貸付ヲ受クル寺院及佛堂竝國有又ハ公有ノ墳墓地ヲ管理スル寺院及佛堂ハ之ヲ借地法ニ謂フ借地權者ト看做ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の規定に基き同年九月寺院境内地讓與審査會官制を左の如く定めたり。

寺院境内地讓與審査會官制（大正十四年九月二十二日勅令第二百八十五號）

第一條　寺院境内地讓與審査會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ大正十四年法律第四號第一條ノ規定ニ依リ特別都市計畫區域内ニ於ケル寺院若ハ佛堂ノ國有境内地又ハ寺院ノ管理スル國有墳墓地ノ換地及從前ノ土地ニ定著スル國有物件ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ讓與スルニ付必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條　審査會ハ會長一人及委員十六人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、關係公共團體吏員及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　審査會ニ幹事若干人ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第六條　審査會ニ書記ヲ置ク大藏部内判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して實際に於て右法律の適用を受くべき寺院境内地は左の如くにして、全部東京市に存在し、横濱市に於ては一も存在せず、又國有墳墓地の面積は極めて僅少に止まるものとす。

區劃整理地區内に於ける寺院國有敷地調

區分	寺院數	面積	價額
淺草區	八二	二六、三〇二坪	四、七九一、一八〇円
下谷區	七	一、八八四	三七九、〇六〇

本　鄉　區	三	二、八二六	圓
芝　　區	五	二、五〇二	
京　橋　區	七	四五五	
深　川　區	一三	九、六七五	
本　所　區	三〇	一四、〇四九	
合　　計	一四七	五七、六九三	

	三九一、一二〇	圓
	四九一、三四〇	
	六八、二五〇	
	一、三九七、三二〇	
	一、四四二、〇〇五	
	八、九六〇、二七五	

第四節　外地國有財產管理制度

內地に於ける國有財產管理の制度は上揭各節に於て述べたる所の如し。然るに朝鮮·臺灣·樺太等の各外地に在りては各〻特殊の事情を存し、內地の諸制度を直に適用すべからざるもの多きを以て、此等の地方に對しては其の領有の初めより夫々特別の規則を設けて、國有財產の管理に當らしむることゝしたり。而して大正十年四月國有財產法の制定に當りても、尙同法を其の儘外地に施行することは、實際に於て不便を生ずべきことを慮り、同法第三十三條に於て、本法を朝鮮·臺灣·樺太に施行する場合に於て必要あるときは、勅令を以て特別の規定を爲すことを得るものと定めたり（關東州及南洋群島は憲法施行の地域外なるが故に、此等の地方に同法を適用するは勅令の規定を以てすることを得）。然れども此等の外地に國有財產法を施行し又は適用するに就ての勅令は、現在に於ては尙未だ發布せらるるの時期に至らざるものとす。今以下順次此等諸地方に於ける國有財產管理制度の沿革を概說すべし。

第一款　朝鮮

第一項　總說

舊韓國に於ける國有財產は多年の財政紊亂の爲め不整理を極め、殊に宮中府中混淆の結果國有財產の限界分明ならざりしを以て、明治三十七年帝國政府の推薦したる財政顧問執職するや先づ之が調査に著手せしが、越えて同四十年臨時帝室有及國有財產調査局竝に帝室財產整理局を設けて根本的整理に從事せしめ、翌四十一年兩局を廢して臨時財產整理局を設置し、鋭意其の整理に努めたる結果大體の歸屬を明かにするを得たりしも、其の明細に至りては尙全く不明なるを免れざりき。是を以て明治四十三年八月韓國併合の結果朝鮮總督府設置せらるるや、總督府は先づ國有財產に關し根本的の調査整理を行ふの必要を認め、之が實測調査に著手したり。然るに他方に於て此等國有財產の管理竝に處分に關する規定に就ては、當時何等成文の存するものなかりしを以て、併合の初めに於て明治四十三年八月勅令（緊急）第三百三十號を以て、舊韓國政府に屬したる財產の管理に關しては當分の內從前の例に依る旨を定めしが、爾後調査の結果翌四十四年七月に至り、勅令第二百號を以て朝鮮官有財產管理の通則を設くるに至れり。右規則は內地及臺灣の例に倣ひ傍ら朝鮮の事情を斟酌して制定せられしものにして、其の原則は大體に於て內地に於けるものと同樣なりと雖も、其の細目に至りては之と異る所少なからず。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

朝鮮官有財産管理規則（明治四十四年七月十九日勅令第二百號）

第一條　本令ニ於テ官有財産ト稱スルハ國有ノ不動産、船舶及其ノ附屬物ヲ謂フ

第二條　朝鮮總督所轄ノ官有財産ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依リ朝鮮總督之ヲ管理及處分ス

第三條　公用中ノ官有財産ハ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

前項ノ官有財産ハ公用ヲ妨ケサル場合ニ限リ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第四條　官有財産ハ其ノ管理又ハ處分ニ關係アル職員ニ對シ之ヲ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

第五條　官有財産ノ賣拂又ハ貸付ハ左ニ揭クル場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲公共團體又ハ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

二　鑛業又ハ植林事業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認ムル土地ヲ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

三　官設事業ニ直接附隨スル事業ノ爲必要缺クヘカラスト認ムル土地又ハ工作物ヲ起業者ニ貸付スルトキ

四　開墾若ハ牧畜ノ爲土地ヲ貸付スルトキ又ハ其ノ事業成功ノ後其ノ土地ヲ起業者ニ賣拂フトキ

五　開墾、牧畜又ハ漁業ニ從事スル者ニ對シ其ノ事業ニ附帶シテ必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

六　市區計劃ノ確定シタル市街豫定地ヲ特別ノ條件ヲ附シ賣拂又ハ貸付スルトキ

七　一箇所ニ付六百坪未滿ニシテ評定價格千圓未滿ノ土地ヲ賣拂フトキ

八　一箇所千坪未滿ニシテ見積貸付料一年三百圓以下ノ土地ヲ五年以內ノ期間ヲ以テ貸付スルトキ

九　一年以內ノ期間ヲ以テ工作物ヲ貸付スルトキ

十　僻陬ノ地ニ在ル不用ノ工作物ニシテ評定價格五百圓未滿ノモノヲ賣拂フトキ

第六條　官有財産ヲ賣拂ヒタルトキハ其ノ代金完納ノ後ニ非サレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第七條　官有財産ハ無料ニテ貸付シ又ハ使用ヲ許可スルコトヲ得ス但シ公用ノ爲又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　官有財産ノ貸付料又ハ使用料ハ每年之ヲ前納セシムヘシ但シ相當ノ保證ヲ立テ又ハ擔保ヲ供シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　官有財産ノ貸付期間ハ土地ニ付テハ二十年其ノ他ノ物件ニ付テハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス

土地ノ利用ニ必要ナル工作物ヲ土地ト共ニ貸付スルトキハ其ノ土地ノ貸付期間之ヲ貸付スルコトヲ得

第十條　官有財産貸付期間中公用ニ供スルノ必要ヲ生シタルトキハ貸付ノ契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ借受人ハ直接ニ受ケタル損害ニ付其ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得但シ特別ノ契約アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　官有財產ハ左ニ揭クル場合ヲ除クノ外之ヲ讓與スルコトヲ得ス

一　公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要ナルトキ

二　公園、公共道路、河川、堤防、溝渠、溜池等ヲ開設シタル爲不用ニ歸シタル舊同種類ノ土地ヲ其ノ開設者ニ下付スルトキ

三　公用ヲ廢シタル土地ヲ其ノ公用中維持保存費ノ負擔義務ヲ有シタル者ニ下付スルトキ

第十二條　官有財產ハ交換スルコトヲ得ス但シ土地建物ハ公用ニ供シ若ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要ナルトキ又ハ官有地整理ノ爲必要ナルトキニ限リ其ノ評定價格同一以上ノ土地建物ト交換スルコトヲ得

第十三條　左ノ場合ニ於テハ官有財產ノ賣拂、讓與、交換又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲賣拂、貸付、讓與又ハ交換シタル官有財產ヲ三年以內ニ其ノ用ニ供セサルトキ

二　第五條第二號乃至第五號ノ規定ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル土地又ハ工作物ヲ二年以內ニ其ノ用ニ供セサルトキ

三　第五條第六號ノ規定ニ依リ土地ノ賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者二年以內ニ工事ニ著手セサルトキ

前項各號ノ期間ハ天災其ノ他避クヘカラサル事由アリタル場合ニ限リ各其ノ半期間以內ノ延長ヲ爲スコトヲ得

第十四條　官有水面ハ公用ニ妨ナキ限リ著手及成功ノ期限竝一切ノ條件ヲ定メ其ノ埋立ヲ特許シ條件ノ定ムル所ニ從ヒ埋立地ノ全部又ハ一部ヲ其ノ起業者ニ賣拂、貸付又ハ讓與スルコトヲ得

第十五條　朝鮮總督ハ明治四十四年四月一日ヨリ起算シ十年毎ニ其ノ年三月三十一日現在ノ官有財產目錄ヲ調製シ八月三十一日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第十六條　朝鮮總督ハ毎年前會計年度ニ於ケル官有財產ノ增減報告書ヲ調製シ八月三十一日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第十七條　前二條ノ官有財產目錄及官有財產增減報告書ハ主管大臣ニ於テ其ノ調製シタル年ノ開會ノ帝國議會ニ之ヲ報告スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官有財產目錄ハ第十五條ノ規定ニ依リ調製スルノ外同條ノ期限前ニ於テ第一回ノ調製ヲ爲スヘシ

朝鮮官有財產管理規則ハ爾後大正七年一月ニ至リ左ノ如ク其ノ一部ヲ改正セラレ、其ノ結果隨意契約ヲ以テ官有財產ノ賣却又ハ貸付ヲ爲スコトヲ得ル範圍ハ更ニ擴張セラレタリ。蓋シ當時朝鮮ニ於テハ時局ノ大勢ニ伴ヒ、輸入ノ防遏ヲ目的トスル代用品ノ製造工業、及輸出品タルニ適スル國際

的商品の製造業竝に造船業等の勃興せんとするの狀勢に際し、益、其の興隆を圖らんが爲には、此等事業の企業者に對し、官有財産利用上の利便を與ふることを必要と認めしに因るものなり。

勅令第十三號（大正七年一月十九日）

朝鮮官有財産管理規則中左ノ通改正ス

第五條第五號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

五ノ二　朝鮮總督ノ定ムル重要物産ノ製造業者ニシテ其ノ定ムル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

五ノ三　朝鮮總督ノ定ムル資格ヲ有スル造船業者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正に基き同年五月朝鮮總督府令第五十八號を以て、右追加條項に於ける重要物産の種類及其の製造業者竝に造船業者の資格に就て規定したり。朝鮮官有財産管理規則に關しては、爾後何等の改正もなくして大正末年に至れり。尚朝鮮に於ける官有財産取扱の手續に關しては、大正三年八月總督府訓令第四十二號朝鮮總督府及所屬官署會計事務章程に於て、其の詳細を規定したり。

朝鮮に於ける國有財産は前述の如く總督府設置以來之が根本的調査に著手せしが、爾來鋭意實測調査を遂行せし結果、國有財産中公用財産は大正五年度に於て總て調査登錄を完了し、收益財産たる驛屯土は明治四十二年より同四十三年に亙り實地調査を了へ、又國有林野は大正十三年度に於て其の調査を結了するに至れり。今昭和二年三月末日現在に於ける朝鮮總督府所轄國有財産の數額を示せば左の如し。

區分		數量	價格
一般官有財産	土地及附屬物	七五、一七四、九六四・七〇五坪	一九一、二四六、八八六・七四六円
	建物及附屬物	六五三、七三九・二四九坪	一一九、九五五、四八二・六五三
	船舶及附屬物	四一二隻	三、七六四、三七二・五三〇
	計		三一四、九六六、七四一・九二九
殊特官有財産	驛屯土	二七七、二三九、二一二・八〇〇坪	三五、三九四、五二〇・四〇三
	堤堰狀及附屬物	二、五八七、一〇四・〇〇〇坪	一九七、九二八・一六〇
	森林原野	九、三八九、四四〇・〇〇〇町	四七七、二九六、五四九・〇〇〇
	國有未墾地	一三六、〇〇一・〇〇二町	二、二〇二、六五九・〇九〇
	計		五一五、〇九一、六五六・六五三
合計			八三〇、〇五八、三九八・五八二

第二項　驛屯土の管理

朝鮮に於ける國有土地中特殊の性質を有するものは驛屯土及之に準ずる土地なり。驛屯土とは驛土及屯土の總稱にして、驛土とは高麗朝の頃より公事上の文書遞傳と、公務に因り旅行する官吏の馬匹其の他食料の供給との爲め、驛站を設けて驛卒及驛馬を配置し、之が給養に充つるの目的を以て給付せられたる田・畓を謂ひ、屯土とは往昔邊塞荒地に配置せる戍卒の耕食に充てし土地、竝に中葉以

降中央及地方各官廳の經費を補ふ爲め閑曠地の起墾・犯罪人所有地の沒收等に依り設置したる田・畓を謂ふものなり。右の制度は開國五百三年(明治二十七年)の改革に際して廢止せられ、爾來此等の土地は之を人民に耕作せしめて小作料を徵收することとなり、農工商部・軍部・宮內府に轉屬管理せられしが、隆熙二年(明治四十一年)の財政整理の結果、之を國有地として度支部に於て管理することとなれり。以上は卽ち本來の驛屯土なるが、右の外驛屯土なる名稱の下に包含せられ、本來の驛屯土に準じて管理せらるる國有地あり。各宮庄土及陵園墓位土は卽ち之にして、前者は韓國王室及王族の各宮房に附屬したる土地を謂ひ、後者は王室に屬する陵園墓の香資及管理人の衣食に供する爲め附屬せしめたる土地を謂ふものなり。而して此等の土地は驛屯土と同じく、隆熙二年に至り總て國有財產に移屬せしめられ、度支部の管理に移されたり。斯くの如くにして驛屯土及之に準ずる國有地は、隆熙二年以後總て國有財產として度支部の管理する所となりしを以て、度支部は同年七月驛屯土管理規程を設け、五箇年以內の期間を定めて人民に貸付し、小作料を徵收して耕作せしめしが、明治四十三年韓國併合の後は此等の國有地は朝鮮總督府度支部の管理に屬せしめられたり。然るに此の驛屯土は主として田畑等の收益財產より成り、且廣く各道に散在して一般國有財產と稍、其の性質を異にするものありしが故に、併合後と雖も之が管理は朝鮮官有財產管理規則に據らずして、前記驛屯土管理規程竝に其の附屬規程に準據せしが、大正元年十月に至り左の如く驛屯土特別處分令(勅令第三十九號)を制定し、大體に於て朝鮮官有財產管理規則を適用し、特殊の事項に就きてのみ特別の取扱を爲すこととしたり。

驛屯土特別處分令(大正元年十月三十日勅令第三十九號)

第一條　朝鮮ニ於ケル驛屯土ノ管理及處分ニ關シテハ本令ニ依ル但シ塩又ハ森林ニ付テハ分離シテ賣拂又ハ貸付スルヲ著シク不利トスル場合ニ限リ本令ニ依ルコトヲ得

第二條　驛屯土ノ賣拂又ハ貸付ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　一年ノ見積貸付料三百圓以下ノ土地ヲ十年以內ノ期間ヲ以テ貸付スルトキ

二　東洋拓殖株式會社ニ移民ノ爲必要ナル土地ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

三　驛屯土ノ小作ニ從事スル者ニ對シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ自作ノ爲其ノ小作地ヲ賣拂フトキ

第三條　驛屯土ノ貸付料又ハ使用料ハ每年之ヲ納付セシムヘシ但シ災害ニ因リ土地ノ收益ニ付著シキ損失アリタルトキハ相當ノ擔保ヲ供セシメ又ハ保證ヲ立テシメ三年以內ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

第四條　驛屯土ノ貸付料又ハ使用料ハ特別ノ事情アル地方ニ限リ現品ヲ以テ納付セシムルコトヲ得

前項現品ノ種類及其ノ換算價格ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五條　驛屯土ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外朝鮮官有財產管理規則ニ依ル

第六條　國有ノ狀及從來驛屯土ニ準シテ管理シタル土地ニ付テハ本令ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右に伴ひ總督府は同年十二月左の如く其の施行規則を設け、驛屯土貸付に關する細則を定めたり。

驛屯土特別處分令施行規則(大正元年十二月七日朝鮮總督府令第四十號)

第一條　驛屯土ノ貸付、沢ノ使用ニ關スル事項竝驛屯土ノ貸付料及沢ノ使用料ノ收納ハ府尹、郡守ニ於テ之ヲ處理スヘシ

第二條　驛屯土ノ貸付期間ハ五年以內トス但シ使用ノ目的ニ依リ必要ト認ムルトキハ十年迄ノ期間ヲ以テ貸付スルコトヲ得

第三條　驛屯土ヲ貸付シタルトキハ別記樣式ノ小作認許證ヲ交付スヘシ

貸付期間滿了シ又ハ貸付期間內ニ於テ契約ヲ解除シタルトキハ小作認許證ヲ返納セシムヘシ

第四條　貸付料又ハ使用料ヲ現品ニテ收納セシムヘキ區域ハ僻遠ノ地方ニシテ農產物ノ換價ニ困難ナル府郡ニ限ル

前項ノ區域ハ道長官之ヲ定ム

第五條　前條ノ場合ニ於テ貸付料又ハ使用料トシテ納付セシムヘキ現品ノ種類ハ籾、大豆及粟トス

第六條　前條ニ規定スル現品ノ換算價格ハ當該府郡ニ於テ適當ト認ムルモノニ依リ道長官之ヲ定メ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第七條　道長官ハ第四條ノ區域及前條ノ換算價格ヲ定メタルトキハ每年十月中ニ之ヲ管內ニ告示スヘシ

第八條　貸付料又ハ使用料ハ契約ヲ以テ特ニ納期ヲ定ムルモノヲ除クノ外每年十一月一日ヨリ三十日迄ニ之ヲ納付セシムヘシ

第九條　驛屯土ノ借受人ハ其ノ土地ヲ轉貸シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡若ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十條　驛屯土ノ借受人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ土地ヲ返納セシムルコトヲ得

一　貸付料又ハ使用料ヲ期限內ニ納入セサルトキ

二　土地ヲ荒廢ニ歸セシムル虞アルトキ

三　本令ノ規定又ハ契約事項ニ違反シタルトキ

第十一條　災害ニ因リ著シク土地ノ收益ヲ損失シタル場合ニ於テ貸付料又ハ使用料ノ延納ヲ申請セムトスル者ハ被害狀況ノ存續スル間ニ於テ府尹、郡守ニ申請書ヲ提出スヘシ

第十二條　本令ハ從來驛屯土ニ準シ管理シタル土地ニ之ヲ準用ス

（別記樣式省略）

驛屯土特別處分令は後大正三年八月に至り其の一部を改正せられ、隨意契約を以て驛屯土の賣拂又は貸付を爲すことを得る範圍を擴張せられしが、同七年一月更に其の一部を改正せられ、驛屯土貸付料の減免に關する規定を設けられたり。今其の改正條文を掲ぐれば左の如し。

（一）勅令第百五十九號（大正三年八月十一日）

驛屯土特別處分令中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一號ヲ加フ

四　朝鮮總督ノ指定シタル重要物產ノ製造業ヲ營ム者ニ對シ其ノ事業ノ爲必要ナル土地ヲ貸付スルトキ

第二條ノ二　朝鮮總督ノ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニ對シ原料トシテ驛屯土ノ産物ヲ賣拂フトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二)勅令第十六號(大正七年一月二十四日)

驛屯土特別處分令中左ノ通改正ス

第三條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ災害又ハ天候不順ニ因リ土地ノ收益著シク減少シタルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ年分ニ限リ之ヲ減免スルコトヲ得

第三條ノ二　災害ニ因リ形狀ヲ變シ又ハ作土ヲ害シタル驛屯土ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ無料ニテ貸付スルコトヲ得

驛屯土の貸付料は併合以後地方經濟の發達と穀價の騰貴とに伴ひて、大正三年及同八年の兩度に於て一般に之を增額せしが、爾後尙穀價の變動に伴ひ民間小作料との間に差等を生じ、管理上の支障少からざりしを以て、大正九年八月左の如く驛屯土特別處分令施行規則の一部を改正し、農産物の一定量を以て貸付料算出の基礎とし、之を其の年の穀價に依り金錢に換算したるものを貸付料として徵收することと爲すと共に、其の貸付期間を十年間に延長し、同時に又後述驛屯土拂下に關する規則の制定に伴ふ法文の整理を行ひたり。

朝鮮總督府令第百九號(大正九年八月十三日)

驛屯土特別處分令施行規則中左ノ通改正ス

第一條中「驛屯土ノ貸付料」ヲ「驛屯土ノ賣拂代金、貸付料」ニ、「府尹、郡守」ヲ「府尹、郡守、島司」ニ改ム

第二條中「五年」ヲ「十年」ニ改メ同條但書ヲ削ル

第二條ノ二　府尹、郡守、島司ハ坐ヲ除クノ外驛屯土ノ貸付料ノ算出ノ基礎ト爲ルヘキ現品ノ數量ヲ定メ毎年十月府郡島別又ハ相當地域別ニ其ノ年ノ穀價ニ依リ貸付料ヲ決定スヘシ

前項ノ穀價ハ朝鮮總督ノ承認ヲ受ケ道知事之ヲ定メ貸付料決定前之ヲ告示スヘシ

大正九年朝鮮總督府令第百十號ニ依リ賣拂契約ヲ締結シタル坐以外ノ地目ノ土地ニ付テハ左ノ割合ニ依リ貸付料ノ全額ヲ收納ス

第一年度　第一項ニ依リ決定シタル貸付料ノ全額

第二年度　同上ノ十分ノ九

第三年度　同上ノ十分ノ八

第四年度　同上ノ十分ノ七

第五年度　同上ノ十分ノ六

第六年度　同上ノ十分ノ五

第七年度　同上ノ十分ノ四

第八年度　同上ノ十分ノ三

第九年度　同上ノ十分ノ二

第十年度　同上ノ十分ノ一

大正九年朝鮮總督府令第百十號ニ依リ賣拂契約ヲ締結シタル埠ニ付テハ前項ノ規定ニ準シ其ノ貸付料ヲ收納ス

第二條ノ三　大正九年朝鮮總督府令第百十號第四條第五號ノ(六)乃至(八)ノ規定ニ依リ賣拂ノ契約ヲ解除シタルトキハ其ノ契約期間中ノ貸付料ハ埠ニ在リテハ國有地貸付認許證ニ揭クル貸付料額、其ノ他ノ地目ノ土地ニ在リテハ前條第一項ニ依リ決定シタル貸付料額ノ全額トシ不足額ハ之ヲ追徵ス

第三條中「小作認許證」ヲ「貸付認許證」ニ改ム

第四條乃至第七號　削除

第八條中「十一月一日ヨリ三十日迄」ヲ「十二月一日ヨリ二十八日迄」ニ改ム

第九條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ大正九年朝鮮總督府令第百十號ニ依リ賣拂契約ヲ締結シタル借受人特ニ許可ヲ受ケ轉貸スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　驛屯土特別處分令第三條但書ニ依リ貸付料又ハ使用料ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ被害狀況ノ存續スル間ニ於テ府尹、郡守、島司ニ申請スヘシ

第十一條ノ二　驛屯土特別處分令第三條ノ二ニ依リ驛屯土ノ無料貸付ヲ受ケムトスル者ハ府尹、郡守、島司ニ申請スヘシ

前項ノ申請アリタル場合ニ於テハ土地ノ狀況、被害ノ程度等ヲ勘案シ五年以內ノ期間ヲ定メ無料ニテ貸付スルコトヲ得

別記樣式ヲ左ノ如ク改ム（別記樣式省略）

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右施行規則は更に翌大正十年七月及八月に於て夫々左の如き一部の改正を行はれたり。

(一)朝鮮總督府令第百十七號（大正十年七月十五日）

驛屯土特別處分令施行規則中左ノ通改正ス

第八條　貸付料又ハ使用料ハ契約ヲ以テ特ニ納期ヲ定ムルモノヲ除クノ外每年十一月一日ヨリ三十日迄ニ之ヲ納付セシムヘシ但シ平安南道、平安北道、咸鏡南道及咸鏡北道ニ在リテハ十二月一日ヨリ二十八日迄ニ之ヲ納付セシムヘシ

(二)朝鮮總督府令第百四十一號（大正十年十月二十日）

驛屯土特別處分令施行規則中左ノ通改正ス

第二條ノ二第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ賣拂代金ノ分納年數ヲ延長シタル場合ニ於テハ賣拂代金納付未濟額ノ割合ニ應シテ其ノ貸付料ヲ收納ス

驛屯土及之に準ずる國有地は其の面積極めて廣く、主として田畑等の收益地より成るものなるが斯くの如き廣大なる收益地を國に於て管理するは、土地の利用を增進する所以に非ざるのみならず朝鮮財政の狀態は此等の土地を國有として存置するの必要を認めず、加ふるに從來の驛屯土小作人にして其の小作地の拂下を出願するもの漸次多きを加ふるに至りしを以て、總督府は其の希望に應

ることに依り多數の自作農を養成すると同時に、其の拂下代金を以て朝鮮の文化の進展に關係ある事業に充つることを以て適當と認め、大正九年八月に至り左の如く驛屯土賣拂處分に關する規則を制定し、驛屯土は之を其の借受人に對して拂下ぐることとし、其の拂下價格は各土地の收益を一定率にて還元したる額に依り、之を拂下の年以降十年賦を以て納付せしむることと爲したり。

朝鮮總督府令第百十號（大正九年八月十三日）

驛屯土賣拂處分ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　有料貸付ノ驛屯土ハ本令ニ依リ道知事之ヲ賣拂フヘシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ハ此ノ限ニ在ラス

一　溜池（堤堰、洑ヲ含ム）

二　火田

三　鑛泉地

四　國有未墾地利用法ニ依リ處分スルヲ適當トスル土地

五　朝鮮總督ニ於テ政府ノ用ニ供シ又ハ朝鮮官有財產管理規則第五條第一號乃至第六號ノ規定ニ依リ拂下又ハ貸付ノ必要アリト認ムル土地

第二條　驛屯土ハ埜ニ在リテハ朝鮮官有財產管理規則第五條第七號ノ規定ニ依リ其ノ借受人ニ、其ノ他ノ地目ノ土地ニ在リテハ驛屯土特別處分令第二條第三號ノ規定ニ依リ其ノ借受人ニ賣拂フヘシ

借受人前項ニ依リ賣拂ヲ受クルノ意ナキトキハ競爭入札ニ依リ賣拂ヲ爲スヘシ

第三條　驛屯土ノ借受人借受地ノ賣拂ヲ受ケムトスルトキハ其ノ借受地ノ所在ヲ管轄スル府尹、郡守、島司ヲ經由シテ道知事ニ願出ツヘシ

第四條　第二條ノ規定ニ依リ驛屯土ノ賣拂契約ヲ爲ス場合ニ於テハ賣拂代金ハ賣拂契約締結ノ年度以降十年度間ニ毎年度其ノ十分ノ一ニ相當スル額ヲ其ノ年十二月中ニ納付スヘシ但シ埜ノ賣拂代金ニ付テハ納付期間ヲ短縮スルコトアルヘシ

二　災害又ハ天候不順ニ因リ土地ノ收益著シク減少シタルトキハ前號ノ分納年數ヲ延長スルコトアルヘシ

三　賣拂地ノ所有權ハ賣拂代金ヲ完納シタルトキニ於テ拂受人ニ移轉ス

四　賣拂代金ヲ完納スル年度迄ハ所定ノ貸付料ヲ納付スヘシ

五　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ賣拂契約ヲ解除ス

（一）　許可ヲ受ケスシテ賣拂契約ニ因リ生シタル權利ヲ讓渡シタルトキ

（二）　借地權ヲ讓渡シタルトキ

（三）　許可ヲ受ケスシテ借地權ヲ轉貸シタルトキ

（四）　賣拂地ヲ荒廢ニ歸セシメ又ハ荒廢ニ歸セシムル虞アルトキ

（五）　賣拂代金又ハ貸付料ヲ納メサルトキ

（六）　天災ニ因リ土地ノ形狀ヲ變シ又ハ著シク作土ヲ害シタル爲無收益地ト爲リ復舊ノ見込ナキニ至リタルトキ

（七）　公用又ハ公共ノ用ニ供スル爲必要アルトキ

（八）　土地收用令、朝鮮鑛業令其ノ他法令ノ規定ニ依リ賣拂地ヲ收用又ハ使用セラルルトキ前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ前項第五號ノ(六)乃至(八)ノ場合ヲ除クノ外既納ノ賣拂代金ヲ還付セス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の規定は後大正十二年十月に至り左の如く其の一部を改正せられたり。

朝鮮總督府令第百十三號（大正十二年十月四日）

大正九年朝鮮總督府令第百十號中左ノ通改正ス

第四條第一項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一　賣拂代金ハ賣拂契約締結ノ年度以降十年度間ニ毎年度其ノ十分ノ一ニ相當スル額ヲ其ノ年十一月中（平安南道、平安北道、咸鏡南道及咸鏡北道ニ在リテハ其ノ年十二月中）ニ納付スヘシ但シ賣拂代金最終納付年度ニ於テハ翌年一月中ニ納付スヘシ

前項賣拂代金ノ分納年數ハ之カ短縮ヲ許可スルコトアルヘシ

二　災害又ハ天候不順ニ因リ土地ノ收益著シク減少シタルトキ又ハ變災、本人若ハ家族ノ疾病、死亡其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依リ賣拂代金ヲ納付スルコト能ハサルトキハ前號ノ分納年數ノ延長ヲ許可スルコトアルヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規則實施の結果大正九年度乃至昭和元年度の七箇年間に於て驛屯土小作人に拂下契約を締結したる土地の面積は、合計十一萬六千百五十町歩、其の價額四千四百五十四萬六千餘圓に達し、此の外驛屯土小作人に於て拂下を希望せざる爲め、競爭入札により驛屯土小作人以外の者に賣却したるもの合計三千四百八十餘町歩に達したり。

第三項　國有未墾地の管理

舊韓國に於ける未墾地は荒蕪地及干潟地等を合して約百餘萬町歩に達し、而も此等未墾地の中國有に屬するもの其の大半を占めたり。是を以て舊韓國政府に於ては光武十一年（明治四十年）七月法律第四號を以て左の如く國有未墾地利用法を公布し、適當なる者に對しては國有未墾地の貸付を許し、其の事業の成功後は之を拂下ぐることと爲したり。

國有未墾地利用法（光武十一年七月四日法律第四號）

第一條　國有未墾地トハ民有ニ非サル原野、荒蕪地、草生地、沼澤地及干潟ヲ謂フ

第二條　國有未墾地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ貸付スルコトヲ得

貸付期間ハ十箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

第三條　貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキハ農商工部大臣ハ其ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ土地ヲ拂下又ハ付與スルコトヲ得

第四條　貸付ヲ受ケムトスル者ハ農商工部大臣ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第五條　貸付ヲ受ケタル者ハ農商工部大臣ノ定ムル所ニ依リ貸付料ヲ納付スヘシ

農商工部大臣ハ公益其ノ他ノ事由ニ依リ必要ト認ムルトキハ貸付料ヲ減免スルコトヲ得

第六條　貸付ヲ受ケタル者ハ農商工部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ權利ヲ賣買、讓與シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

貸付ヲ受ケタル者ノ權利ハ之ヲ相續スルコトヲ得

第七條　國有未墾地利用ノ方法公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ農商工部大臣ハ其ノ改良又ハ停止ヲ命スヘシ

第八條　農商工部大臣ハ左ノ場合ニ於テ貸付ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一　詐僞又ハ錯誤ニ依リテ許可ヲ與ヘタルトキ

二　貸付ヲ受ケタル日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ著手セサルトキ又ハ著手後相當ノ事由ナクシテ豫定ノ進行ヲ爲ササルトキ

三　前條ノ命令ニ從ハサルトキ

四　貸付ノ許可ノ條件ニ違背シタルトキ

五　法定又ハ指定ノ期間内ニ貸付料又ハ罰金ヲ納付セサルトキ

第九條　本法ニ依リ拂下又ハ付與シタル土地ノ稅率ハ其ノ翌年ヨリ五箇年間ハ其ノ土地所在ノ道ニ於ケル最下級ニ屬スル土地ノ負擔ノ三分ノ一トス

第十條　自己ノ便宜ニ依リ貸付ヲ受ケタル土地ヲ返還シタル場合又ハ第八條ノ規定ニ依リ貸付ノ許可ヲ取消シタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル構築物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ハ農商工部大臣ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ期間内ニ除去セサルトキハ其ノ物件ハ國ノ所有ニ歸ス

第十一條　本法ノ規定ニ依ラスシテ國有未墾地ヲ利用シタル者ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ處分ハ農商工部大臣之ヲ行フ

第十二條　本法ヲ施行スルニ必要ナル命令ハ農商工部大臣之ヲ定ム

第十三條　本法及施行細則ノ規定ニ依ル處分ハ統監ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第十四條　三町歩（九千坪）ヲ超エサル國有未墾地ノ利用ニ付テハ當分ノ間舊慣ニ依リ本法ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附　則

第十五條　本法發布前ニ國有未墾地ノ利用ノ許可ヲ受ケ其ノ效力尙存續スルモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ農商工部大臣ノ認證ヲ請フヘシ其ノ認證ヲ受ケタルトキハ第四條ノ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

認證ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ成功シタルトキハ農商工部大臣ハ其ノ認證ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ土地ヲ拂下又ハ付與ス

第十六條　本法ニ牴觸スル法令ハ之ヲ廢止ス

第十七條　本法ハ光武十一年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

右法律の制定に伴ひ同年七月農商工部令第五十號を以て其の施行細則を設けたり。卽ち之に依れば國有未墾地の貸付は一出願に付百町歩以内とし、其の貸付料は一町歩毎に一箇年五十錢として

毎年十二月に翌年分を前納せしむるものとし、又豫定事業成功後貸付地を拂下又は付與すべき標準を事業の種類に依り區別し、開墾・牧畜・植樹・製鹽・養魚等の事業の爲め國有未墾地の貸付を受け、又は公共の利益となるべき事業の爲め貸付を受け、又は農民若くは漁民にして宅地として貸付を受けたる者が、豫定の事業を成功したるときは、其の貸付地は之に付與するものとし、以上に該當せざる事業の爲め貸付を受けたる者には、事業成功の後之を拂下ぐるものと定めたり。

右國有未墾地利用法は韓國併合の後も朝鮮總督府に依りて踏襲せられしが、大正三年三月に至り制令第三號を以て左の如く其の一部を改正し、同法に依り拂下又は付與したる土地に對し、五箇年間地稅の負擔額を輕減するの規定を削除したり。蓋し此の改正と同時に制令第一號を以て地稅令を制定し、同令中に於て未墾地を開墾したるときは、十年以内の免稅年期を付與するの規定を設けしを以て、國有未墾地利用法中に於て、上述の如き規定を存置するの必要なきに至りしを以てなり。

制令第三號（大正三年三月十六日）

國有未墾地利用法中左ノ通改正ス

第九條　削除

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前國有未墾地利用法ニ依リ賣下又ハ付與シタル土地ノ稅率ニ付テハ其ノ賣下又ハ付與ノ翌年ヨリ五年ノ期間滿了スルニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

同法は爾後何等の改正を行はるることなくして大正末年に至れるものとす。

國有未墾地利用法施行細則も、國有未墾地利用法と同じく、韓國併合後も引續き踏襲施行せられしが、明治四十四年六月朝鮮總督府令第八十一號を以て、左の如く國有未墾地利用法施行規則を制定せらるるに及びて、廢止せられたり。

國有未墾地利用法施行規則（明治四十四年六月二十九日朝鮮總督府令第八十一號）

第一條　開墾、牧畜又ハ植樹ノ爲國有未墾地ノ貸付ヲ受ケタル者又ハ農民若ハ漁民ノ居住ノ爲貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキハ其ノ土地ヲ之ニ付與ス但シ土地ノ狀況其ノ他特別ノ事由ニ依リ拂下ノ必要アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條　前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外國有未墾地ノ貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功シタルトキハ其ノ土地ヲ之ニ拂下ク

第三條　貸付ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ成功セサル場合ト雖土地ノ整理上支障ナシト認ムルトキハ其ノ成功シタル部分ニ限リ拂下又ハ付與スルコトアルヘシ

第四條　貸付地中道路、溝渠、物揚場等公共ノ用ニ供スヘキ部分ハ貸付ノ際豫メ之ヲ指定シ事業成功ノ後無償ニテ返還セシムルコトアルヘシ

第五條　貸付ニ依リ從來其ノ土地ニ關シ利害關係ヲ有スル者ニ損害アリト認ムルトキハ貸付ヲ受クル者ニ對シ其ノ損害補償ノ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第六條　公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必要アリト認ムルトキハ貸付地ノ一

部若クハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ返還地ヲ使用スル者ハ貸付ヲ受ケタル者ニ其ノ直接ニ受クヘキ損害ヲ補償スヘシ

返還地ニ工作物其ノ他ノ物件存在スルトキハ其ノ移轉料ヲ補償シ又ハ之ヲ買收スヘシ

第七條　前二條ノ補償又ハ買收ノ金額ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ朝鮮總督之ヲ裁定ス

第八條　國有未墾地ノ貸付ハ一出願ニ付百町歩ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　貸付ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ左ノ書類及圖面ヲ添附シ朝鮮總督ニ願出ツヘシ

一　出願地及鄰接地ノ現形圖

二　事業計畫書

三　事業豫定圖

四　面積百町歩以上ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由書

五　成功ノ後拂下ヲ受ケムトスル土地ニ付テハ拂下價格竝代金納付ノ方法

第十條　出願地及鄰接地ノ現形圖ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

一　出願地ノ境界

二　出願地ノ種類、各種類ノ形狀

三　出願地及鄰接地ノ狀況(耕地、人家、道路、河川、池沼、堤塘、橋梁等)

四　道、府、郡、面、洞、里ノ境界及其ノ名稱

五　水流ノ方向

六　方位

第十一條　事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　利用ノ目的

二　事業ノ設計

三　事業ノ收支豫算

四　貸付ヲ受ケムトスル期間

五　每年事業ヲ成功スヘキ土地ノ種類及其ノ面積

六　開墾ノ爲貸付ヲ受ケムトスルモノニ付テハ自作開墾又ハ小作開墾ノ別及小作開墾ナルトキハ小作開墾者トノ主タル權利義務

第十二條　事業豫定圖ニハ左ノ事項ヲ示スヘシ

一　第十條第一號及第三號乃至第六號ノ事項

二　計畫ニ基ク土地ノ種類及形狀

三　土地ノ一部カ小作開墾ナル場合ニ於テハ其ノ部分

第十三條　二人以上共同シテ貸付ヲ受ケムトスル者又ハ貸付ヲ受ケタル者ハ代表者一人ヲ定メ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十四條　貸付ヲ受ケムトスル者又ハ貸付ヲ受ケタル者朝鮮ニ住所ヲ有セサルトキハ假住所

ヲ定メ朝鮮總督ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

二人以上共同シテ貸付ヲ願出テ又ハ貸付ヲ受ケタル場合ニハ前項ノ規定ハ其ノ代表者ニ限リ之ヲ適用ス

第十五條　貸付ニ關シ必要アルトキハ期間ヲ指定シ出願者ヲシテ出願地ノ實測圖ヲ提出セシムルコトアルヘシ實測圖ニハ第十條各號ノ事項ヲ詳細ニ示スヘシ

第十六條　貸付ヲ許可シタルトキハ許可書ヲ下附ス

許可書ニハ貸付地ノ付與又ハ拂下ヲ爲スコト、拂下價格及第四條ニ依リ返還セシムヘキ土地其ノ他必要ナル事項ヲ明記ス

第十七條　貸付ヲ受ケタル者ハ許可ノ日ヨリ二月以内ニ其ノ土地ノ境界ニ標識ヲ建設スヘシ」標識ニハ貸付許可ノ年月日及其ノ許可ヲ受ケタル者ノ氏名、住所ヲ記載スヘシ

第十八條　貸付料ハ一町歩ニ付一年五十錢トス一町歩ニ滿タサル端數ハ之ヲ一町歩トシテ計算ス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ貸付料ヲ增減スルコトアルヘシ

貸付料ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ前納スヘシ但シ許可ノ年ニ係ル貸付料ハ月割ヲ以テ卽納スヘシ

既納ノ貸付料ハ之ヲ還付セス

第十九條　貸付料ノ減免ヲ受ケムトスル者ハ減免ヲ受ケムトスル土地ノ所在、金額、期間及理由ヲ記載シタル願書ヲ朝鮮總督ニ差出スヘシ

第二十條　貸付ヲ受ケタル者其ノ權利ヲ賣買、讓與シ又ハ擔保ニ供セムトスルトキハ願書ニ買受人、讓受人又ハ債權者ノ連署ヲ以テ許可書、其ノ年度ニ於ケル貸付料納付證及事業成績報告書ヲ添ヘ朝鮮總督ニ願出ツヘシ

相續ヲ爲シタル者ハ相續後三月以内ニ相續ヲ證スル書類及許可書ヲ添ヘ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第二十一條　貸付ヲ受ケタル者事業ノ計畫ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ之ニ關スル事業計畫書及事業豫定圖ヲ添附シ朝鮮總督ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十二條　貸付ヲ受ケタル者ハ毎年三月末日迄ニ其ノ前年ニ於ケル事業ノ成績ヲ朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第二十三條　貸付ヲ受ケタル者其ノ土地ノ付與又ハ拂下ヲ受ケムトスルトキハ土地ノ所在、面積及事業成功ノ狀況ヲ具シ實測圖ヲ添ヘ朝鮮總督ニ申請スヘシ

前項ノ實測圖ニハ第十條各號ノ事項ヲ示スヘシ

第二十四條　貸付ヲ受ケタル者許可ノ取消其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ直ニ許可書ヲ返納スヘシ

第二十五條　國有未墾地利用法第一條乃至第十一條ノ規定及本令ハ三町歩ヲ超エサル國有未墾地ニ亦之ヲ適用ス

第二十六條　第十三條、第十四條、第十七條、第二十條第二項、第二十二條、第二十四條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第五條ノ條件ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國有未墾地利用法施行細則ハ之ヲ廢止ス

右施行規則ハ大正十年二月ニ至リ、左ノ如ク其ノ一部ヲ改正セラレ、以テ大正末年ニ及ベリ。

朝鮮總督府令第三十號(大正十年二月二十八日)

國有未墾地利用法施行規則中左ノ通リ改正ス

第十四條　貸付ヲ受ケタル者又ハ前條ノ代表者朝鮮内ニ居住セサル場合ハ朝鮮内ニ居住スル代理人ヲ定メ遲滯ナク朝鮮總督ニ届出ツヘシ

第二十條中「願書ニ」ヲ「其ノ賣買、讓與又ハ擔保設定ノ事由及賣買價格又ハ債務額ヲ具シ」ニ改ム

第二十三條中「又ハ拂下ヲ受ケムトスルトキハ」ノ下ニ「事業成功後三月内ニ」ヲ加フ

第二十三條ノ二　貸付ヲ受ケタル者事業ヲ廢止シタルトキハ遲滯ナク其ノ土地ヲ返還スヘシ

第二十四條ノ二　國有未墾地利用法又ハ本令ニ依リ朝鮮總督ニ提出スヘキ願届ハ之ヲ直接朝鮮總督ニ提出シ同時ニ其ノ副本ヲ管轄地方長官ニ提出スヘシ但シ十町歩ヲ超エサル國有未墾地ニ關スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條中「第二十二條」ノ下ニ「第二十三條ノ二」ヲ加フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

貸付ヲ受ケタル者ニシテ本令施行ノ際現ニ事業成功シタルモノニ付テハ第二十三條ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ爲スヘシ

尙國有未墾地を貸付し、又は貸付したる國有未墾地を事業成功後其の借受人に賣拂ふ場合に就ては、國有未墾地利用法に於ても何等特別の規定を設くることなかりしが、後述の如く大正元年八月勅令第六號を以て、國有森林未墾地及森林産物特別處分令制定せらるるや、其の第五條に於て此等國有未墾地の貸付又は賣拂は隨意契約に依ることを得るの規定を設け、以て國有未墾地開拓の進捗を期することとしたり。

以上の如くにして、國有未墾地利用法の施行以後昭和元年度末に至る迄に於て、貸付の許可を與へし國有未墾地の面積は合計二十萬四千六十六町歩にして、内借受人に付與又は拂下げたる面積は合計二萬四千七十八町歩に達したり。

第四項　國有林野の管理

舊韓國時代に在りては國有林野の管理に關しては何等の成規を存せず、國有林野中伐採を禁じたる封山・禁山等を除くの外は、公山と稱して人民の自由入山を許せしが、其の後李朝末期に至りて封山・禁山の制度も自ら弛廢し、濫伐盜採盛に行はるるに及びて、林野の荒廢其の極に達したり。茲に於て韓國政府は統監の指導に依り隆熙二年(明治四十一年)一月森林法を發布して林野の保護及取締の基本を定め、之に尋いで森林法施行細則・國有森林山野及産物處分規則・國有森林山野部分林規則等各種の附屬法規を制定したり。今森林法中國有林野に關する規定を抄出すれば左の如し。

森林法(隆熙二年一月二十四日　法律第一號)(抄錄)

第一條　森林ハ其ノ所有者ニ依リ之ヲ分チテ帝室林、國有林、公有林及私有林トス

山野ハ森林ニ準シテ本法ヲ適用ス

第二條　國有森林山野ノ賣却、讓與、交換又ハ貸付及國有森林產物ノ賣却ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國土保安又ハ國有林野ノ經營上國有保存ノ必要アル森林山野ハ之ヲ賣却、讓與、交換又ハ貸付スルコトヲ得ス

第三條　農商工部大臣ハ造林者ト其ノ收益ヲ分收スルノ條件ヲ以テ國有森林山野ニ部分林ヲ設定スルコトヲ得

第四條　部分林ノ樹木ハ國ト造林者トノ共有トシ其ノ持分ハ收益分收ノ部分ニ均シキモノトス」

部分林設定前ヨリ生存スル樹木ハ國ノ所有トス

附　則

第十九條　森林山野ノ所有者ハ本法施行ノ日ヨリ三箇年以內ニ森林山野ノ地籍及面積ノ見取圖ヲ添附シ農商工部大臣ニ屆出ツヘシ期限內ニ屆出ナキモノハ總テ國有ト看做ス

第二十條　森林法發布以前ニ於テ國有森林山野ニ植樹ノ許可ヲ受ケ其ノ效力尙存續スルモノハ本法施行ノ日ヨリ一箇年以內ニ部分林ノ設定ヲ農商工部大臣ニ請願シ認證ヲ受ケタルトキハ第四條ノ規定ニ依リ部分林ヲ設定シタルモノト看做ス

前項ノ期日內ニ請願セサルトキハ植樹ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第二十一條　森林法發布以前ニ於テ國有森林山野ノ伐木若ハ森林山野貸下ノ許可ヲ受ケ其ノ效力ノ尙存續スルモノハ本法施行ノ日ヨリ一箇年以內ニ農商工部大臣ニ請願シテ認證ヲ受クヘシ

前項ノ期日內ニ出願セサルトキハ伐木又ハ貸下ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第二十二條　本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

森林法を始め其の附屬諸法令は韓國併合後に於ても朝鮮總督府に於て襲用せられしが、而も當時に於ける一般森林山野の狀態は亂雜を極め、國有・私有の境界判明せざるもの多かりしのみならず國有林野存置の要否の區別亦概ね未だ確定せず、林政上の不便尠からざりしを以て、總督府は明治四十四年六月林野區分調査を開始し、漸次國有林野の區分を明かにせんとせしが、之と同時に前揭森林法を更改して一般林政の刷新を圖るの必要を認め、同年六月制令第十號を以て新に森林令を制定したり。而して此の森林令中に於て國有林野の管理及處分に關する原則を定めしが、此等の規定中には林野荒廢の實狀に鑑み又朝鮮古來の慣習に顧み、種々特殊なる制度を設けたり。國有林野入會の慣行は能ふ限り之を容認することと爲し、不要存置林野及林野產物は成るべく地元住民又は移民團體に讓與するの途を開き、又造林奬勵の爲め造林を條件として國有林野を希望者に貸與し、事業成功後之を貸付者に讓與するの制度を設け、更に永年國有林野の樹木を禁養して一定の標準に達したる成林地は、禁養者に之を讓與するの制度を立つる等は卽ち之なり。今同令中國有林野の管理處分に關する部分を抄錄すれば左の如し。

森林令（明治四十四年六月二十日制令第十號）（抄錄）

第六條　國有森林ニシテ國土保安ノ爲又ハ森林經營ノ爲國有トシテ保存スルノ必要アルモノハ公用又ハ公益事業ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ賣却、交換又ハ讓與スルコトヲ得ス

第七條　朝鮮總督ハ造林ノ爲國有森林ノ貸付ヲ受ケタル者ニ對シ事業成功シタル場合ニ於テ特ニ其ノ森林ヲ讓與スルコトヲ得

第八條　國有森林ニ入會ノ慣行アル地元住民ハ慣行ニ從ヒ其ノ森林ノ副産物ヲ採取シ又ハ之ニ放牧ヲ爲スコトヲ得

朝鮮總督ハ前項ニ規定スル入會ノ區域ヲ指定又ハ變更スルコトヲ得

第九條　朝鮮總督ハ前條ノ地元住民ニ對シ其ノ入會區域ニ造林ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者事業成功シタルトキハ其ノ土地ヲ之ニ讓與スルコトヲ得

第十條　朝鮮總督ハ地元住民ヲシテ國有森林ノ保護ヲ爲サシメ報酬トシテ其ノ産物ノ一部ヲ之ニ讓與スルコトヲ得

前項森林ノ保護ニ付テハ地元住民連帶ニテ其ノ責ニ任ス

地元住民故意又ハ重大ナル過失ニ因リ森林ニ損害ヲ生セシメタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得

第十一條　朝鮮總督ハ公用若ハ公益事業ノ爲又ハ移民團體ノ用ニ供スル爲必要アルトキハ國有森林ヲ讓與スルコトヲ得

第十二條　國有森林ノ讓與ヲ受ケタル者其ノ讓與ノ條件ニ違反シタルトキハ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ返還セシメタル場合ニ於テハ其ノ森林ノ上ニ設定シタル第三者ノ權利ハ消滅ス

第十三條　朝鮮總督ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ國有森林ノ産物ヲ讓與スルコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要アルトキ

二　非常ノ災害アリタル場合ニ於テ其ノ罹災者ニ建築修繕ノ材料又ハ燃料ヲ供給スル爲必要アルトキ

前項ニ規定スルモノノ外森林手入ノ爲使用シタル地元住民ニ對シ報酬トシテ其ノ採取シタル産物ヲ讓與スルコトヲ得

第十四條　國有森林ノ賣却、交換若ハ貸付又ハ其ノ産物ノ賣却ニ關スル方法ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附　則

第二十五條　本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム（明治四十四年八月總督府令第九十號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行）

第二十六條　隆熙二年法律第一號森林法ハ之ヲ廢止ス

第二十八條　本令施行前設定シタル部分林ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

前項ノ部分林ニ付テハ第七條ノ貸付ヲ受ケ部分林ニ關スル權利義務ヲ消滅セシムルコトヲ得

第二十九條　本令施行前永年禁養シタル國有森林ハ第七條ノ貸付ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十條　舊法令ニ依リ爲シタル國有森林山野ノ貸付又ハ其ノ産物ノ賣却ハ之ヲ本令ニ依ル貸付又ハ賣却ト看做ス

森林令の公布に伴ひ之と同時に其の施行規則を制定し、國有林野の管理處分の外保安林の設定及

森林の保護監督に關する詳細の手續を定めたり。今其の中國有林野に關する部分を抄錄すれば左の如し。

森林令施行規則（明治四十四年六月二十日朝鮮總督府令第七十四號）（抄錄）

第一章　總則

第一條　國有森林ニ付左ノ各號ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ處理スヘシ

一　面積三十町歩ヲ超エサル一時限貸付又ハ面積五町歩ヲ超エサル繼年期貸付

二　保安林以外ノ森林ノ產物ニシテ材積五百尺締價額五十圓ヲ超エサルモノノ處分

三　盜伐、燒損、枯損、風損其ノ他被害ニ係ル產物ノ處分

地方長官前項ノ貸付又ハ產物ノ處分ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ報告スヘシ

第二條　國有森林ノ賣却、交換、讓與若ハ貸付又ハ其ノ產物ノ年期賣却ヲ受ケムトスル者ハ圖面ヲ添ヘ朝鮮總督又ハ地方長官ニ願出ツヘシ其ノ貸付又ハ年期賣却ノ場合ニ在リテハ事業計畫書ヲモ添附スヘシ

前項ノ出願人又ハ其ノ出願ニ基ク契約ノ當事者二人以上ナルトキハ一人ノ代表者ヲ定メ屆出ツヘシ

第三條　前條ノ出願人又ハ契約當事者朝鮮ニ住所ヲ有セサルトキハ假住所ヲ定メ朝鮮總督又ハ地方長官ニ屆出ツヘシ

出願人又ハ契約當事者二人以上ナルトキハ前項ノ規定ハ其ノ代表者ニ限リ之ヲ適用ス

第四條　森林令又ハ本令ニ規定スル森林、土地若ハ立木ノ所有者又ハ占有者ノ權利義務ハ其ノ所有權又ハ占有權ト共ニ承繼人ニ移轉ス

第五條　森林令又ハ本令ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ森林、土地若ハ立木ノ所有者又ハ占有者ノ承繼人ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

第六條　森林令又ハ本令ノ規定ニ依ル書類ノ送達ヲ爲スコト能ハサルトキハ朝鮮總督府官報又ハ地方官廳ノ公布式ニ依リ之ヲ公示シ其ノ公示ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ其ノ末日ニ於テ到達シタルモノト看做ス

第七條　森林令及本令ハ山野ニ之ヲ準用ス

森林令及本令中保安林ニ關スル規定ハ森林山野以外ノ土地ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ保安林ニ編入セラレタル土地ニ付テハ森林令第四條、第十八條乃至第二十三條、本令第九條、第十條及第三十九條乃至第四十三條ノ規定ヲ準用ス

第八條　營林廠所管森林ニ於ケル產物ノ賣却ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三章　國有森林ノ貸付

第十二條　國有森林ノ貸付ヲ受ケタル者ハ直ニ境界標ヲ建設スヘシ

第十三條　國有森林ノ借受人ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クルニ非サレハ契約ニ明示シタルモノヲ除クノ外其ノ產物ノ收得ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條　造林ノ目的ヲ以テ國有森林ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ森林ノ天然稚樹ハ成林シタルトキ借受人ノ所有トス

第十五條　國有森林ノ借受人ハ貸付地ニ異狀ヲ生シタルトキ又ハ管理人ヲ置キタルトキ若ハ

之ヲ變更シタルトキハ其ノ旨朝鮮總督又ハ地方長官ニ届出ツヘシ

第十六條　國有森林ノ借受人ハ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ森林ヲ轉貸シ又ハ其ノ權利ヲ讓渡シ若ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ貸付地ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一　指定ノ期間内ニ貸付料ヲ納付セサルトキ

二　造林又ハ牧畜ノ爲貸付ヲ爲シタル場合ニ於テ事業進捗セス又ハ成功ノ見込ナシト認メタルトキ

三　法令又ハ契約ニ定メタル事項ニ違反シタルトキ

四　錯誤ニ依リ貸付ヲ爲シタルトキ

五　公用又ハ公益事業ノ用ニ供スル必要ヲ生シタルトキ

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ貸付地ノ返還ヲ命シタルトキハ借受人ニ對シ其ノ貸付地ヨリ得タル不當利益ノ返還、立木ノ棄權又ハ工作物ノ撤去其ノ他原狀回復ノ爲必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第一項第四號又ハ第五號ニ依リ貸付地ヲ返還セシメタルトキハ貸付料ノ一部又ハ全部ヲ還付スルコトアルヘシ

第四章　國有森林及其ノ產物ノ賣却

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一定ノ區域ニ於ケル國有森林ノ主產物ヲ其ノ種類及數量ヲ指示シ十年ヲ超エサル期間ニ於テ毎年分割引渡ヲ爲スノ方法ニ依リ年期賣却ニ付スルコトヲ得

一　特別ノ設備ヲ施スニ非サレハ產物ノ利用困難ナルトキ

二　特別ノ設備ヲ施ストキハ產物利用ノ程度ヲ著シク增進スヘキトキ

第十九條　年期賣却ヲ受ケタル者事業計畫ヲ變更シタルトキハ朝鮮總督ニ届出ツヘシ但シ設備ノ變更ニ付テハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條　國有森林又ハ其ノ產物ニ付賣却ノ許可ヲ受ケタル者ハ朝鮮總督又ハ地方長官ノ指定シタル期間内ニ其ノ指定ノ契約保證金ヲ納付スヘシ但シ公用若ハ公益事業ノ爲ニスル賣却又ハ代金百圓ニ滿タサル場合ニ在リテハ契約保證金ヲ徵收セサルコトアルヘシ

前項ノ契約保證金ハ產物賣却ノ場合ニ在リテハ其ノ產物ノ搬出ヲ終ル迄之ヲ還付セサルコトアルヘシ

第二十一條　主產物ノ根株ハ特ニ契約シタル場合ヲ除クノ外賣却物件中ニ包含セス

第二十二條　年期賣却ノ場合ニ於テハ朝鮮總督ハ毎年引渡スヘキ主產物ノ種類、數量、代金、斫伐箇所其ノ他契約履行ニ必要ナル事項ヲ定メ買受人ニ通知ス

當該官吏ノ測定シタル前項主產物ノ數量ニ對シテハ買受人ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第二十三條　買受人ハ賣却物件ノ引渡又ハ採取ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ物件ニ對シ一切ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條　資却物件、資却物件ノ數量品目ヲ向店ニ通知シ且ツ場合ニ於テ營林計畫ノ變更ニ因リ資却物件ノ數量ヲ減ズル場合ニ於テモ亦同シ

第二十五條　營林上必要ナル設備ヲ爲ス爲メ又ハ災害ノ豫防若ハ復舊ノ爲メ必要ナル場合ニ於テハ資却物件ノ賣渡ヲ延期シ又ハ之ヲ中止スルコトアルヘシ

第二十六條　朝鮮總督又ハ地方長官ハ營林上必要ナル制限ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條　朝鮮總督又ハ地方長官ハ營林上必要アルトキハ資却物ノ賣渡ヲ拒ミ又ハ賣渡ヲ取消スコトアルヘシ

第二十八條　資却ヲ爲サントスル者ハ資却物ノ種類、數量、品質、搬出ノ方法、搬出ノ場所、搬出ノ期間、賣渡ノ場所、賣渡ノ方法、賣渡ノ期日、代金ノ納入ノ方法、代金ノ納入ノ期日、代金ノ納入ノ場所

第五章　國有森林ノ入會及保護

第三十五條　森林令第八條ノ入會慣行トハ地元住民ノ全部又ハ大部分カ國有森林ノ一定ノ區域ヲ限リ永年部落用又ハ自家用ニ供スヘキ産物ノ採取又ハ放牧ノ用ニ供シタル慣行ヲ謂フ

第三十六條　森林令第十條ニ依リ國有森林ノ保護ヲ命セラレタル者ハ左ノ義務ヲ負擔ス

一　火災ノ豫防及消防

二　盜伐、侵墾其ノ他加害行爲ノ豫防及防止

三　有害動物ノ加害豫防及驅除

四　境界標其ノ他標識ノ保存

五　稚樹ノ保育

六　前各號ノ外森林ノ保護ニ關シ地方長官ノ命令スル事項

前項ノ義務者ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ森林手入ノ爲伐木シ又ハ生枝ヲ採取スルコトヲ得ス

第三十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ義務者ハ直ニ地方長官ニ届出ツヘシ

一　保護スヘキ森林又ハ其ノ立木ニ異狀ヲ生シタルトキ

二　森林手入其ノ他命令セラレタル行爲ヲ終リタルトキ

第三十八條　左ニ掲クル産物ハ第三十六條ノ義務者ノ所得トス

一　枯木、倒木及枯枝

二　森林手入ノ爲伐採スル樹木及枝條

三　土地ノ形質ヲ變セスシテ採取シ得ヘキ副産物

前項ノ外地方長官ハ特ニ自家用若ハ部落用ニ供スヘキ産物ヲ讓與スルコトヲ得

第七章　罰則

第四十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第十三條、第十九條、第二十三條又ハ第三十六條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二　第十七條第二項、第二十六條、第二十七條又ハ第四十一條ノ命令ニ違反シタル者

三　第二十五條又ハ第三十四條第一項ノ指定、制限、停止又ハ禁止ニ違反シタル者

第四十三條　第十條、第十二條、第十五條、第二十九條、第三十七條、第三十九條、第四十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附則

第四十四條　本令ハ森林令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五條　國有森林山野及産物處分規則、國有森林山野部分林規則及森林法施行細則ハ之ヲ廢止ス

第四十六條　森林令第二十九條ニ該當スル場合ニ在リテハ貸付料ヲ徵收セス

前項ノ借受人同令第七條ノ讓與ヲ受ケムトスルトキハ圖面ヲ添附シ朝鮮總督ニ願出ツヘシ

森林令は其の制定以後何等の改正もなくして大正末年に及びしが、其の施行規則は其の制定後大正末年に至る間に於て、必要に應じて屢〻其の一部に改正を加へられたり。左に之を列擧すべし。

(一)朝鮮總督府令第百五號(大正八年六月九日)

森林令施行規則中左ノ通改正ス

第一條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ別ニ指定スル國有森林ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ

本令ニ依リ朝鮮總督ニ差出スヘキ書類ニシテ前條第一項但書ニ依リ指定シタル國有森林ニ關スルモノハ其ノ森林ノ事務ヲ分掌スル朝鮮總督府農商工部山林課出張所ヲ經由スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二)朝鮮總督府令第四十四號(大正九年四月一日)

森林令施行規則中左ノ通改正ス

第一條　左ノ各號ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ處理スヘシ但シ別ニ指定スル國有森林ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　面積五十町歩ヲ超エサル國有森林ノ貸付竝其ノ國有森林ニ關スル第十六條、第十七條及森林令第七條ノ處分

二　森林ノ產物ニシテ價額五百圓以下又ハ材積五百尺締以下ノモノニ關スル處分

三　面積十町歩ヲ超エサル國有森林ニ關スル處分

四　森林令第四條及第九條ノ處分

地方長官前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ報告スヘシ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三)朝鮮總督府令第十八號(大正十年一月二十七日)

森林令施行規則中左ノ通改正ス

第二十條第二項中「前項ノ」ヲ削リ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

契約保證金ハ國債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(四)朝鮮總督府令第四十八號(大正十五年六月十四日)

森林令施行規則中左ノ通改正ス

第二條第三項中「其ノ森林事務ヲ分掌スル朝鮮總督府殖產局山林課出張所」ヲ「所轄營林署」ニ改ム

第八條　削除

第三十六條乃至第三十八條中「地方長官」ヲ「第一條第一項但書ノ規定ニ依リ指定スル國有森林ニ付テハ朝鮮總督、其ノ他ノ國有森林ニ付テハ地方長官」ニ改ム

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の森林令及同施行規則の實施以來昭和元年度末迄の間に於て、其の規定に基きて國有林野の造林貸付を許可せし面積は九十五萬一千餘町歩にして、其の中既に造林成功し之を讓與せしもの十五

萬四千餘町歩に達し、又永年禁養林の讓與を許可せし面積は五萬三千餘町歩に達したり。

森林令は前述の如く國有林野及其の産物の處分に關する根本原則を定めしと雖も、其の處分の方法に關しては何等特別の規定を設くることなかりしを以て、林野及産物の賣却及貸付等の處分を行ふに當りては一般法たる會計法及官有財産管理規則の規定に從はざるべからざりしが、大正元年八月に至り勅令第六號を以て左の如く國有林野及産物の特別處分に關する規定を設け、以て植林の奬勵及林野産物の利用開發に資せんことを圖れり。

朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令（大正元年八月十五日勅令第六號）

第一條　朝鮮ニ於ケル國有森林ノ賣拂又ハ貸付ハ左ニ揭クル場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要ナルトキ

二　移民團體ノ用ニ供スル爲必要ナルトキ

三　鑛業ノ爲必要ナルトキ

四　朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル森林ヲ其ノ緣故者ニ賣拂フトキ

五　五十町歩以内ノ森林ヲ賣拂フトキ

六　造林又ハ牧畜ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ

七　林業ニ直接附隨ノ用ニ供スル爲貸付スルトキ

八　一年ノ見積貸付料百圓ヲ超エサル森林ヲ貸付スルトキ

第二條　國有森林ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　造林ノ用ニ供スル場合ニ於テハ八十年

二　工作物建設ノ用ニ供スル場合ニ於テハ三十年

三　其ノ他ノ用ニ供スル場合ニ於テハ十五年

前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得

第三條　國有森林ハ左ニ揭クル場合ヲ除クノ外無料ニテ貸付スルコトヲ得ス

一　第一條第一號又ハ第七號ニ依リ貸付スルトキ

二　朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル森林ヲ造林ノ目的ヲ以テ其ノ緣故者ニ貸付スルトキ

第四條　國有森林ノ産物ノ賣拂ハ左ニ揭クル場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用又ハ公益事業ノ爲必要ナルトキ

二　鑛業ノ爲必要ナルトキ

三　朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル森林ノ産物ヲ其ノ緣故者ニ賣拂フトキ

四　施業案ヲ執行スルニ際シ競爭ニ付スルトキハ森林ノ更新ヲ障害スル虞アル場合ニ於テ其ノ産物ヲ朝鮮總督ノ定ムル資格ヲ有スル木材業者ニ賣拂フトキ

五　見積價格六百圓ヲ超エサルトキ

第五條　朝鮮ニ於ケル國有未墾地ノ貸付ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得貸付シタル國有未墾地ヲ豫定ノ事業成功後其ノ借受人ニ賣拂フトキ亦同シ

第六條　本令中森林及其ノ産物ニ關スル規定ハ森林令ノ全部又ハ一部ヲ準用スル土地及其ノ

産物ノ處分ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

爾來朝鮮に於て林産物を原料とする各種の企業の勃興するに伴ひ林産物の賣却を出願するもの漸次增加するに至りしを以て、大正六年十月に至り右特別處分令の一部を左の如く改正して、此の種の企業者に對しては隨意契約を以て林産物を賣却するを得ることと爲したり。

勅令第百九十八號（大正六年十月二十七日）

朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令中左ノ通改正ス

第四條第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二　朝鮮總督ノ定ムル重要物産ノ製造業者ニシテ其ノ定ムル資格ヲ有スルモノニ對シ原料ヲ賣拂フトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年八月に至り右の特別處分令を左の如く改正して、森林産物の特別處分の範圍を更に擴張したり。

勅令第四百十五號（大正八年八月二十八日）

朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令中左ノ通改正ス

第四條中「原料ヲ賣拂フトキ」ノ下ニ「又ハ原料ト併合シテ處分スルニ非サレハ森林ノ更新ヲ障害スルノ虞アル混生木ヲ原料ト共ニ賣拂フトキ」ヲ加ヘ「六百圓」ヲ「千圓」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

六　國有森林ノ事業ノ請負人ニ其ノ事業ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ又ハ國有森林ノ産物ノ買受人ニ其ノ産物ノ搬出其ノ他ノ處置ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して上揭の朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令は、朝鮮總督の定むる所の森林緣故者又は木材業者に對しては、國有森林又は森林産物の特別處分を行ふことを得るものと定めしを以て、之に伴ひ大正元年九月朝鮮總督府令第十號を以て右の森林緣故者及木材業者の資格を定めしが、大正六年に至り更に上揭の如く、朝鮮總督の定むる重要物産の製造業者にして、其の定むる資格を有する者に對しても、森林産物の特別處分を爲すことを得るものとせられしを以て、之に應じて同年十二月右の重要物産の種類及其の製造業者の資格を定め（府令第九十四號）、後大正十五年二月に至り右の重要物産の種類を追加したり（府令第二十一號）。

上述の森林令竝に朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令の規定に依り明治四十四年以降昭和元年度末迄に處分を行ひたる國有森林は、賣拂面積三萬三千四百餘町歩、貸付面積九十三萬七百餘町歩に達したり。

次に朝鮮に於ける國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存するものなるが其の大部分は（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りしものなるも、其の林

相民有と認むべき標準に達せざるが爲め、林野調査に際し國有と査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍屆を怠りたるが爲め、土地調査に當り國有に査定せられたるもの(三)古記又は歷史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも、國有に査定せられたるものの三者に屬するものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の狀態及占有の意思は毫も民有と異る所なきに拘らず、極めて些細なる原因の爲に所有權を認められるるに至らざりしものにして、之が爲に人民の怨嗟を招きて施政上放置し難きのみならず、緣故林野の歸屬不確定の爲め緣故者は之が愛護の念薄く、爲に林業振興上支障少からざるものありしを以て、大正十五年四月に至り制令第七號を以て朝鮮特別緣故森林讓與令を制定し、此等の緣故森林は擧げて當該緣故者に無償讓與することとし、以て民心の安定と林野の改善促進とを圖ることとしたり。而して之に伴ひ同年十二月朝鮮總督府令第八十七號を以て其の施行規則を定めたり。今右讓與令の全文を揭ぐれば左の如し。

朝鮮特別緣故森林讓與令（大正十五年四月五日制令第七號）

第一條　朝鮮總督ハ本令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ緣故アル國有森林ヲ當該特別緣故者ニ特ニ讓與スルコトヲ得

第二條　前條ノ特別緣故者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一　古記又ハ歷史ノ證スル所ニ依リ寺刹ニ緣故アル森林ニ在リテハ其ノ寺刹

二　隆熙二年法律第一號森林法第十九條ノ規定ニ依リ地籍ノ屆出ヲ爲ササリシ爲國有ニ歸屬シタル森林ニ在リテハ其ノ從前ノ所有者又ハ其ノ相續人

三　隆熙二年法律第一號森林法施行前適法ニ占有シタル森林ニ在リテハ其ノ從前ノ占有者又ハ其ノ相續人

前項第二號又ハ第三號ニ該當スル者カ府面內ノ部落ナルトキハ其ノ府面ヲ特別緣故者ト看做ス

第三條　森林令第六條ニ該當スル國有森林ハ本令ニ依リ之ヲ讓與スルコトヲ得

左ノ各號ノ一ニ該當スル國有森林ニ付亦前項ニ同シ但シ當該處分ヲ受ケタル者前條第一項各號ノ一ニ該當スル者ナルトキ又ハ當該處分ヲ受ケタル者ノ同意アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　貸付ヲ爲シタルモノ

二　土石採取ノ許可ヲ爲シタルモノ

三　部分林設定ノ許可ヲ爲シタルモノ

第四條　本令ニ依リ國有森林ノ讓與ヲ受ケムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ一年內ニ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ讓與ノ出願ヲ爲スヘシ

前項ニ規定スル期間內ニ讓與ノ出願ヲ爲シタル者ニ非サレハ本令ニ依リ國有森林ノ讓與ヲ受クルコトヲ得ス

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム（大正十五年十二月府令第八十六號ヲ以テ昭和二年二月一日ヨリ施行）

第二款　臺灣

第一項　總說

臺灣に於ける國有財産に就ては、官有林野及林産物の處分に關する特別規定の外は、領臺以後數年間何等一般的なる管理規則を存することなかりしが、明治三十五年二月に至り勅令第三十九號を以て始めて臺灣官有財産管理規則制定せられたり。右規則は大體內地に於ける官有財産管理規則、官有地取扱規則、官有地特別處分規則等の規定を基礎とし、之に臺灣に於ける特別の事情を參酌して制定せられしものにして、臺灣に於ける官有財産管理の通則を定めしのみならず、官有財産の處分に關する特別の規定をも設けたり。特定の場合に限り隨意契約を以て官有財産の賣拂又は貸付を行ふことを得しめしこと、開墾出願者には官有地を無料にて貸付し、事業成功の後之を事業主に賣拂又は貸付の豫約を爲すを得るの規定を設けしこと等は卽ち之なり。今其の全文を揭ぐれば左の如し。

臺灣官有財産管理規則（明治三十五年二月二十五日勅令第三十九號）

第一條　本令ニ於テ官有財産ト稱スルハ國有ニ屬スル不動産、船舶及其ノ附屬物ヲ謂フ

第二條　臺灣ニ於ケル官有財産ノ管理及處分ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外總テ本令ノ規定ニ依ル

第三條　官有財産ハ臺灣總督之ヲ管理及處分ス

第四條　公用中ノ官有財産ハ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

前項ノ官有財産ハ其ノ公用ヲ妨ケサル場合ニ限リ有償又ハ無償ニテ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第五條　官有財産ハ其ノ管理若ハ處分ニ關係アル職員ニ對シ之ヲ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

第六條　官有財産ノ賣拂又ハ貸付ハ左ニ揭クル場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲公共團體若ハ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

二　鑛業、鹽業又ハ植林事業ニ直接附隨シ必要缺クヘカラスト認ムル土地建物ヲ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

三　官設事業ニ直接附隨スル事業ノ爲必要缺クヘカラスト認ムル土地、建物ヲ其ノ起業者ニ貸付スルトキ

四　未開ノ島嶼ニ於テ移住ノ爲必要ナル土地建物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

五　市區計畫ノ確定シタル市街豫定地ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

六　開墾ノ爲土地ヲ貸付スルトキ又ハ開墾成功ノ後其ノ土地ヲ開墾者ニ賣拂フトキ

七　一箇所ニ付百五十坪以下ニシテ評定價格千圓未滿ノ土地ヲ賣拂フトキ

八　二百坪未滿ノ土地ヲ五箇年以內ノ期限ヲ以テ貸付スルトキ

第七條　官有財産ヲ賣拂ヒタルトキハ其ノ代金完納後ニ非サレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第八條　官有財産ハ無料ニテ貸付スルコトヲ得ス但シ公用ノ爲又ハ營利ヲ目的トセサル公益事業ノ爲ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　開墾ノ爲土地ノ貸付ヲ請フ者アルトキハ無料ニテ貸付スルコトヲ得

前項ニ依リ土地ヲ貸付スルトキハ全部成功後道路、溝渠等公用ニ供スヘキ部分ヲ除キ其ノ成功地ヲ事業者ニ賣拂又ハ貸付スヘキコトヲ豫約スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ豫メ賣拂代價又ハ貸付料ヲ定ムヘシ

第十條　前條ノ開墾事業期間內ニ成功セサル場合ト雖モ土地整理上支障ナシト認ムルトキハ成功地ノ一部又ハ全部ヲ前條豫約ノ條件ニ從ヒ事業者ニ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得但シ未成功地ハ之ヲ返還セシメ其ノ貸付期間ニ相當スル貸付料ヲ拂ハシムヘシ

第十一條　官有財產ノ使用料又ハ貸付料ハ之ヲ前納セシムヘシ但シ前條但書ノ貸付料ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　官有財產ノ貸付ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　土地ハ二十年

二　其ノ他ノ物件ハ三年

土地ノ利用ノ爲ニ必要ナル定著物ヲ土地ト共ニ貸付スルトキハ其ノ土地ノ貸付期間之ヲ貸付スルコトヲ得

開墾ノ爲ニ貸付シタル土地ニシテ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由リ貸付期間內ニ事業成功セサルトキハ其ノ半期間以內ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第十三條　官有財產貸付期間中官ノ使用ニ供スルノ必要ヲ生シタルトキハ貸付ノ契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ借受人ハ直接ニ受ケタル損失ニ付其ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得但シ特別ノ契約アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　官有財產ハ讓與スルコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　御料財產ニ編入スルトキ

二　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲公共團體ニ下付スルトキ

三　公園、公共道路、河川、堤防、溝渠、溜池等ヲ開設シタル爲不用ニ歸シタル舊同種類ノ土地ヲ其ノ開設者ニ下付スルトキ

四　公用ヲ廢シタル土地ヲ其ノ公用中維持保存費ノ負擔義務ヲ有シタル者ニ下付スルトキ

第十五條　官有財產ハ他人ノ物件ト交換スルコトヲ得ス但シ土地建物ハ左ニ揭クル場合ニ限リ其ノ評定價格同一以上ノ土地建物ト交換スルコトヲ得

一　公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲必要トスルトキ

二　官有地整理ノ爲必要トスルトキ

第十六條　左ノ場合ニ於テハ官有財產ノ賣拂、讓與、交換ヲ取消シ又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一　第九條ニ依リ土地ノ貸付ヲ受ケタル者一箇年內ニ事業ニ著手セサルトキ

二　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ供スル爲ニ賣拂、讓與又ハ交換シタル官有財產ニシテ三箇年內ニ其ノ用ニ供セラレサルトキ

三　第六條第二、第三、第四及第八條ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル土地建物ニシテ二箇年內ニ其

ノ用ニ供セラレサルトキ

四　第六條第五ニ依リ土地ノ賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者二箇年内ニ工事ニ著手セサルトキ」

前項各號ノ期間ハ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ由リ各其ノ半期間以内ノ延長ヲ爲スコトヲ得

第十七條　公用ニ供シタル官有水面ノ埋立ヲ請フ者アルトキハ其ノ公用ヲ廢スルモ妨ナキ部分ニ限リ著手竝成功期限及條件ヲ定メ其ノ埋立ヲ特許スルコトヲ得

第九條、第十條、第十一條及第十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條　臺灣總督ハ明治三十四年三月三十一日現在ノ官有財産目錄ヲ調製シ六月三十日迄ニ主管大臣ニ報告スヘシ

第十九條　臺灣總督ハ毎年前會計年度間ニ於ケル官有財産ノ增減報告書ヲ調製シ六月三十日迄ニ主管大臣ニ報告スヘシ

第二十條　第十八條及第十九條ニ依リ調製シタル官有財産目錄及官有財産增減報告書ハ主管大臣ニ於テ其ノ調製シタル年開會ノ帝國議會ニ報告スヘシ

第二十一條　此ノ規則ハ公用ニ供セサル官有水面ニ之ヲ準用ス

附　則

第二十二條　此ノ規則ハ明治三十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條　官租地ニ關シテハ當分ノ内現行ノ例ニ依ル

第二十四條　官有財産目錄ノ第一回調製期日ハ臺灣總督之ヲ定ム

右管理規則は明治四十五年二月勅令第七號を以て左の如く其の第六條第二號を改正し、隨意契約を以て官有地を其の起業者に賣拂又は貸付することを得べき産業の種目に糖業・水產業・農業の三者を追加し、以て臺灣に於ける產業發達上特に奬勵を要すべき此等事業の經營者に利便を與ふることと爲したり。爾後右管理規則は何等の改正をも加へらるることなくして大正末年に至れり。

勅令第七號（明治四十五年二月一日）

臺灣官有財產管理規則中左ノ通改正ス

第六條中「鹽業」ノ下ニ「糖業、水產業、農業」ヲ加フ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣に於ける官有財產の管理及處分は臺灣總督之を掌るものなりと雖も、其の內比較的輕微なる事項は之を所轄州知事又は廳長をして取扱はしむることとし、明治三十五年四月臺灣總督府令第二十七號を以て之に關する規定を設けたり。右規定は翌三十六年十二月府令第八十二號を以て改定せられ、爾來屢、其の一部の改正を受けたり（明治三十七年十二月總督府令第九十四號・大正元年八月同第十五號・同七年二月同第五號・同十一年六月同第四十六號・同十四年十二月同第七十四號）。尙臺灣に於ける官有財產取扱の手續に關しては明治三十六年十二月總督府訓令第二百四十三號官有財產取扱手續に於て其の詳細を規定したり。

臺灣に於ては明治二十八年本島が帝國の版圖に歸せし際、兵燹に依り地租に關する諸帳簿一切燒失し、爲に土地所有權の區分も之を明かにするを得ざるに至りしを以て、政府は明治三十一年臺灣地

籍規則及臺灣土地調查規則を制定し、臨時臺灣土地調査局を設けて土地調査に著手し、三十六年六月に至りて之を完了したり。又山林原野に就ては古來嘗て調査を行ひしことなく、其の面積及官民有の區別も明かならざりしを以て、政府は明治四十三年臺灣林野調査規則を制定して之が調査に著手せしが、大正三年に至りて之を完了し、其の結果官有山林原野の面積を七十萬五千九百九十六甲（一甲は二九三四坪）と査定したり。今昭和二年三月末日現在に於ける臺灣總督府所轄官有財産（山林原野を除く）の數額を示せば左の如し。

區分		數量	價格
土地及附屬物		一〇、〇七九・八八六九甲	三三、六五九、一一九、一八四圓
建物及附屬物		三六六、八九〇・二三六七坪	五三、二五四、三四五、五九九
各種營造物		一九九餘	一四八、〇六九、九〇二、九四
船舶及附屬物			三、四〇四、七六六、九七二
計			二三八、三八八、一三四、七四九
官租地		一九、三三九・三二三六甲	一〇、六〇一、一五二、一〇四
合計			二四八、九八九、二八六、八五三

第二項　官租地の管理

臺灣總督府所轄の官有地は、其の公用中のものと然らざるものとを問はず、總て臺灣官有財産管理規則に據りて管理又は處分を行はるるものなるが、官有地中には此等の一般官有地の外に、尚之と其の管理の方法を區別して別途に整理を行はるるものあり。之れ卽ち官租地と稱するものにして、總督府の固定的收益財産として、官租卽ち貸付料を徵して一般人民に之を貸付くるを其の本質と爲し原則として一般官有地の如く賣拂・交換等の處分を行ふことなきものとす。抑〻官租の制度は我國の領有以前より之を存せし所にして、卽ち當時に在りては官府は抄封田・官莊田・隆恩田・息恩田と稱する田園を所有し、此等各田園よりは夫々抄封租・官莊租・隆恩租・息恩租と稱する租（租とは一の私法上の負擔にして、租稅の如き公法上の負擔を指すものに非ず）を收納する權利を有し、年々一定の租額を收納せしが、此等各種の租を總稱して官租と稱したり。抄封田とは匪亂に與し或は民蕃境界に侵墾し葛藤を惹起したる者、又は官の事業を請負ひ期日に至り竣工せず、且過怠金を納むること能はざりし者より、抄封（沒收）せし土地を稱し、官莊田とは官府に於て自ら個人を招き開墾せしめたる土地、若くは官吏が擅に莊園を作りしを官沒したる土地等を稱し、隆恩田とは剩餘官金を以て私人の租權を買收したる土地、又は未墾の埔地を利用したるもの、若くは兵力を以て生蕃を戰討驅逐して占得したる土地に對し、佃戶をして之を墾耕せしめしものにして、之より徵收したる租は軍部の營收に屬し、招魂其他の祭典及兵丁の恤賞等所謂隆恩の用に供せられたり。又息恩田とは官金を民間に貸與し、期日に至り償還すること能はざりし者、又は官地を賸耕し期日に至り賸耕料を上納すること能はざりし者より其の家產を沒收したるものなり。此等の田園は領臺後何れも官有地に編入せられ、官租地と稱せられしが、其の後施行せられたる土地調査竝に明治四十三年發布の官租地取扱規程の結果、官有の田・畑・養魚池にして公用中に屬せざるものは、總て官租地として整理することとなりしを以て、前述の如き沿革を有する以外の官有地にして、新に官租地に編入せられしものをも多數存するに至れり。此等の官租地に就ては、明治四十三年六月總督府訓令第百十七號官租地取扱規程を以て各筆の等級を定め、之に從ひ

官租を徴して貸付を行ふこととなれり。今昭和二年一月一日現在に於ける官租地を掲ぐれば左の如し。

區別	面積	租額	筆數
貸付したるもの	一六、八九一・〇八七四甲	八七八、〇二三・五〇〇丙	三一、八一〇
貸付せざるもの	一、一九九・一二三	二三、九九五・三〇〇	二、二七三
合計	一八、〇九〇・二〇九七	九〇二、〇一八・八〇〇	三四、〇八三

第三項　官有林野の管理

臺灣に於ける官有財産の管理に關する一般的規則は、明治三十五年に至りて始めて設けられしが特に官有森林原野及其の産物の處分に關しては、臺灣の土地開拓及産業奬勵の必要上、既に領臺の翌二十九年九月に於て特別規定を設け、特定の場合には隨意契約を以て官有森林原野及其の産物を賣拂及貸付することを得るものとしたり。今其の規定の全文は左の如し。

臺灣官有森林原野及産物特別處分令（明治二十九年九月二十三日勅令第三百十一號）

第一條　臺灣總督ハ左ノ場合ニ限リ官有森林原野及其ノ産物ヲ競爭ニ付セス隨意ノ契約ヲ以テ貸渡又ハ賣渡スコトヲ得

一　官廳又ハ公共ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡スストキ

二　開墾若クハ牧畜ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡スストキ

但森林原野ヲ賣渡スニハ其ノ買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

三　鑛業ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ建築材料又ハ薪炭材ヲ賣渡スストキ

四　植樹ノ爲メ森林原野ヲ貸渡スストキ

五　非常ノ災害ニ罹リタル地方人民ノ爲メ建築材料ヲ賣渡スストキ

六　部分木ヲ仕付人ニ賣拂フトキ

七　從來ノ慣行ニヨリ地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ賣渡スストキ

八　地籍調査ニ依リ發見シタル開墾地ヲ其ノ開墾人ニ賣渡スストキ

九　建築其ノ他ノ用ニ供スヘキ土石ヲ發見シタル場合ニ於テ之ヲ其ノ發見人ニ賣渡スストキ

十　季節アル生産物ヲ賣拂フトキ

十一　開墾牧畜若クハ植樹ノ爲メ貸渡シタル森林原野ノ區域内ニアル産物ヲ其ノ借受人ニ賣拂フトキ

十二　林業附帶ノ用ニ供スル爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ産物ヲ賣渡スストキ

十三　部分方法ニ依リ林産物製造ノ爲メ其ノ原料ヲ請負人ニ賣渡スストキ

十四　見積借地料一箇年金二百圓ニ超エサル森林原野ヲ貸渡スストキ

十五　見積代價二百圓ニ超エサル主副産物ヲ賣拂フトキ

十六　河海沼湖濠池ノ埋立ニ要スル土石ヲ賣渡スストキ

第二條　臺灣總督ハ競爭ニ付シタル物件ノ豫定價格ニ達セス該入札ヲ取消シタル場合ニ於テ爾後三十日以内ニ豫定價格ヨリ低カラサル代價ヲ以テ同一物件ノ拂下若クハ貸下ヲ望ムモ

ノアルトキハ隨意之ヲ賣渡若クハ貸渡スコトヲ得

第三條　臺灣總督ハ森林保護ノ爲メ必要ト認ムルトキハ制限ヲ附シ地元人民ニ森林ノ副産物ヲ無料ニテ採取セシムルコトヲ得

第四條　臺灣總督ハ森林手入ノ爲メ採取シタル産物ノ全部又ハ一部ヲ手入料トシテ下付スルコトヲ得

第五條　本令施行ニ關スル細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

右特別處分令は爾後必要に應じて屢、其の第一條を改正せられ、漸次特別處分を許す範圍を擴張せられたり。卽ち之を列擧すれば左の如し。

(一)明治三十二年六月勅令第二百九十一號を以て第一條に左の一號を追加

十七　樟腦製造ノ爲樟樹若ハ其ノ他ノ木竹ヲ賣拂フトキ

(二)明治三十六年二月勅令第十七號を以て第一條に左の一號を追加

十八　伐採期ニ達シタル蕃地ノ林野ノ産物ヲ林業ノ經驗ヲ有シ且相當ノ資産ヲ有スル者ニ限リ賣拂フトキ

(三)明治四十三年十一月勅令第四百三十七號を以て第一條第四號を左の如く改正

四　植樹ノ爲メ森林原野ヲ貸渡シ若クハ賣渡ストキ但森林原野ヲ賣渡スニハ其ノ買受豫約人ニ於テ豫定ノ事業ヲ成功シタル後ニ限ル

(四)大正二年六月勅令第九十六號を以て第一條に左の一號を追加

十九　セメント又ハ石灰製造ノ爲メ土石ヲ賣拂フトキ

大正四年五月に至り勅令第八十三號を以て更に右特別處分令に改正を加へ、其の第一條第十五號甲『二百圓』を『六百圓』に改むると共に、同條第八號の次に左の一號を追加したり。

八ノ二　林野調査ノ査定前慣行ニ依リ開墾、牧畜若ハ植樹ノ爲森林原野ヲ使用シ又ハ森林原野ノ重要産物ヲ採取シタル者ニ其ノ森林原野ヲ賣渡ストキ

蓋し政府は旣述の如く山林原野の官民有を區別する爲め、明治四十三年以來林野調査を施行したりしが、此の結果として官有林野と査定せられしものの中には、右林野調査の査定以前より人民が永年の間慣行に依りて開墾、牧畜等の爲に使用し、又は其の重要物産を採取し來りしに拘らず、其の業主權を證明するに足るべき證據を存せざるが爲め、林野調査に際して官有地と査定せられしものを少からず存したり。此等のものの中特に緣故關係の深きものは、調査終了直後に於て各緣故者に對し小額の料金を徵し、保管林として其の保管を許可せしが、此等の外にも尙相當の緣故關係ある土地少からざりしを以て、右の如く特別處分令に改正を行ひ、以て此等の土地を夫々緣故者に對し拂下ぐるの途を開きしなり。之れ卽ち林野整理事業と稱せらるるものにして、大正四年以後同十四年迄十一箇年間に亙りて施行せられ、其の拂下處分の成績は、十一萬三千四十七件、二十萬四千九百十二甲、拂下價格五百四十五萬九千八百六十三圓に達したり。

臺灣官有森林原野及産物特別處分令第一條に依り官有林野の特別處分を許さるる事業中、本島開發上最も重要且一般的なるものは、同條第二號に規定せらるる開墾若は牧畜事業及第四號に規定せらるる植林事業の兩者なり。故に前者に對しては旣に特別處分令制定の際に於て、事業成功を條件とする賣拂豫約の制度を設けられ、後者に對しては明治四十三年十一月同樣の規定を設けたり。

而して此等の規定に基き林野の貸付又は豫約賣拂を行ふ手續を定むる爲め、處分令の制定と同時に臺灣官有森林原野豫約賣拂規則(明治二十九月十月總督府令第四十五號)及臺灣官有森林原野貸渡規則(同年同月同第四十七號)を制定せしが、明治四十三年處分令の改正に伴ひ、四十四年九月府令第六十四號を以て豫約賣渡規則を、四十五年四月府令第二十八號を以て貸渡規則を改正したり。右兩規則の中豫約賣渡規則は開墾・牧畜又は植林事業の成功を條件とする林野の豫約賣渡に關して規定せるものにして、此の規則に依り明治二十九年以後昭和元年末迄の間に許可せられたる件數及面積を示せば左の如し。

區別	豫約許可	成功賣渡	返地其他	昭和元年末現在
件數	一七、二六八	一一、七二三	二、一三七	三、四〇八
面積	二〇二、八七五・八六九〇甲	一〇八、〇〇八・二三七四甲	五二、六八五・七六八四甲	四二、一八一・八六三二甲

次に貸渡規則は開墾・牧畜又は植林事業に對する林野の貸付に關して規定せるものにして、此の規則に依り明治三十一年以後昭和元年末迄の間に許可せられたる件數及面積は左の如し。

區別	貸付許可	拂下	返地・取消其他	昭和元年末現在
件數	二、二五八	八六五	五一三	八七五
面積	五九、四八八・一五八八甲	五、二五〇・二四二四甲	二三、七四九・二八七八甲	三〇、四八八・六二五六甲

尙官有森林原野の豫約賣渡及貸渡の處分は、前揭特別處分令の規定に依り臺灣總督の權限に屬すと雖も、一定の制限以內の賣渡又は貸渡の場合には、所轄州知事又は廳長をして之を取扱はしむることと爲し、明治三十七年二月總督府令第十五號を以て之に關する規定を設けたり(三十八年二月府令第八號・大正七年十月第七十三號・八年十二月第百四十一號・十二年七月第三十一號・十五年一月第一號を以て改正)。

官有森林原野の貸付及賣渡は、前記特別處分令の規定に依る特別處分の外に、尙臺灣官有財產管理規則に依りて之を行ふ場合あり。卽ち同規則第九條に依れば開墾の爲め土地の貸付を請ふ者に對しては無料にて貸付を爲すことを得、且右開墾が全部成功したるときは其の成功地を事業者に賣拂又は貸付することを豫約するを得るものにして、右規定に依り明治三十九年以後昭和元年末迄の間に貸付又は賣渡されたる官有林野の面積及件數は左の如し。

區別	貸付許可	成功賣渡	返地	取消	昭和元年末現在
件數	二、七〇二	二、〇一一	四〇九	一四五	一三七
面積	八、六一八・八二一九甲	三、一〇五・三〇六一甲	二、九六九・一二四一甲	三一八・七五二九甲	二、二二五・六三八八甲

第四項　官有地の特別處分

前項に於て述べたる所の外に、尙臺灣に於ては特殊の產業奬勵の爲に官有地又は官有林野の特別處分を許す制度を存したり。卽ち明治三十二年律令第十四號臺灣鹽田規則・同三十五年律令第五號臺灣糖業奬勵規則・同四十年律令第二號臺灣樟樹造林奬勵規則等に基く處分之にして、此等の規則に依りて官有地の使用を請ふ者に對しては之を無料にて貸付し、其の事業成功したるときは、無償にて其の事業者に土地の所有權を付與するを得るものなり。今此等の諸規則中關係條項を抄錄すれば

左の如し。

(一)臺灣鹽田規則(明治三十二年六月律令第十四號)(抄錄)

第一條　鹽田ヲ開設セントスル者ハ政府ニ願出テ豫メ其許可ヲ受クヘシ

第二條　帝國臣民ニアラサレハ鹽田ヲ開設スルコトヲ得ス

第三條　鹽田ヲ開設セントスル官地ハ競爭ニ付セス無償ニテ之ヲ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ其ノ業主權ヲ付與ス

第四條　前條貸付地面積ノ制限及貸付ノ期間ハ臺灣總督之ヲ定ム

第九條　官地ニ開設シタル從來ノ鹽田ノ業主權ハ其開設者若ハ其承繼人ニ付與ス

(二)臺灣糖業奬勵規則(明治三十五年六月律令第五號)(抄錄)

第三條　甘蔗耕作ノ爲ニ官有地ヲ開墾スル者ニハ之ヲ無償ニテ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ其ノ業主權ヲ付與ス

第五條　甘蔗耕作ノ爲ニ灌漑又ハ排水工事ヲ施行セントスル土地官有地ナルトキハ無償ニテ之ヲ其ノ起業者ニ貸付ス

(三)臺灣樟樹造林奬勵規則(明治四十年二月律令第二號)(抄錄)

第二條　樟樹造林ノ爲官有地ヲ使用セムトスル者ニシテ臺灣總督ノ適當ト認ムルモノニハ無償ニテ之ヲ貸付シ全部成功ノ後無償ニテ其ノ業主權ヲ付與ス

前項ニ依リ貸付ヲ爲シタル官有地ノ木竹ハ特ニ指定シタルモノヲ除クノ外無償ニテ之ヲ下付ス

第三條　前條第一項ニ依リ官有地ノ貸付ヲ受ケ又ハ業主權ヲ付與セラレタル者ハ臺灣總督ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ土地ニ於テ樟樹ノ造林ヲ廢止スルコトヲ得ス

今此等の諸規則に依り貸付を許可し、又は所有權を付與したる土地の件數及面積を掲ぐれば左の如し(但し鹽田規則に依るものは明治三十七年度乃至大正十四年度、糖業奬勵規則に依るものは明治三十五年乃至大正十三年、樟樹造林奬勵規則に依るものは明治四十年乃至昭和元年にして、其の他の年に於ては處分の事實なし)。

區別		鹽田規則に依るもの		糖業奬勵規則に依るもの		樟樹造林奬勵規則に依るもの	
		筆數	面積	件數	面積	件數	面積
貸付許可		—	—	八〇	一〇、〇八六・七三四甲	一七六	四五、八八一・七二〇七甲
所有權付與		六三	一、五九〇・二二七甲	七四	七、五七二・四九五八	五〇	五、七五八・六四五三
返地・許可取消其他		—	—	六	二、五一四・二三八四	一〇〇	一七、一〇一・九三三一
昭和元年末現在貸付		—	—	—	—	二六	二三、〇二一・一四二三

第三款　樺太

我國の領有以前に於ける樺太は露國の流刑移民地として利用せられ、囚徒をして土地の開拓に從事せしめしものなるが、我國の領有と共に此の地に居住せし露國人は殆ど全部其の本國に歸還し、之に代りて我國人の漸次渡航又は移住し來る者を生じたり。茲に於て政府は本島の開拓殖民の方針を定め、農業及牧畜の目的を以て開發すべき原野は、殖民區劃測定後之を移住民に貸付することとし差當り最も急を要する市街地の貸付に關して、明治三十八年九月コルサコフ支署令第一號土地使用

規則・同年十月ウラジミロフカ支署令第二號土地使用規則・同三十九年四月民政署令第十二號マウカ市街豫定地使用假規則等を制定し、住宅・店舗・社寺・佛堂・學校等の建物建設の爲に必要なる土地は、之を有償又は無償にて一時貸付することと爲せしが、明治三十九年に至り農業・牧畜を目的とせる殖民地の一部は、區劃測定を了したるを以て、同年四月軍令第四十四號を以て左の如く官有土地建物貸付假規則を制定したり。

官有土地建物貸付假規則（明治三十九年四月二十日軍令第四十四號）

第一條　此規則ニ於テ官有土地建物ト稱スルハ國ノ所有ニ屬スル未開地、既墾地及家屋其ノ他ノ附屬物ヲ謂フ

第二條　官有土地建物ノ貸付處分ハ此ノ規則ニ依リ民政署民政長官之ヲ執行ス

第三條　農事又ハ牧畜ノ爲メ移住スル者ニ限リ此ノ規則ニ依リ官有土地建物ヲ貸付スルコトヲ得

第四條　市街地附近ニ於テハ蔬菜耕作ノ爲メ官有土地ヲ貸付スルコトヲ得

第五條　建物及既墾地竝ニ既成牧場ノ貸付ハ有償トス其ノ料金ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　未墾地ノ貸付ハ無償トシ成墾後十二ケ年目ヨリ別ニ定ムル所ノ地料ヲ徵收ス但シ成墾後相當代價ヲ以テ拂下ルコトアルヘシ

第七條　貸付スヘキ官有土地建物ハ左ノ各號ニ依ル

一　農業目的ノ者ニハ農家在來家屋一戸及ヒ附屬舍竝ニ其ノ宅地九百坪以內

二　農牧ニ供スル土地七町五反歩以內

三　移住ノ初年ニ限リ別途既墾地貳町歩以內

四　牧畜目的ノ者ニハ第壹號ノ建物及宅地ノ外牧場地五拾萬坪以內

五　蔬菜耕作ノ目的ノ者ニハ土地貳町歩以內

第八條　官有土地建物ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ左ノ各號ヲ具シ戸籍抄本ヲ添ヘ別紙書式ニ依リ民政長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

一　借受ケントスル土地、建物ノ表示

二　使用ノ目的

三　起業ノ方法

四　渡航前ノ住所、原籍、職業、身分、氏名、年齡

牧畜ノ爲メ土地建物ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ前各號ノ外所有牛馬匹ヲ記載スヘシ

第九條　貸付シタル官有土地建物ノ修理其ノ他ノ費用ハ借受人ノ負擔トス

第十條　官有土地建物貸付期限中官ニ於テ公用又ハ公益ノ事業ニ供スル必要アルトキハ貸付ノ許可ヲ取消シ期日ヲ指定シテ之ヲ返還セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ借受人ハ其ノ直接ニ受ケタル損失ニ付補償ヲ求ムルコトヲ得

第十一條　官有土地建物ノ貸付ノ許可ヲ得タル者ニシテ指令書受領ノ日ヨリ一ケ月以內ニ其ノ土地又ハ建物ニ在住セサルトキハ貸付許可ノ効ヲ失フ但シ民政長官ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニアラス

第十二條　官有土地建物ノ借受人ハ民政長官ノ許可ヲ得スシテ其ノ地形及建物ノ形狀ヲ著シ

ク變更シ又ハ故意怠慢ニ依リ亡失毀損シ若ハ荒廢ニ歸セシメタルトキハ官ニ於テ其ノ損害ヲ賠償セシムヘシ

第十三條　天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ依ルニアラスシテ土地ヲ荒廢ニ歸セシメ若ハ起業方法ノ如ク成効セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキハ貸付ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ」

第十二條ニ違背シタル者及貸付料金ヲ指定ノ期日内ニ納付セサルモノ亦同シ

第十四條　命令ヲ以テ定メタル成効期間内ニ成墾セサルトキハ其ノ未成墾地ハ無償ニテ返地セシムルモノトス

第十五條　前條ニ依リ許可ヲ取消シタルトキハ未開地ニ屬シタル伐採樹木ノ代金ヲ辨償セシムル其ノ金額ハ民政長官ニ於テ評價ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　官有土地建物ノ貸付期限中自己ノ都合ニ依リ返還スルトキハ其ノ土地建物内ニ存在スル借受人ノ物件ハ官ニ於テ指定シタル期限内ニ之ヲ除去スヘシ若シ除去セサルトキハ官ニ於テ之ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ爲サシメ其ノ費用ヲ借受人ヨリ徴收ス期限滿了ニ由リ返還スルトキ及貸付ノ許可ヲ取消シタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ既納ノ料金ハ之ヲ還付セス

第十七條　官有土地建物ノ貸付期限中ハ隨時其ノ使用保存及修理ノ實況ヲ檢査シ不都合ト認ムルトキハ相當ノ修理又ハ改良ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條　土地整理ノ爲メ必要ナルトキハ無償ニテ貸付地域又ハ建物ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十九條　前各條ニ規定スルモノヽ外許可ノ際民政長官ノ定メタル命令事項ハ之ヲ遵守スヘシ

第二十條　此ノ假規則ニ依リ官有土地建物ノ貸付ノ許可ヲ受ケタル者ト雖モ將來發布セラルヘキ本規則ヲ遵守スヘシ

第二十一條　此ノ規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

翌明治四十四年四月樺太廳設置せらるるに及び、官有土地建物等の管理處分に關する從來の諸規定を廢止すると共に、更めて左の如く樺太國有土地管理規則を制定したり。

樺太國有土地管理規則（明治四十年三月二十九日勅令第八十三號）

第一條　樺太國有土地ハ樺太廳長官之ヲ管理ス

第二條　樺太國有土地ノ貸付及賣拂ハ別段ノ規定アル場合ノ外競爭ニ付セス

第三條　開墾、牧畜又ハ植樹等ニ供スル土地ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

前項ニ依リ貸付シタル土地ハ左ノ條件ニ該當シタル場合ニ於テ之ヲ付與スヘシ

一　開墾ヲ目的トスル貸付地ニ在リテハ其ノ事業ノ二分ノ一以上ヲ成功シ且牛、馬二頭以上ヲ所有スルコト

二　牧畜及植樹等ヲ目的トスル貸付地ニ在リテハ其ノ事業全部成功スルコト

三　前各號ノ外貸付許可ノ後一箇年以内ニ其ノ土地又ハ其ノ附近ニ住居シ且一箇月以上引續キ又ハ一箇年中六箇月以上行政廳ノ許可ナクシテ其ノ住居地ヲ離レサルコトヲ得ス

第四條　前條貸付地ノ面積ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一　開墾ヲ目的トスル土地　九萬坪
二　牧畜又ハ植樹ヲ目的トスル土地　五十萬坪
三　其ノ他ノ目的ノ土地　五萬坪

第五條　公用、公共ノ利益トナルヘキ事業又ハ社寺若ハ教會ノ用ニ供スル土地ハ之ヲ賣拂ヒ付與シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

前項ノ外事業ノ目的ニ依リ必要ト認ムル土地ハ之ヲ賣拂フコトヲ得

第六條　市街地其ノ他土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムル土地ハ有償ニテ之ヲ貸付シ又ハ競爭ニ付シ之ヲ賣拂フコトヲ得

前項ニ依リ有償貸付ヲ爲シタル土地ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ借地人ニ賣拂フコトヲ得

第七條　素地ノ儘使用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得

第八條　樺太國有土地ト民有地ノ交換ハ兩地ノ價格相均シキ場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第九條　本令ニ依リ貸付、賣拂、付與及交換スヘキ土地ノ區域ハ樺太廳長官之ヲ告示ス

第十條　土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　無償貸付　十箇年
二　有償貸付　十五箇年

泥炭地ノ開墾ニ限リ特ニ二十箇年以內ノ期間ヲ以テ貸付ヲ爲スコトヲ得

天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ貸付期間內ニ成功スルコト能ハサルトキハ前二項ノ例ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第十一條　第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ隨時之ヲ檢査シ豫定ノ事業方法ニ違反スルトキハ其ノ全部ヲ返還セシムヘシ

第十二條　第三條ニ依リ貸付シタル土地ハ貸付期間滿了後一箇年以內ニ出願シタルトキニ限リ之ヲ付與スルコトヲ得

第十三條　事業ノ不成功ニ因リ返還セシメタル土地、侵墾地及前條ニ依リ付與ヲ出願セサル土地ニシテ全部成功セサルモノハ第三條ニ依リ處分スルコトヲ得

附　則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ使用特許又ハ貸付許可ヲ爲シタル土地ニ關シテハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ本令ニ依ル處分アル迄從前ノ例ニ依ル

右ニ伴ひ同年四月樺太廳令第三十五號を以て樺太國有土地貸付規則を設け、前揭規則に依る國有土地の貸付に關する細則を定めしが、翌四十一年十二月に至り之を廢して新に樺太國有土地管理規則施行細則を制定し（廳令第三十六號）、以て國有土地の貸付のみならず賣拂、付與其の他國有土地管理の全般に亙りて細則を設けたり。此の外樺太國有土地管理規則の制定に伴ひて、關係法令の制定せられたるもの多し。明治四十年十月廳令第八十一號共同放牧地貸付規則（明治四十五年一月廳令第二號を以て改正）・同四十一年十月廳令第三十號有償貸付地賣拂規程・同四十一年十二月廳訓令第四十九號樺太國有土地管理規則施行細則取扱手續・同四十二年八月廳訓令第百六十一號部落宅地處分心得等は卽ち之なり。

樺太國有土地管理規則の制定と同時に、左記の如く官有建物貸付規則を定め、農業又は牧畜を經營せんとする者に限り官有建物の貸付を許すことと爲したり。此の規則は爾後何等の變更なくして大正末年に至れるものとす。

官有建物貸付規則（明治四十年四月一日勅令第三十四號）

第一條　本島ニ移住シ農業又ハ牧畜ヲ營ム者ハ本則ニ依リ官有建物ノ貸付ヲ出願スルコトヲ得

第二條　官有建物ノ貸付ハ有償トス其ノ料金ハ別ニ之ヲ定ム

第三條　官有建物ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ戸籍謄本ヲ添ヘ別記書式ニ依リ所轄支廳長ヲ經由シ樺太廳長官ニ願出ヘシ

一　前住所、職業及氏名

二　建物ノ表示

三　使用ノ目的

第四條　貸付ノ期間ハ十箇年以內トス

第五條　前條ノ貸付期間ハ許可ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六條　貸付許可ノ指令ヲ受ケタルトキハ別記書式ノ請書ヲ差出ヘシ

第七條　貸付シタル官有建物ノ修理保存其ノ他ノ費用ハ借受人ノ負擔トス

第八條　建物貸付期間中官ニ於テ公用又ハ公益ノ事業ニ供スル必要アルトキハ貸付ノ許可ヲ取消シ期日ヲ指定シテ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ借受人ハ其ノ直接ニ受ケタル損害ニ付キ補償ヲ求ムルコトヲ得

第九條　官有建物ノ貸付ヲ受ケタル者ニシテ指令書受領ノ日ヨリ三十日以內ニ其ノ建物ニ在住セサルトキハ貸付許可ノ效ヲ失フ但シ所轄支廳長ノ認可ヲ受ケテ在住セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十條　官有建物ノ借受人ハ所轄支廳長ノ許可ヲ受ケスシテ其ノ建物ノ形狀ヲ著シク變更シ又ハ故意怠慢ニ因リ亡失、毀損シタルトキハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

第十一條　貸付シタル官有建物ハ隨時其ノ使用及保存ノ實況ヲ檢査シ必要ト認ムルトキハ其ノ修理ヲ命スルコトアルヘシ

第十二條　官有建物ノ貸付料金ヲ指定ノ期限內ニ納付セサルトキハ貸付ノ許可ヲ取消シ期日ヲ指定シテ建物ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第十三條　官有建物ノ貸付期間中借受人ノ都合ニ依リ之ヲ返還スルトキハ其ノ建物內ニ存在スル借受人ノ物件ハ官ニ於テ指定シタル期限內ニ之ヲ除去スヘシ期限滿了ニ因リ返還スルトキ及貸付ノ許可ヲ取消シタルトキ亦同シ

第十四條　土地整理ノ爲必要ナルトキハ無償ニテ貸付建物ノ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條　前各條ノ外貸付ノ際定メタル命令條項ハ之ヲ遵守スヘシ

附　則

第十六條　本則ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

第十七條　明治三十九年四月軍令第四十四號ニ依リ官有建物ノ貸付ヲ受ケタル者ニハ本則ノ規定ヲ適用ス

（書式省略）

樺太地方に於ては其の開拓移民奬勵の必要上、右の如く官有に屬する土地及建物の處分に關しては、早くより特別の規定を設けしも、未だ官有財産の全般に通ずる管理の規定は之を存せざりしを以て、明治四十四年十二月に至り勅令第二百八十九號を以て樺太官有財産管理規則を制定し、官有財産の管理及處分に關する通則を定むると共に、本島の狀況を參酌して其の處分に關する特別の規定を設け、同時に從前の樺太國有土地管理規則を廢止したり。本規則は爾後大正末年に至る迄には何等の改正なくして施行せられたり。其の全文は左の如し。而して本規則の取扱に關する細則に就ては、大正三年九月に至り樺太廳訓令第十六號を以て樺太廳所管官有財産取扱規程を定めたり。

樺太官有財産管理規則（明治四十四年十二月二十三日勅令第二百八十九號）

第一條　本令ニ於テ官有財産ト稱スルハ國有ノ不動産、船舶及其ノ附屬物ヲ謂フ

第二條　樺太廳長官所轄ノ官有財産ハ本令ニ依リ樺太廳長官之ヲ管理及處分ス

第三條　公用中ノ官有財産ハ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

前項ノ官有財産ハ公用ヲ妨ケサル場合ニ限リ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第四條　官有財産ハ其ノ管理又ハ處分ニ關係アル職員ニ對シ之ヲ賣拂、貸付、讓與又ハ交換スルコトヲ得ス

第五條　官有財産ノ賣拂又ハ貸付ハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲公共團體又ハ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

二　鑛業、漁業又ハ林業ニ直接附隨シテ必要ナル土地又ハ工作物ヲ其ノ起業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

三　官設事業ニ直接附隨スル事業ノ爲必要ナル土地又ハ工作物ヲ其ノ起業者ニ貸付スルトキ

四　移住民ニ對シ其ノ居住上必要ナル土地又ハ工作物ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

五　一箇所ニ付二百坪以下ニシテ評定價額五百圓以下ノ土地ヲ賣拂フトキ

六　一箇所ニ付二百坪以下ニシテ一年ノ見積貸付料百圓以下ノ土地ヲ五年內ノ期間ヲ以テ貸付スルトキ

第六條　官有財産ヲ賣拂ヒタルトキハ其ノ代金完納後ニ非サレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第七條　官有財産ハ無料ニテ貸付シ又ハ使用ヲ許可スルコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ

二　移住民ニ對シ其ノ居住上必要ナル土地又ハ工作物ヲ貸付スルトキ

第八條　官有財産ノ貸付料又ハ使用料ハ每年之ヲ前納セシムヘシ但シ相當ノ保證ヲ立テ又ハ擔保ヲ供シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　官有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　土地ハ二十年
二　其ノ他ノ物件ハ三年

土地利用ノ爲必要ナル定著物ヲ土地ト共ニ貸付スルトキハ其ノ土地ノ貸付期間之ヲ貸付スルコトヲ得

第十條　官有財産ノ貸付期間中公用ニ供スル必要ヲ生シタルトキハ貸付ノ契約ヲ解除シ之ヲ返還セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ借受人ハ直接ニ受ケタル損害ニ付其ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得但シ特別ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　官有財産ハ讓與スルコトヲ得ス但シ左ニ揭クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲公共團體又ハ其ノ起業者ニ下付スルトキ
二　公園、道路、河川、隄防、溝渠又ハ溜池ヲ開設シタル爲不用ニ歸シタル舊同種類ノ土地ヲ其ノ開設者ニ下付スルトキ
三　公用ヲ廢シタル土地ヲ其ノ公用中維持保存ノ費用ヲ負擔シタル者ニ下付スルトキ

第十二條　官有財産ハ交換スルコトヲ得ス但シ土地建物ハ左ニ揭クル場合ニ限リ其ノ評定價額同一以上ノ土地建物ト交換スルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲必要ナルトキ
二　官有地整理ノ爲必要ナルトキ

第十三條　左ノ場合ニ於テハ官有財産ノ賣拂、讓與、交換又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲賣拂、讓與、交換又ハ貸付シタル官有財産ヲ三年內ニ其ノ用途ニ供セサルトキ
二　第五條第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル官有財産ヲ二年內ニ豫定ノ用途ニ供セサルトキ
三　賣拂代金又ハ貸付料金ヲ指定ノ期間內ニ完納セサルトキ

第十四條　官有水面ハ公用ニ妨ナキ部分ニ限リ著手及成功ノ期限竝一切ノ條件ヲ定メ其ノ埋立ヲ特許スルコトヲ得

第十五條　前條ノ場合ニ於テハ全部成功ノ後道路、溝渠等公用ニ供スル部分ヲ除クノ外其ノ成功地ヲ事業者ニ賣拂、讓與又ハ貸付スヘキコトヲ豫約スルコトヲ得

第十六條　官有水面埋立ノ特許ヲ受ケタル者指定ノ期間內ニ其ノ事業ニ著手又ハ成功セサルトキハ其ノ特許ヲ取消スヘシ但シ天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ指定ノ期間內ニ著手又ハ成功セサルトキハ半期間內ノ延期ヲ爲スコトヲ得

第十七條　前條ノ規定ニ依リ特許ヲ取消シタル場合ニ於テ水面又ハ土地ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ成功地ノ一部又ハ全部ヲ其ノ事業者ニ賣拂、讓與又ハ貸付スルコトヲ得

第十八條　樺太廳長官ハ明治四十四年四月一日ヨリ起算シ十年毎ニ其ノ年三月三十一日現在ノ官有財産目錄ヲ調製シ六月三十日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第十九條　樺太廳長官ハ毎年前會計年度ニ於ケル官有財産ノ增減異動報告書ヲ調製シ六月三

十日迄ニ之ヲ主管大臣ニ報告スヘシ

第二十條　前二條ノ官有財産目錄及官有財産增減異動報告書ハ主管大臣ニ於テ其ノ調製シタル年開會ノ帝國議會ニ之ヲ報告スヘシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太國有土地管理規則ハ之ヲ廢止ス但シ同令ニ依リ貸付シタル土地ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

官有財産目錄ハ第十八條ノ規定ニ依リ調製スルノ外本令施行ノ日ヨリ三年內ニ第一回ノ調製ヲ爲スヘシ

之と同時に右管理規則に對する特別規定として左の如く樺太國有未開地特別處分令を制定し、以て同島に於ける國有未開地の完全なる開拓を期すると共に、同島の開發上特に奬勵を必要とする各種の事業に對する便益を圖らんとしたり。本規則も亦爾後何等の改正をも行はるることなくして大正末年に至れるものとす

樺太國有未開地特別處分令（明治四十四年十二月二十三日勅令第二百九十號）

第一條　樺太國有未開地ノ賣拂又ハ貸付ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　鑛業、漁業又ハ林業ヲ營ム爲必要ナル土地ヲ其ノ事業者ニ賣拂又ハ貸付スルトキ

二　樺太廳長官ノ定ムル重要製產品製造業者ニ對シ其ノ事業ノ爲又ハ之ニ直接附隨シテ必要ナル土地ヲ賣拂又ハ貸付スルトキ

三　素地ノ儘使用セムトスル者ニ貸付スルトキ

第二條　未開地ヲ素地ノ儘使用セシムルトキハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第三條　未開地ハ評定價額同一以上ノ土地ト交換スルコトヲ得

第四條　未開地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一　有償貸付　十五年

二　無償貸付　十年

前項ノ期間ハ造林又ハ泥炭地ノ開墾ニ限リ二十年トス

第五條　拓殖上ノ必要ニ依リ未開地中特ニ指定シタル區域ヲ特定地トス

特定地ノ區域ハ之ヲ告示ス

第六條　特定地ノ賣拂又ハ貸付ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第七條　特定地ハ耕作、牧畜及之ニ直接附隨ノ用途ニ供スル場合ニ限リ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第八條　特定地ノ賣拂又ハ貸付ハ一人ニ付左ノ面積ヲ超ユルコトヲ得ス但シ既ニ其ノ事業ヲ成功シタル土地ノ面積ハ之ヲ通算セス

一　耕作及之ニ直接附隨ノ用途ニ供スル土地　九萬坪

二　牧畜及之ニ直接附隨ノ用途ニ供スル土地　五十萬坪

三　其ノ他ノ事業ニ供スル土地　一萬坪

會社又ハ組合ニ對シテハ前項ノ面積ヲ五倍迄增加ス

第九條　特定地ニシテ耕作、牧畜及之ニ直接附隨ノ用途ニ供スル爲貸付シタルモノハ道路、溝渠等公用ニ供スル部分ヲ除クノ外左ノ條件ニ從ヒ請求ニ因リ之ヲ讓與ス但シ貸付期間滿了後一年ヲ經過シタルトキハ之カ請求ヲ爲スコトヲ得ス

一　耕作及之ニ直接附隨ノ用途ニ供スル貸付地ニ在リテハ其ノ事業半以上成功シ且其ノ事業上必要ト認ムル牛馬ヲ所有スルコト

二　牧畜及之ニ直接附隨ノ用途ニ供スル貸付地ニ在リテハ其ノ事業全部成功シタルコト

三　貸付後一年內ニ其ノ土地又ハ其ノ附近ニ住居ヲ構ヘタルコト

四　認許ヲ受ケスシテ一年中六月以上又ハ引續キ一月以上其ノ居住地ヲ離レサリシコト

第十條　左ノ場合ニ於テハ土地ノ賣拂、讓與又ハ貸付ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

一　第一條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ賣拂又ハ貸付シタル土地ヲ一年內ニ豫定ノ用途ニ供セサルトキ

二　第一條第三號ノ規定ニ依リ貸付シタル土地ヲ一年內ニ豫定ノ用途ニ供セサルトキ

三　特定地ノ貸付ヲ受ケタル者一年內ニ豫定ノ事業ニ著手セサルトキ

四　特定地ノ貸付ヲ受ケタル者其ノ貸付地ヲ放棄シタルトキ

五　賣拂、讓與又ハ貸付ノ際定メタル條件ニ違背シタルトキ

第十一條　未開地ノ賣拂又ハ有償貸付ノ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ既納ノ賣拂代金又ハ貸付料金ハ之ヲ還付セス

第十二條　特定地貸付ノ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ既ニ成功シタル部分アルトキハ拓殖又ハ土地整理上支障ナシト認ムル場合ニ限リ成功地ノ一部又ハ全部ヲ其ノ借受人ニ賣拂又ハ讓與スルコトヲ得

第十三條　未開地ノ賣拂、讓與又ハ貸付ノ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ既ニ伐採シタル樹木アルトキハ前條ノ規定ニ依リ賣拂又ハ讓與スル土地ノ區域內ニ屬スルモノヲ除クノ外其ノ相當代價ヲ辨償セシムヘシ借受人カ自己ノ便宜ニ依リ其ノ貸付地ヲ返還シタルトキ亦同シ

前項ノ辨償金額ハ樺太廳長官ノ選定シタル評價人ノ定ムル所ニ依ル

第十四條　拓殖又ハ土地整理上必要アルトキハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト雖本令ニ依リ之ヲ管理及處分スルコトヲ得

第十五條　未開地ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外樺太官有財產管理規則ニ依ル

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太官有財產管理規則第十八條乃至第二十條ノ規定ハ當分ノ內未開地ニ之ヲ適用セス

右の特別處分令の制定に伴ひ明治四十五年一月廳令第一號を以て其の施行規則を定めしが、右規則は爾後數次の部分的改正を經て大正末年に至れり（大正四年廳令第二十七號・八年九月同第三十二號・九年七月同第十五號・同年十月同第三十七號・十四年十一月同第三十二號・十五年六月同第十八號）。

森林は樺太に於ける最も重要なる資源の一にして、之が開發利用は同島の拓殖上極めて緊要の事項なるが故に、前揭國有未開地特別處分令の制定と同時に、左の如く樺太國有森林原野產物特別處分

令を制定し、以て各種産業の奬勵竝に同島の開拓に資せんことを期したり。右勅令も爾後何等の改正なくして大正末年に及べり。

樺太國有森林原野産物特別處分令（明治四十四年十二月二十九日勅令第二百九十七號）

第一條　樺太ニ於ケル國有森林原野産物ノ處分ニ付テハ左ノ場合ニ限リ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一　公用ニ供シ又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲賣拂フトキ

二　鑛業又ハ漁業ヲ營ム者ニ對シ其ノ事業ニ必要ナル材料ヲ賣拂フトキ

三　樺太廳長官ノ定ムル重要製産品製造業者ニ對シ其ノ事業ニ必要ナル原料ヲ賣拂フトキ

四　前號ノ場合ニ於テ原料以外ノ産物ヲ併セ處分スルニ非サレハ森林原野經營上支障アルニ依リ同時ニ之ヲ賣拂フトキ

五　國有森林原野ニ關スル事業ノ請負人ニ對シ其ノ事業ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ

六　國有森林原野産物ノ買受人ニ對シ其ノ伐採及搬出ニ關スル作業ニ必要ナル産物ヲ賣拂フトキ

七　地元住民ニ對シ其ノ自家用ノ薪炭材又ハ用材ヲ賣拂フトキ

八　樹皮又ハ樹脂ヲ賣拂フトキ

九　試賣用トシテ輸出又ハ移出スヘキ木材ヲ賣拂フトキ

十　被害木、枯損木又ハ障害木ヲ賣拂フトキ

十一　賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲シタル森林原野ノ産物ヲ其ノ買受人、讓受人又ハ借受人ニ賣拂フトキ

十二　埋立又ハ排水ニ必要ナル材料ヲ賣拂フトキ

十三　官廳ノ土木建築事業ニ必要ナル材料ヲ賣拂フトキ

十四　非常ノ災害アリタル場合ニ於テ建築營繕ニ必要ト認ムル場合ニ於テ地元住民ニ其ノ産物ヲ賣拂フトキ

十五　國有森林原野ノ保護上又ハ更新上必要ト認ムル場合ニ於テ地元住民ニ其ノ産物ヲ賣拂フトキ

第二條　樺太ニ於ケル國有森林原野ノ産物ハ左ノ場合ニ非サレハ之ヲ讓與スルコトヲ得ス

一　公用ニ供シ又ハ營利ヲ目的トセサル公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スルトキ

二　國有森林原野ノ保護上又ハ更新上必要ト認ムル場合ニ於テ地元住民ヲシテ其ノ産物ヲ採取セシムルトキ

三　地元住民ヲシテ雜草菌蕈ノ類ヲ採取セシムルトキ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右勅令の制定に伴ひ明治四十五年二月廳令第三號を以て樺太國有森林原野産物賣拂規則を設け、國有森林原野産物の競爭契約及隨意契約に依る賣拂に關する諸般の手續規則を定め、同時に廳令第四號を以て、樺太國有森林原野産物特別處分令第一條第三號に於ける重要製産品の種類及其の製造業者の資格を規定したり（前者は大正十一年四月廳令第二十四號を以て一部改正、同十四年十月廳令第三十一號を以て全部改正、後者は大正六年九月廳令第二十四號を以て全部改正）。

尙大正四年五月に至り左の如く國有土地及森林原野産物の無償貸付又は讓與に關する件を制定し、之に依り一層樺太拓殖上の進捗を圖らんことを期したり。

勅令第八十六號（大正四年五月二十九日）

樺太廳長官ハ鐵道軌道其ノ他公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニシテ拓殖上必要ナルモノノ起業者ニ對シ其ノ事業ニ要スル土地及森林原野ノ産物ヲ無償ニテ貸付シ又ハ讓與スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の諸規則に依り畑・牧場地・共同放牧地・市街宅地・部落宅地等に貸付せられたる土地は、昭和元年末現在に於て二六九、四四九、六五九坪（二七、六九八筆）、貸付地にして昭和元年迄の間に於て規定に從ひ借受人に讓與せられたるものは、八四、三四七、七二九坪（七、八三六筆）とし、又市街宅地及部落宅地として昭和元年末迄の間に賣拂ひし土地は、一、五〇四、六五四坪（一一、七一四筆）なりとす。

今昭和二年三月末日現在に於ける樺太廳所轄官有財産の數額を示せば左の如し。

區分	數量	價格
土地及附屬物	四、二一八、二七二坪	三八一、六八〇円
家屋及附屬物	九七一棟	一、六三六、〇〇〇
營造物及附屬物	五九六棟	二一、七九六、八七七
船舶及附屬物	一六一隻	八六三、二四四
合計		二四、六七七、八〇一

第四款　關東州

關東州に於ける官有財産に就ては、日露戰役以前に在りては清國統治時代以來の官有地を始め、露國の租借以後買收したる土地及其の建設したる建物等を存し、此等は總て露國政府の管理に屬せしが、日露開戰に依り我軍の此の地を占領するや、明治三十八年二月遼東守備軍司令官は租借地內土地家屋及營造物管理規則を制定し、守備軍に於て此等の官有財産の管理に任じたり。翌三十九年九月關東都督府の設置せらるるや、陸軍に於て直接其の用途に供するものの外は、總て其の管理を都督府民政部に移屬せしが、尋いで同年十月日露講和條約締結せらるるに及び、我國は同條約の規定に依り此等官有財産の一切を露國より繼承したり。而して明治四十年三月末日に於ける都督府所管の官有財産は宅地百二十二萬六千餘坪・原野十一萬九千餘坪・苗圃十三萬三千餘坪・耕地七萬七千餘支那畝を存したり。

斯くの如くにして官有財産の移屬を受けたる民政部は、當時官有物の無斷使用者の頗る多かりしに鑑み、左記の如く明治四十年九月官有地申告手續規程（同四十一年七月官有家屋申告規程を公布し正規の手續を經ずして官有の土地又は建物を使用する者をして之を申告せしむると共に、同四十年十月官有土地建物の貸下の效力に關する規定を設け、以て極力官有財産の整理に努めたり。而して此等官有財産の保管に關しては、明治四十二年十月都督府訓令第七十二號關東都督府官有財産保管規程を以て其の詳細の手續を定めたり。

官有地申告手續規程（明治四十年九月都督府令第五十一號）

第一條　許可ヲ得スシテ現ニ官有地ヲ使用スル者ハ一筆毎ニ左ノ樣式ニ依リ明治四十年十一月三十日迄ニ會長連署ノ上所轄民政署ニ申告スヘシ

第二條　前條ノ申告ヲ爲ササル者又ハ虛僞ノ申告ヲ爲シタル者ハ六箇月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

（樣式省略）

官有家屋申告規程（明治四十一年七月都督府令第四十號）

第一條　相當ノ手續ヲ經スシテ現ニ官有家屋ヲ使用又ハ占用シ居ル者ハ別記樣式ニ依リ明治四十一年九月三十日迄ニ所轄民政署ニ申告スヘシ

第二條　前條ノ申告ヲ爲ササル者又ハ虛僞ノ申告ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ重禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

（樣式省略）

官有土地建物ノ貸下效力ニ關スル件（明治四十年十月都督府令第六十一號）

明治四十年十月十五日以前許可シタル官有土地、建物ノ貸下ニシテ貸下期間ノ定メナキモノハ明治四十一年三月三十一日限リ其ノ效力ヲ失フモノトス

前項ノ期限後引續キ官有土地、建物ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ明治四十一年三月十日マテニ所轄民政署ニ其ノ借受ヲ申込ムヘシ

而シテ此等官有土地建物ノ處分ニ關シテハ、當初ハ之ガ賣拂又ハ讓與等ノ處分ヲ行フコトナク、專ラ貸下ノミニ限ル方針ヲ採リ、卽チ明治三十八年二月遼東守備軍ニ官有財產ノ管理ヲ屬セシムルト

同時ニ、租借地內土地及家屋貸下內規ヲ定メ、軍事上及行政上支障ナシト認メタルモノニ限リ之ヲ個人ニ貸下ゲルコトトシ、以テ主トシテ渡航邦人ノ急需ニ應スルコトト爲セシガ、明治四十年十月ニ至リテ之ヲ廢止シ、同年十一月內訓第十六號ヲ以テ新ニ關東州官有土地家屋貸付內規ヲ制定シ、從來ノ內規ニ依リ借受ノ許可ヲ得シ者ハ一旦其ノ效力ヲ失ハシメ、引續キ借受ヲ希望スル者ニ對シテハ新ニ契約ヲ以テ之ヲ貸付シタリ。今此ノ規定ノ概要ヲ述ブレバ、本規定ニ依リ官有土地建物ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ、關東州內ニ住所又ハ管理人ヲ有スル者ニ限ルモノトシ、且轉貸ノ目的ニ供セントスル者ニハ之ヲ許サス、其ノ貸付期間ハ最長二十箇年トシ、使用ノ目的ニ依リ其以上ニ延長スルコトヲ認メ、又貸付料ハ使用ノ目的及場所ノ狀況ニ依リ數個ノ等級ニ分チ、更ニ一年乃至十年毎ニ之ヲ更改スルモノトシ、更ニ又土地建物借受ノ目的ガ公共又ハ公益ノ用ニ供スルニ在ルトキハ右料金ヲ減免シ、又未墾地ノ貸付ニ對シテハ特別ノ寬典ヲ與フルコトトシタリ。此ノ規定ハ爾後引續キ行ハレテ大正末年ニ至レリ。今昭和元年度末現在ノ貸付面積ハ、土地（山林ヲ含ム）一億三千七百九十八萬六千餘坪ニシテ、家屋一萬百五十餘坪ナリトス。

關東州ニ於ケル官有地及建物ハ、右ノ如ク當初ハ專ラ貸付ノ方法ノみニ依リ民間ノ利用ニ委シ來リシガ、歐洲大戰ニ依リ經濟界空前ノ活況ヲ呈セシ結果渡滿邦人激增シ、土地ノ需要過多トナリシヲ以テ、大正七年二月ニ至リ左ノ如ク官有地競賣規則ヲ定メ、一般競爭入札ノ方法ニ依リ始メテ官有地賣拂ノ途ヲ開キタリ。

官有地競賣規則（大正七年二月八日關東都督府令第六號）

第一條　官有地ノ競賣ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條　官有地ノ管理又ハ處分ニ關係アル職員ハ官有地ノ競買人トナルコトヲ得ス

第三條　官有地ヲ競賣セムトスルトキハ七日以前ニ左記事項ヲ府報ニ公告スヘシ

一　競賣地ノ所在、地目、地番及地積

二　競賣ノ場所及其ノ日時

三　契約書案ヲ示ス場所

四　代金分納ヲ許ストキハ其ノ方法

五　競賣ヲ擔當スル官吏ノ官氏名

第四條　競賣ハ總テ入札ノ方法ニ依ル

第五條　入札ハ郵便ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ入札書ハ開札前ニ擔當官吏ニ到達セサルトキハ無效トス

第六條　入札人ハ入札前其ノ入札代金ノ百分ノ十ニ相當スル現金又ハ公債證書ヲ以テ保證金ヲ提供スヘシ

前項ノ保證金ハ郵便ニ依ル入札ノ場合ニ於テハ入札書ト同時ニ擔當官吏ニ到達スルコトヲ要ス

第七條　入札人ハ入札書ノ引換、變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得ス

第八條　擔當官吏ハ競賣地ノ代金ヲ豫定シ其ノ豫定代金ヲ封書トシ開札ノトキ之ヲ開札場ニ置クヘシ

第九條　擔當官吏ハ競賣ノ場所及日時ニ入札人ノ面前ニ於テ開札ヲ行フ

第十條　擔當官吏ハ開札ノトキ入札人出席セス又ハ出席セサル者アルトキハ入札ニ關係ナキ官吏ヲシテ開札ニ立會セシムヘシ

第十一條　入札代金カ豫定代金ヲ超過シタルトキハ擔當官吏ハ最高代金ノ入札人ヲ以テ落札者トシ之ト賣買契約ヲ締結スヘシ但シ同代金ノ入札人二人以上アルトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第十二條　落札者前條ニ依リ契約ヲ締結セムトスルトキハ第六條ニ準シ保證金ヲ提供スヘシ但シ第六條ノ保證金ヲ以テ之ニ充當スルコトヲ得

第十三條　落札者賣買契約ヲ締結セサルトキハ入札保證金ハ官ニ於テ之ヲ取得ス

第十四條　入札代金カ一モ豫定代金ニ達セサルトキ又ハ落札者カ賣買契約ヲ締結セサルトキハ出席入札人ヲシテ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條　落札者確定シタルトキハ擔當官吏ハ入札人ノ保證金ヲ還付スヘシ但シ落札者ニ在リテハ第十二條ノ義務ヲ履行シタル後タルヲ要ス

郵便ニ依ル入札ノ場合ニ於テ其ノ保證金ノ還付ニ要スル費用ハ其ノ入札人ノ負擔トス

第十六條　競買人ハ契約締結ノ日ヨリ三日以内ニ代金ヲ納付スヘシ

代金ノ分納ヲ許サレタルトキハ第一回ハ前項ノ期間内ニ第二回以後ハ指定ノ期間内ニ納付スヘシ

第十七條　競買人ハ代金ノ完納ニ依リ競賣地ノ所有權利ヲ取得ス

代金ノ分納ヲ許サレタル者第一回ノ分納金ヲ納付シタルトキハ其ノ土地ノ使用及收益ヲ爲

スコトヲ得

第十八條　競買人第十六條ノ義務ヲ履行セサルトキハ官ハ賣買契約ヲ解除スヘシ

前項ノ場合ニ於テ保證金及分納金ハ官ニ於テ之ヲ取得ス

右官有地競賣規則は爾後左記の如き部分的改正を經て大正末年に至れり。

(一)關東廳令第十四號(大正八年五月二十四日)

官有地競賣規則中左ノ通改正ス。

第十七條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ權利ヲ取得シタル者其ノ土地ニ付建築ノ義務アル場合ハ其ノ義務ヲ履行スルニ非サレハ之ヲ他人ニ移轉スルコトヲ得ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二)關東廳令第三十九號(大正十四年七月六日)

官有地競賣規則中左ノ通改正ス

第十七條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

代金ノ分納ヲ許サレタル者ニシテ其ノ土地ニ付建築ノ義務ヲ有スルモノ其ノ義務ヲ履行シタルトキハ官ノ許可ヲ得テ其ノ建築物ト共ニ前項ノ權利ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得此ノ場合ニ於テ讓受人ハ讓渡人カ官ニ對シテ有スル一切ノ權利義務ヲ承繼ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の如く官有地競賣規則の制定に依り土地賣拂の途を開くや、多額の資本を有する者は廣大なる土地の拂下を受けて之を投機の具に供せんとするに反し、薄資者は容易に土地を取得し得ざるの弊ありしを以て、大正七年五月府告示第六十九號を以て官有地競賣に關する細則を定め、特別の事由ある場合の外、同時に公告したる競賣地は一人二筆以上を買受くることを得ざることとし、其の他競賣方法に關する細則を設けたり。右細則は大正十年二月關東廳告示第十四號を以て其の一部を改正せられしのみにて、大正末年に至れり。

右の如く官有地拂下の途を開くと共に、他方公益事業の發達助成及產業の保護奬勵が、殖民地開發に對して重要なる關係を有する事實に鑑み、大正八年八月左の如く官有地特賣規則を制定し、特定の場合に於ては官有地を隨意契約を以て賣拂ふことを得るの途を開きたり。

官有地特賣規則(大正八年八月三日關東廳令第三十三號)

第一條　官有地ハ公用又ハ公益事業、產業ノ保護奬勵若ハ土地整理ノ爲其ノ他官ニ於テ特ニ必要ト認メタル場合ニ限リ隨意契約ニ依リ之ヲ賣渡スコトアルヘシ

第二條　賣渡代金ハ地價調查委員會ニ諮問シ關東長官之ヲ定ム

第三條　地價調查委員會ニ於ケル決議ノ方法ニ關シテハ土地增價稅規則第十一條第二項及第十三條ノ規定ヲ準用ス

第四條　本令ニ規定セサルモノハ官有地競賣規則第二條、第十二條、第十六條乃至第十八條及官有地競賣ニ關スル細則第一條、第九條乃至第二十條ノ規定ヲ準用ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の特賣規則は其の後左記の如き改正を經て大正末年に及べるものとす。

(一)關東廳令第三十六號(大正九年五月二十六日)

官有地特賣規則中左ノ通改正ス

第三條ノ二　官ハ買受人ヲシテ賣買契約締結ノ際契約保證金トシテ賣渡代金額ノ百分ノ十ニ相當スル現金若ハ公債證書ヲ納付セシムルコトアルヘシ

第四條中「第十二條」ヲ削ル

(二)關東廳令第八號(大正十一年三月十一日)

官有地特賣規則中左ノ通改正ス

第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ特ニ必要アリト認メタル場合ニ於テハ同細則第十六條乃至第十九條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

今以上官有地競賣及特賣の兩規則に依る賣却土地を見るに、競賣方法に依るものは大正七・八兩年間に於て五萬七百九十餘坪、拂下價格百五十三萬二千餘圓にして、大正九年以後は希望者尠少の爲め其の拂下を中止せり。又特賣方法に依るものは大正九年以後同十三年に至る累計六十四萬二千九百餘坪、拂下價格五百九十四萬九千餘圓に達し、主として住宅及工場用地に充てられたり(十四年以後其の事實なし)。

以上の外尚特殊產業の保護奬勵の爲め、官有地の特別處分を許す規定あり、關東州鹽田規則・關東州造林規則即ち之なり。前者は明治三十九年三月關東州民政署令第八號を以て制定せられしものにして、關東州に於て新に鹽田を開設せんとする者には無償にて官有地の貸付を爲し、鹽田開設成功の後其の使用を許可するものと爲し、貸付地の面積は特別の場合を除き一人百町步以內とし、面積の多少に應じ開設成功の期間を定め、期間內に成功せざる者に對しては未成功地の返還を命ずることと定めたり。又後者は明治四十一年八月關東都督府令第四十五號を以て制定せられし所にして、造林の爲に官有地を使用せんとする者(私人・村又は會)にして、關東都督の適當と認むる者には、無償にて之を貸付することを規定したり。此等の規則は爾後引續き施行せらるるものとす。

今昭和二年三月末日現在に於ける關東廳所轄官有財產の數額を示せば左の如し。

區分	數量	價格
土地	二八六、五八四、〇二七坪	一二六、四六九、三一四円
家屋及附屬物	二一三、九八四坪	二三、二一一、四七〇
其他建造物	六三棟	二、〇一二、六一〇
船舶及附屬物		二九四、四三二
合計		一五一、九八七、八二六

第五款　南洋群島

南洋群島に於ける官有財産に關しては、大正三年日獨開戰の結果我海軍の本島を占領するや、其の直後に於て占領官有財産取扱規則を設けて之が管理を行ひしが、大正十一年四月南洋廳の設置せらるるに及び同年七月左の如き南洋廳令を公布し、社寺又は佛堂用地に關する規定、境界査定に關する規定、國有財産計算書及報告書に關する規定等を除くの外は、國有財産法及同施行令を同廳所轄の國有財産に準用することと定めたり。

南洋廳令第十四號（大正十一年七月十八日）

南洋廳所轄ノ國有財産ノ管理ニ關スル件左ノ通定ム

南洋廳所轄ノ國有財産法及國有財産法施行令ヲ準用ス但シ國有財産法第三條、第五條第三號、第九條乃至第十四條、第二十四條及第二十六條竝國有財産法施行令第一條第二項、第二條乃至第六條、第十四條乃至第十九條、第二十八條、第二十九條及第三十三條乃至第四十一條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

占領官有財産取扱規則ハ之ヲ廢止ス

而して之が施行に關しては大正十五年八月南洋廳訓令第二十三號南洋廳所轄國有財産取扱規程、同訓令第二十四號雜種財産取扱規程、同訓令第二十五號官舍貸渡規則等を制定し、以て其の詳細なる手續を定めたり。

今昭和二年三月末日現在に於ける南洋廳所轄官有財産の數額を示せば左の如し。

區分		數量	價格
土地	土地	三四三、三三八・六〇〇坪	一〇七、五六二・九七五円
	公用財産	三二一、五五九・六三〇	一〇四、三九三・〇一五
	建物	二一、七七八・九七〇	三、一六九・九六〇
	計	三〇、二三三・八六九	三、三八二、四六八・七五六
雜種財産	宅地	七五畝	六四五、六八五・〇四九
	耕地	一六〇、八一六、二八五・三五四坪	一八五、五一一・二三〇
	森林原野	五七、六一二・二二二	四、三二一、二二八・〇一〇
	其他	四四四、九三七・〇〇〇	四、六六二、五一九・〇九四
	建物	一五九、八七九、三九九・〇二〇	一八、九六四・〇七六
	工作物	四三四、三三七・〇一二	一四、二八九・一二一
	計		四、三七〇、四九八・四五四
合計			二五八、七六七・四四三
			六〇三・〇〇〇
			二、三九三・〇〇〇
			四、六六五、五一五・〇九四
			八、九八六、七四三・一〇四

第五節　國有地の下戻

第一款　國有土地及林野の下戻

明治維新以前に在りては、全國の土地及林野に就きて未だ官有と民有との明確なる區別を存することなかりしが、維新後政府は幕府の大政奉還及諸侯の版籍奉還に依りて其の從來の領地を公收し更に明治四年正月全國の社寺に對して現在の境内地を除くの外、其の領地を上地せしめ、尋いで明治六年地租改正條例公布の結果、全國の土地林野に就きて實地の調査を行ひ、證憑に基きて一筆毎に官有・民有の區別を定めたり。然るに此等地租改正及社寺上地處分に依りて官有地に編入せられたる土地・森林・原野中には、往々にして其の處分の當時私人が其の所有又は分收の權利を有せしに拘らず之を官有に歸せしめしもの無きにしも非ざるを以て、其の後に於て正當なる理由の存するものは、申請に基き地方長官をして之を還付せしむることと爲し、明治八年以後之を實施して以て明治三十二年に至れり。然れども斯かる官有地下戻處分を徃苒將來に亙りて繼續するは、殆ど際限なきのみならず、當時に至りて政府は國有林野特別經營事業の計畫を立て、不要存置林野の整理を行ふこととなりしを以て、右の官有地下戻の申請に對して期限を設け、以て其の處分を打切ることと爲し、明治三十二年四月法律第九十九號を以て左の如く國有土地森林原野下戻申請手續を公布したり。

國有土地森林原野下戻法（明治三十二年四月十八日法律第九十九號）

第一條　地租改正又ハ社寺上地處分ニ依リ官有ニ編入セラレ現ニ國有ニ屬スル土地森林原野若ハ立木竹ハ其ノ處分ノ當時之ニ付キ所有又ハ分收ノ事實アリタル者ハ此ノ法律ニ依リ明治三十三年六月三十日迄ニ主務大臣ニ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ期限ヲ經過シタルモノ又ハ裁判所ノ判決ヲ受ケタルモノハ下戻ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

府縣設置以後上地處分を受けたる土地及地租改正處分既濟地方に於ける未定地脫落地ニ付テハ此ノ法律ノ規定ヲ準用ス

第二條　下戻ノ申請ヲ爲ス者ハ第一條ノ事實ヲ證スル爲少クトモ左ノ書面ノ一ヲ添付スルコトヲ要ス

一　公簿若ハ公書ニ依リ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルモノ

二　高受又ハ正租ヲ納メタル證アルモノ

三　拂下下付賣買讓與質入書入寄附等ニ依ル所有又ハ分收ノ事實ヲ證スヘキモノ

四　木竹又ハ其ノ賣却代金ヲ分收シタル證アルモノ

五　私費ヲ以テ木竹ヲ植付ケタル證アルモノ

六　私費ヲ以テ田畑宅地ニ開墾シタル證アルモノ

第三條　前條ノ證據書類ニシテ所有又ハ分收ノ事實ヲ證スルニ足ルト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ下戻ヲ爲スヘシ

第四條　下戻ヲ受ケタルモノハ其ノ下戻ニ因リテ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得ス

前項ニ依リ所有又ハ分收ノ權利ヲ取得シタルモノハ其ノ土地森林原野若ハ立木竹ニ關シ第三者ニ對スル國ノ權利義務ヲ承繼ス

第五條　第二條ニ依リ下戻ヲ受ケタルモノト雖公用又ハ社寺境内ヲ廢シタル後ニアラサレハ權利ヲ行使スルコトヲ得ス

第六條　下戻申請ニ對シ不許可ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七條　此ノ法律施行以前ニ差出シタル下戻ニ關スル申請書又ハ願書ハ此ノ法律ニ依リタルモノト看做ス

斯くて右下戻法の規定に基き、同法所定の申請期間内に下戻を申請せしもの二萬六百七十五件、此の面積合計二百七萬四千百二十七町に達したり。而して政府は右下戻申請の處分を處理せしむる機關として、下戻法の公布と同時に農商務省に臨時林野下戻處分調査に關する專任の職員を設置することと爲すと共に（明治三十二年四月勅令第百五十一號）、農商務省山林局に林野下戻審査委員を置きて山林局調査課の提出に係る林野下戻申請事件の成案を審査せしむることとし、同時に從前の林野官民區分調査會を廢止したり（明治三十二年五月農商務省訓令第二十六號）。

然るに右下戻法は其の規定餘りに簡に過ぎ、所有又は分收の事實を證明する爲に添附すべき證書の意義及範圍明確ならず、爲めに法律の效果を全からしむること能はざるの虞ありしが故に、同法に對して更に其の施行法を制定し、以て同法の施行をして明白且確實ならしむるの必要ありと爲し、明治三十五年第十六回帝國議會に於て衆議院議員に依りて國有土地森林原野下戻法施行法案提出せられしが、議會に於ける審議の結果、斯かる說明的規定を法律の形式を以て公布するときは、却て取扱上不便を感ずるの虞あるを以て、寧ろ同一趣旨のものを政府の同法施行上の方針として公表せしむるを可なりと爲し、同法案を否決したり。斯くて右趣旨に從ひ同年五月農商務大臣は大林區署に對して左の如く其の取扱方を訓令したり。

農商務省訓令第十二號（明治三十五年五月二十日）

國有土地森林原野下戻法適用ノ儀ニ付テハ左ノ通心得ヘシ

一　下戻法第一條中ニハ左ノ土地森林原野ヲ包含ス

一　府縣設置以後政府ノ錯誤ニヨリ上地セシメタルモノニシテ地租改正ノ際誤テ官有ニ歸シタルモノ

二　上地後政府ニ於テ民有ニ復歸セシムヘキコトヲ指令シタルモノニシテ地租改正ノ際誤テ官有ニ歸シタルモノ

二　府縣設置ノ時期ハ各其地方ニ於テ府縣ヲ設置シタルトキヲ云フ

三　下戻法ニ於テ公簿公書ト稱スルハ帳簿書面又ハ圖面ニシテ官吏公吏ノ作成シタルモノヲ包含ス

名シタルモノ、官署公署ノ編成ニ係ルモノヲ包含ス

公簿公書ノ控ニシテ其成立正シキモノハ本書ト同一ノ效力ヲ有ス

公簿公書ヲ補助スル爲私書ヲ引用スルコトヲ得

四　下戻法ニ於テ土地森林原野ニ關シ所有ノ事實ト稱スルハ左ニ列記シタルモノヲ云フ

一　村、部落、一個人ノ名受又ハ持抱タルコトヲ認メ得ヘキモノ

二　進退、勝手又ハ支配タル明文アルモノニシテ地盤所有ニ干係アルモノ
三　村、部落又ハ一個人ノ持トシテ境界ヲ爭ヒ持地ノ裁斷ヲ受ケタルモノ
四　村又ハ部落ノ內山トアリテ官有ト認ムヘカラサルモノ
五　札米、札錢其他報償ヲ收メ他ノ村若クハ部落ニ貸與シ又ハ入會ヲ許シ所有ノ實蹟アルモノ
六　入會ノ秣場ト定メ植林開墾ヲ禁シタル等ノ行爲カ所有權ノ效果ト認メ得ヘキモノ
七　季節、人員、用器又ハ採取物ヲ制限シテ他ノ村若クハ部落ニ入會ヲ許シタル行爲カ所有權ノ效果ト認メ得ヘキモノ
八　主產物ノ伐採賣却又ハ其代金ノ割賦等カ所有權ノ效果ト認メ得ヘキモノ
九　村山鄉山村持山ト稱シ樹木植栽自然木ノ養護等進退ノ實蹟アルモノ
十　田畑宅地ニシテ一時荒地引ト稱シ所有權ヲ喪失シタル反證ナキモノ
十一　拂下下付賣買讓與質入書入開墾又ハ寄付セラレタルモノ
十二　社寺ノ所有タルコトヲ幕府又ハ領主ニ於テ認メタルモノ
十三　御林建山園山留山(官山)ノ名稱アルモ所有權ノ留保アリト認ムヘキモノ
十四　納租ノ事實判明セサルモ正租ヲ賦課セラレタルコトヲ知リ得ヘキモノ
十五　其他幕府及各藩ノ制度ニ於テ所有ノ事實アリト認ムヘキモノ

五　下戻法ニ於テ高受又ハ正租ト稱スルハ左ニ列記シタルモノヲ云フ

一　本高
二　本途物成若クハ小物成ニシテ使用料其他ノ雜稅ト認ムヘカラサルモノ
三　其他幕府及各藩ノ制度ニ於テ正租ト認ムヘキモノ

六　下戻法ニ於テ立木竹ニ關シ所有ノ事實ト稱スルハ左ニ列記シタルモノヲ云フ

一　私費造林ノ事實アルモノ
二　褒賞給祿ニ代ヘ造林ヲ許可セラレ私費植栽シタルモノ
三　立木竹ヲ拂下ケ又ハ下付セラレタルモノ
四　其他幕府及各藩ノ制度ニ於テ立木竹所有ノ事實アリト認ムヘキモノ

七　下戻法ニ於テ分收ノ事實ト稱スルハ左ニ列記シタルモノヲ云フ

一　幕府又ハ舊藩ニ於テ分收ヲ條件トシテ苗木ヲ植付又ハ自然生ノ樹木ヲ保護シタルモノ
二　地方ノ慣行ニヨリ分收ヲ目的トシテ苗木ヲ植付又ハ自然生ノ樹木ヲ保護シタルモノ
三　自費植栽ノ事實判明セサルモノモ官ヨリ其地ニ分收ヲ目的トシ植付許可セラレタル事跡明ニシテ實地年度相當ノ人植木ナルモノ
四　其他幕府及各藩ノ制度ニ於テ立木竹分收ノ事實アリト認ムヘキモノ

八　下戻法ニ於テ私費ト稱スルハ領主又ハ社寺ニ就テハ手元金、祠堂金、寄付賽錢ノ類ニシテ所領ノ收入ニアラサルモノヨリ支出シタルヲ謂フ

九　公簿公書ニ記載シタル箇所ニシテ境界判明セサルモノハ實地ノ地形ニ據ル
名受地ニシテ差出地トナリタルモノハ其村又ハ部落ニ歸屬シタルモノトス
現ニ高受ノ土地ニ札米ヲ課セラレタルモノハ高受ノ性質ヲ失ハサルモノトス

然るに國有土地森林原野下戻法は、下戻申請を許す期間を明治三十三年六月三十日限に限定せしを以て、法律の公布後右期限迄には約一年二箇月の日子を存するのみにして、爲に法律の公布を承知せざるもの或は證憑蒐集の暇なかりしもの等は、右期間内に下戻の申請を爲すことを得ず、空しく其の權利を失ひしものを多數存したり。是を以て此の下戻申請期間を延長し、申請漏の者に對し權利回復の途を與ふるの必要を唱ふる者多く、衆議院議員に依りて國有土地森林原野下戻期間延長に關する法律案の帝國議會に提出せらるること、第十六議會を始めとして第十八・二十一・二十六・二十七・三十一・四十四・四十五・四十六回等前後九回の多きに及びたり。而して此の法案は毎回衆議院に於て可決せられしも、政府は國有林野經營事業に支障を及ぼすの故を以て之に反對せしを以て、貴族院に於て常に否決又は未決に終り、遂に成立するに至らざりき。今明治三十二年以後昭和二年三月迄に於ける下戻法に依る國有土地林野の下戻處分の成績を示せば左の如し。

區別	下戻申請	下戻許可	下戻不許可		未決面積
			行政訴訟の結果下戻したるもの	行政訴訟の結果不下戻と決せるもの	
件數	二〇、六七五	一、三三五	一九、三四〇	三九六	一
面積	二、〇七四、一二七町	三〇四、七三八町	一、七六九、三八九町	一〇二、六〇〇町	一、〇六五、六一五町	二四〇、一二〇町

卽ち右に依れば下戻申請總數二萬六百七十五件の内、下戻處分を受けしものは、申請に對して直に許可せられしもの千三百三十五件、及一旦不許可となり行政訴訟の結果下戻されしもの三百九十六件とを合せて、千七百三十一件（四十萬七千三百三十八町）にして、總數の約八分四厘弱なりとす。

第二款　寺院境内地の還付

國有地の下戻に關聯して記述を要するは寺院境内地還付に關する問題なり。抑、寺院は明治維新以前に在りては神社と共に廣大なる境内及領地を有せしもの尠からずして、其の狀況諸侯の土地領有と殆んど異らざるもの在りたり。是を以て維新後諸侯が其の版籍を奉還するに及びて、社寺に對しても現在の境内を除くの外一切上地すべき旨、明治四年正月太政官布告を以て達せられたり。然るに寺院境内の劃定には一定の標準とすべきものなく、各地に依り其の區分方法一定せざりしを以て、同年五月太政官達を以て、從前の坪數段別に拘らず、相當の見込を以て境内の區別を定め、其の餘の田畑山林は勿論假令不毛の地と雖も、墓所を除くの外は總て上地すべきことを令したり。爾後社寺境内外の調査に關じては屢、令達する所ありしと雖も、其の調査遷延して容易に完了するに至らず、爲に地租改正事業の遂行に甚しき支障を生ぜしを以て、明治八年六月に至り地租改正事務局達乙第四號を以て社寺境内外區劃取調規則を設け、官有境内地に就ては祭典法用に必需の場所を區劃して之を新境内と定め、其の以外は悉く上地すべきものと定めたり。而して此等官有境内地の内祭典法用に必要なる土地に就ては、政府は從來の沿革を重んじ、其の儘無償を以て當該社寺に使用を許すことと爲したり。斯くの如くにして社寺の境内地は、維新以後數次の令達に依りて漸次其の範圍を限局せられ、遂に從來の境内地と雖も祭典法用に必要以外の地は、總て上地を命ぜられ、更に又祭典法用に必要なる土地と雖も、民有の證なきものは之を官有に編入せられしものなり。

然るに此等上地に係る社寺境内の内、買得又は寄附等社寺の私有の確證あるものに對しては、爾後

一般民有地に對すると同樣、其の申請に依り行政處分を以て下戻を爲し、更に明治三十二年國有土地森林原野下戻法制定の結果、同法に依り下戻の申請を爲せし社寺に對しても、私有の確認あるものは之が下戻を行ひたり。然れども其の他の境內地に對しては、政府は社寺境內地は元來公領地にして朱黑印の下付に依り社寺に領知權を付與せられしものに過ぎずとの見解の下に、總て其の下戻の申請を却下したり。然るに寺院の側に在りては、明治四年正月の上地令は從來の境內地を除きたる社寺領に對し、其の領知權の奉還を命じたるものにして、畢竟諸侯の版籍奉還と其の揆を一にするものなりと雖も、其の境內地に至りては、多くは先代僧侶の開拓經營、又は幕府諸侯の朱黑印狀下付、其の他一般の寄附施入等の原因に依り、正當の所有權を取得したる純然たる私有地にして、前記明治四年の上地令も此の性質を認めて之を上地せしめざる趣旨なりしに拘らず、其の後明治八年六月の地租改正事務局達に依りて、祭典法用に必要なる以外の土地を總て官沒せしは、境內地本來の性質より云ふも、又明治四年上地令の規定より見るも、極めて不當の處置なるが故に、從來の寺院境內地は總て之を當該寺院に還付すべきものなりと主張し、下戻申請を却下せられしものは更に行政裁判所に出訴したり。行政裁判所に於ても當初は政府と同一の見解の下に、右訴訟を悉く原告の敗訴に歸せしめしが、其の後に至り裁判所は其の見解を改めて、朱黑印狀に依り課稅を免除せられたる境內地は、其の社寺の私有地なりとの見解を採り、原告に勝訴の判決を下すに至れり。斯くて同一性質の境內地と雖も、前に出訴せしものは敗訴となり、後に出訴せしものは下戻を受くるの不公平を生せしのみならず、國有土地森林原野下戻法に依りて下戻の申請を爲さざりしものは、永久に下戻を受くるの機會を失することとなれり。茲に於て寺院は、以上の如き不當なる處分及不公平なる裁判の結果に對する救濟の爲め、新に一の法律を制定するの必要を唱へ、明治四十四年第二十七回帝國議會に對し、各宗寺院總代は寺院境內地還付に關する法律制定の請願書を提出したり。此の請願は貴衆兩院に於て採擇せられしも、會期切迫の爲め法律案作製に至らざりしが、翌第二十八回帝國議會に於ては、衆議院の請願委員會は此の請願を採擇の上法律案を起草し、衆議院本會議に於て之を可決したり。爾後社寺境內地還付に關する法律案の衆議院に提出せられ、同院を通過すること、第二十九・三十一・三十七・四十五・四十六・五十回の多きに及びしが、常に貴族院に於て未決の儘葬られ、更に第五十一及五十二回帝國議會に於ても同一趣旨の法案提出せられしも、會期終了の爲め衆議院に於て未決に終れり。而して政府は此の問題に對しては(一)境內地は原則として公領地なりとの見解を採れること、(二)國有土地森林原野下戻法の制定に依り下戻處分を打切りしを以て、更に下戻の申請を許すときは其の際限なきに至るべきこと、(三)下戻法制定以後に於て政府が社寺に境內地を賣拂ひしもの多額に上るを以て、更に無償下戻の法律を制定するは、右の處分に對して大なる不權衡を生ずること、(四)下戻に依り政府は數千萬圓の財產を失ふこと、等の理由を以て此の案に反對し來りしが、大正十年國有財產法の制定に際しては、從來の寺院佛堂の境內地は之を國有財產中の雜種財產に編入し、之を當該寺院に對して無期限且無償にて貸付したるものと看做し、以て實質上下戻と同一の效果を與へんことを期したり。然れども寺院側は尙之を以て滿足せず、同法制定以後に於ても寺院境內地下戻に關する法律案の議會に提出せらるること、第四十五・四十六・五十・五十一・五十二回等の多きに及べり。而して政府は之に對しては、國有財產法に於て寺院境內地の性質竝に處分方法を右の如く決定したる直後に於て、更に之が無償下戻を許すは不穩當なるのみならず、寺院佛堂の財產管理に關する規定の未だ備はらざる現

在に於て、寺院佛堂に國有境内地の讓與を行ふときは、將來寺院佛堂は濫りに之が處分を行ふの虞あり、故に將來寺院佛堂の財産管理の方法の完備するを俟ちて本問題を解決するを以て適當なりとして、之に反對したり。然るに大正十五年十二月第五十二回帝國議會の開會に際し、政府は遂に宗教法案を議會に提出することに決せしが、右法案成立の曉には上述の點に關し憂慮の必要無きに至るべきを以て之と同時に多年の懸案たる寺院佛堂國有境内地讓與の問題をも解決することゝ爲し、同法案の附則に於て之に關する規定を設けたり。卽ち之に依れば宗教法施行の際に寺院又は佛堂に無償貸付しある國有境内地は、寺院又は佛堂が一定の條件を具へて申請する場合には、一定の範圍に於て之を讓與することとし、其の讓與を爲さざる部分に就きては、申請に依り時價の半額を以て年賦拂下を行ふことを得るものとせり。然るに右宗教法案は貴族院に於て審議未了に終りし爲め遂に成立するに至らず、從つて寺院佛堂國有境内地下戻の問題も、尙未解決の儘將來に殘さるることとなれり。今參考の爲め第五十二議會提出の宗教法案中、寺院佛堂國有境内地下戻に關する條項を掲ぐれば左の如し。

第百二十五條　本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ハ寺院ニ在リテハ本法施行後二年内ニ佛堂ニ在リテハ第百二十三條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂カ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル敎會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後三年内ニ申請シタルトキハ寺院境内地處分審査會ノ議ヲ經テ大藏大臣之ヲ當該寺院又ハ敎會ニ讓與スヘキ國有財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲スヘキ國有財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

寺院境内地處分審査會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リテ所有權ヲ取得シタル者ハ其ノ物件ニ關シ第三者ノ現ニ有スル權利ヲ害スルコトヲ得ス

第百二十六條　本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財産ニシテ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲ササルモノハ特ニ國有トシテ存置スルノ必要アルモノヲ除クノ外前條ノ申請ヲ爲シタルモノニ付テハ讓與ヲ爲ササルコトノ決定通知ヲ發シタル日ヨリ五年内ニ其ノ他ノモノニ付テハ寺院ニ在リテハ本法施行後五年内ニ佛堂ニ在リテハ第百二十三條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂カ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル敎會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後六年内ニ申請シタルトキハ時價ノ半額ヲ以テ隨意契約ニ依リ之ヲ當該寺院又ハ敎會ニ賣拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル賣拂代金ニ付テハ無擔保ニテ五年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ得但シ國債ヲ以テ擔保ヲ供シタルトキハ十年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ妨ケス

第一項ノ規定ニ依リテ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財産ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲ササルコトノ決定通知ヲ爲シタル日迄大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ當該寺院又ハ敎會ニ貸付シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲ササルコトニ決定シタル國有財産ニシテ第一項ノ申請ヲ爲ササルモノニ付之ヲ準用ス但シ其ノ貸付期間ハ第一項ニ定ムル申請期間滿了ノ日迄トス

今昭和二年三月三十一日現在に於て、寺院及佛堂の境内地に供用せらるる國有土地の面積は、寺院供用地八千九百八十七町一段一畝二十八歩（二千六百九十六萬千三百五十八坪）、佛堂供用地七百町九段二畝二十四歩（二百十萬二千七百八十四坪）、合計九千六百八十八町四畝二十二歩（二千九百六萬四千百四十二坪）にして、寺院及佛堂の數は寺院三萬四百三十九、佛堂一萬八千百九十九、合計四萬八千六百三十八箇所なりとす。尚寺院佛堂供用地に關しては、前記宗教法案立案の際、大藏省に於て大正十四年三月三十一日現在を以て調査したる、詳細なる數額を存するを以て、參考の爲め左に之を掲載すべし。

區分	寺院				佛堂				合計			
	筆數	面積	價格		筆數	面積	價格		筆數	面積	價格	
市部	三、七五四	三、三二一、二八三坪	一二七、六四七、一〇七六	円	二三三	三六、一四四坪	四三、六二五	円	三、九八七	三、三六七、四二六	一二八、〇六九、七〇一	円
町部	六、一三四	五、五一六、三三八	三一、三五六、七四二		一、九〇四	四九六、一一三	二、〇二八、八四八		八、〇三八	六、〇一三、三四二	二四、三六五、五八九	
村部	三三、八九九	一八、三六〇、八三〇	二五、四四〇、八六六		一六、三三五	一、五八五、三八八	一、八六五、七三六		三九、二三三	一九、九六六、二一八	二七、三六、五六二	
計	三三、七七七	二七、一二八、三四〇	一七五、四四四、六四三		一八、四六〇	二、一一七、六四四	四、三一七、二〇九		五一、二四七	二九、二四五、九八四	一七九、七六一、八五二	

（備考）本表中の價格は稅務監督局に於ける見込價格に依る。

第五章　預金・保管及供託制度

第一節　預金制度

玆に所謂預金制度とは官廳・公共團體又は民間諸會社及個人等の有する資金を、法令の規定に從ひ大藏省に於て預託を受くる制度を謂ふものにして、其の始めて此の制度を設けられしは明治九年五月に在り。之より曩き明治五年六月以來政府には準備金なるものあり、紙幣及公債回收の基金及國庫の豫備に充つる爲め正貨を貯蓄して之が運用利殖を圖り來りしが、此の時に至り右準備金中在外資金に對する爲替準備金を以て購買貯藏する地金又は輸出物品の賣却に際し、何れも代金を先收し之が決算の運に至る迄の期間、一時準備金中預り金の科目を以て整理することと爲し、大藏省國債局をして之が取扱に當らしめたり。右の預り金は全く政府部內に於ける行政上の便宜に基きしものなるが、之より曩き明治七年八月政府は勸儉貯蓄奬勵の趣旨を以て郵便貯金の制度を設け、內務省驛遞局（明治十四年四月農商務省所管となり、十八年十二月遞信省所管となる）管轄の下に各地に貯金預所を置きて人民の資金を預ることと爲し、翌八年五月より之を實施したり。之れ卽ち現在の郵便貯金にして、當時之を驛遞局貯金と稱したり。右貯金は當初は驛遞局に於て直接之を第一國立銀行に預け入れ、其の利子を以て貯金利子の支拂に充てしが、明治十一年五月に至り之を大藏省國債局に預け入るることと改めたり。玆に於て大藏省國債局は前記準備金中の預り金の外に、新に驛遞局貯金をも保管運用することとなりしが、爾後同局は他の官廳又は民間よりも資金の預託を受くることとなり、卽ち明

治十二年十二月保晃金十四年三月物部神社修繕費備金十五年八月シーボルト恩賜金十六年八月印刷局營業收益据置金十七年三月米國政府返還下ノ關償金同年十月朝鮮政府補塡金を預る等漸次預り金の種別を增加せしが、明治十八年一月に至り驛遞局貯金は之を農商務・大藏兩省の共管と爲すと共に、前述の如き官廳・社寺・教會其の他人民の共有に係る積立金の取扱は、大藏省の專管と爲して直接其の預り方を取扱ふことと爲し、之と同時に此等預金の保管及運用利殖の方法等を取調上申すべき旨太政官より大藏省に對し達せられたり。茲に於て大藏省は此等各種預り金の取扱方法に就き攻究の上太政官に上申したる結果、同年五月に至り太政官布告第十三號を以て新に預金規則公布せられたり。從來大藏省預金に關しては、其の個々の預金に就きて締結せる契約に基き、之が取扱を爲し來りしものにして、預金全體に通ずる基本的規則は之を存することなかりしが、右預金規則の制定に依りて預金に關する法令の典據茲に始めて具はるに至れり。右預金規則は爾後何等の改正をも施さるることなくして、大正十四年四月預金部預金法の制定に至る迄行はれ、永く大藏省預金の取扱に關する唯一の根據法たりしものにして、今其の全文を揭ぐれば左の如し。

預金規則（明治十八年五月三十日太政官布告第十三號）

第一條　大藏省中ニ預金局ヲ置キ左ノ貯金積立金ヲ預リ之ヲ保管利殖セシム

第一　驛遞局貯金

第二　各官廳ノ成規ニ從ヒタル積立金

第三　社寺教會會社其他人民ノ共有ニ係ル積立金ニシテ共請願ニ據ルモノ

第二條　預リ金取扱手續ハ大藏卿之ヲ定ム

第三條　預リ金ノ利子割合ハ大藏卿之ヲ定ム

第四條　預リ金ニ關スル損益ハ國庫ノ負擔トス

第五條　預リ金ノ證書ハ賣買讓與又ハ書入質入スルヲ得ス

第六條　預リ金ノ運用ハ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルモノトス

第七條　大藏卿ハ便宜ノ地ヲ撰ミ預金局出張所ヲ設置シ又ハ國庫金取扱所ヲシテ預リ金受渡ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

第八條　預リ金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

右規則の公布と同時に太政官達第二十四號を以て官省院使に對し、各官廳の成規に從ひたる積立金は、右規則に基き總て其の官廳の名義を以て、大藏省預金局へ預け入るべき旨令達せられたり。而して大藏省は之に應じて右預金規則に基き受入れたる預り金の保管及運用に關する方針を決定し右預り金は總て國庫の保管と爲すと共に、之が運用利殖の方法は、公債證書其の他政府發行の手形及政府の保證に係る證券類の購入、又は此等證券類及地金銀を抵當と爲したる貸付に限ることと爲し且運用に關する實際上の事務は總て日本銀行をして取扱はしむることとしたり。尙前揭預金規則に依れば大藏省預金局の預り金は驛遞局貯金・各官廳の成規に從ひたる積立金・社寺教會會社其他人民の共有に係る積立金の三種に分たるるものなるが、大藏省に於ては此等の預金の取扱に就き之を大別して通常預金及定期預金の二と爲し、前者は金額の多寡に拘らず複利の方法を以て取扱ひ、後者は其の預入金の最低額を限り、且期限の到來に依りて新に之が受渡の手續を爲すものとし、而して此等の預金は何れも東京は大藏省預金局に於て、其の他の地方は各國庫金取扱所に於て之が取扱を爲

さしむることとしたり。茲に於て此等預金の受渡に關する諸般の手續順序を特定するの必要を認め、同年六月大藏省告示第八十八號を以て先づ預金取扱手續を公布して、前記預金の中第三種卽ち社寺敎會會社及人民共有に係る預金の取扱手續を定め、尋いで官廳預金取扱內規を設けて、第二種卽ち各官廳の成規に從ひたる積立金の取扱手續を規定し、更に又大藏・農商務兩卿連署を以て貯金受授順序を驛遞局に令達し、驛遞局貯金の取扱に關する手續を特定したり。以上の如くにして諸般の準備完了せしを以て、大藏省預金局は同年七月一日國債局より預金の引繼を受けて、預金事務の取扱を開始したり。爾後前記諸規則に基き預金局に於て各種預金の寄託を受けしもの甚だ多し。

上述の如く新に預金規則を制定し、大藏省預金局に於て預金の取扱を實施するや、此等の預金は之を國庫の保管と爲し、國庫金の一部として取扱ふこととなりしを以て、其の出納整理の必要上、國庫中に預金部を設けて之が收支の計算を整理せしむることと爲し、卽ち預金局は預金を預りたるときは之を國庫預金部に納付し、又預金の拂戻を爲さんとするときは預金部より受取りて支拂を爲し、更に預金を運用せんとするときも亦其の金額を預金部より受取りて、之を日本銀行に命じて運用せしむるの手續を採ることとしたり。然るに明治二十年三月に至り國庫出納の制度に改正を加へ、從來の國庫金取扱所及現金支拂所を統一して國庫金出納所と爲し、而して其の事務を總て日本銀行に委任するに及びて、從來國庫金の一部として出納の取扱を爲し來りし預金局預金は、同年四月一日以降之を國庫より分離して專ら預金局の管掌に屬せしむることと爲し、而して其の現金の出納は金庫局（東京）及國庫金出納所（地方）に於て、雜部金の一部として、貯金局預り金の科目を設けて整理することと爲したり。但し預金受拂の事務は從前の如く東京は預金局直接之が取扱に當り、地方は國庫金出納所をして取扱はしむることとせり。後明治二十二年會計法の制定に伴ひ新に金庫制度を採用し、翌二十三年四月一日より之を實施するに及びて、預金局預金の出納保管も、從來の金庫局及國庫金出納所に代りて、總て金庫をして取扱はしむることとなりしが、預金の取扱に關しては從來と異る所なく、其の受拂事務は東京は預金局に於て直接之を取扱ひ、地方は各地本支金庫をして取扱はしむるものにして、中央金庫は此等預金を、預金局並に各地金庫取扱の預金を、預金局長の雜部預りとして出納保管するものとす。尙明治二十三年一月勅令第二號を公布し、預金規則に定めたる種別の外、法律勅令又は從來の規則に依り政府に於て保管の義務を有する公有金・私有金も、總て大藏省預金局に寄託すべきことと定められ、更に同年七月勅令第百四十五號を公布し、法律の規定に依り供託する金錢及有價證券も總て大藏省預金局の保管に屬せしめられしを以て、前者に就ては同年四月一日より、後者に就ては翌二十四年一月一日より、前記預金の取扱と同樣の方法を以て之が取扱を爲すこととなれり。

明治二十二年會計法制定の結果、特別の須要に因り一般の成規に準據するを得ざる場合は、特別會計を立てしむるの制度を設けられしを以て、翌二十三年三月法律第二十一號を以て、中央備荒儲蓄金預金局預金等の特別會計に關する法律を制定し、預金局預金の會計は一般の歲入歲出と區分して、特別に經理せしむることと爲したり。而して右預金の運用は從來の如く日本銀行をして取扱はしめ其の利殖金を以て預金利子の支拂に充て、殘餘あるときは利子支拂元金として之を積立て、預金と共に運用利殖し、且預金に對し支拂ふべき利子は之を一般の歲入に繰入れ、一般の歲出として支拂ふことと定め、會計法と共に同年四月一日より之を施行したり。右規定は旣述の預金規則と相竝びて預金制度の根幹を爲すものにして、爾後大正十四年四月預金制度の改革の時に至る迄、何等の變更もな

くして引續き施行せられたり。

明治二十三年八月に至り法律第七十五號を公布し、預金を以て公債證書に交換するの制度を設けたり。蓋し預金なるものは全く市場の景況如何に依りて增減するものにして、經濟社會平穩にして收入其の時を得、國庫裕なるときは預け入高增加するに反し、財界の不況若くは擾亂凶歉等に遭遇して歲入を減じ、國庫一時の融通を要するときに於て、却て預入金引出の請求を增加し、爲に往々財政上の混亂を釀すを免れざるを以て、茲に海外諸國の例に倣ひて預金の高に制限を置き、制限額を超過すれば之を國債證券と交換の上保管するの制を設け、以て預金者に對し便益を供すると共に、政府財政上の利便を圖らんことを期せしものとす。右法律は爾後引續き何等の變更なく實施せられて、大正十四年四月の廢止の時に及べり。今其の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第七十五號（明治二十三年八月二十八日）

第一條　預金規則第一條第二第三ニ依リ預金局ニ預リタル金額三百圓以上ニ達スルトキハ預ケ人ノ請求ニ依リ整理公債證書ヲ購入シテ之ヲ預ケ人ニ交付スルコトヲ得

第二條　前條預金ノ額貳千圓ヲ超過スルトキハ預金局長ハ其超過額ヲ以テ整理公債證書ヲ購入シテ之ヲ預ケ人ニ交付スルコトヲ得

第三條　前二條ニ依リ購入シタル整理公債證書ハ預金ノ全額ヲ仕拂又ハ拂戻シタル場合ヲ除クノ外所有者ノ望ニ依リ之ヲ預金局ニ保管スルコトヲ得

第四條　本法ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行ス

右法律の公布に引續き同年十一月勅令第二百七十三號を以て、法律命令の結果に依り大藏省預金局の保管に屬すべき金錢及有價證券は、大藏大臣の職權を以て各地金庫をして取扱はしむることを得るものと定めたり。蓋し預金及保管金の受拂は上述の如く各地金庫をして取扱はしむるものなりと雖も、元來此等の現金は固より純然たる國庫の歲入歲出金とは自ら其の性質を異にせるものにして、畢竟從來の慣例に基き金庫をして之が取扱に當らしめ來りしに過ぎざるものなる所、既に此の年七月制定の供託規則に於ては、法律の規定に依り供託する金錢及有價證券も亦、總て大藏省預金局をして之が保管に當らしむることと爲し、更に同年八月上述の如く預金を以て公債證書の購入竝保管のことを定めらるるに及びて、自然此等のものの取扱も亦、金庫をして行はしめざるべからざるに至りしが、金庫規則に於ては此等の點に關し何等の明文をも存せざるを以て、茲に右の如き勅令の制定を必要とするに至りしものなり。而して右法律第七十五號及勅令第二百七十三號の制定に伴ひ預金取扱の手續に關する從來の規定を改正するの必要を生ぜしを以て、明治十八年制定の預金取扱手續に代へ、同年十一月大藏省令第三十三號を以て新に預金取扱規程を定め、預金の受入拂渡預金を以て公債證書の購入及保管預金利子の計算及支拂等に關する諸手續を規定したり。

前揭明治二十三年法律第七十五號は、預金を以て購入するを得る公債は之を整理公債證書に限定せるも、其の後軍事公債證書及五分利公債證書の發行を見るに及び、預金者中此等の公債の購入を希望する者を生ぜしを以て、明治三十六年四月大藏省は省議を以て、一般に預金者の請求に依り公債證書を購入保管する場合は、爾後整理公債に限らず、右兩種公債證書をも之に準じて取扱ふことに決定し、更に明治四十二年に至り右整理公債、軍事公債等の償還せらるると共に、四分利公債の發行せらるるに及びて、同年五月右四分利公債に對しても購入保管を取扱ひ得ることと爲したり。尚上述明治

二十三年法律第七十五號は該法律中に明示せる如く、預金規則第一條第二號及第三號の預金に限り適用せらるるものにして、同條第一號郵便貯金に對しては適用なきものなるが、郵便貯金に關しては右法律制定と同時に法律第六十三號を以て郵便貯金條例を制定し、同條例中に於て之と同一趣旨の規定を設け、且同年十一月制定の同條例施行細則（遞信省令第二十三號）中に於て、其の施行に關する手續を規定したり。右法令は後明治三十八年二月郵便貯金法（法律第二十三號）及同年五月郵便貯金規則（遞信省令第三十六號）の制定に及びて廢止せられ、郵便貯金を以てする公債證書の購入保管に關する事項は新に此等の法令中に規定せられ、爾後引續き施行せられて大正末年に及べるものとす。

上述の如く明治十八年五月預金規則の制定以來、大藏省預金局に於ては各種預金の取扱を爲すの外、更に各種の金錢有價證券の保管に當る等、其の事務漸く繁劇を加へ、預金局長は歳入歳出外現金出納官吏として、其の出納及整理決算の責任に至る迄之を負擔し來りしが、明治二十六年九月に至り大藏省令第二十二號を公布し、從來預金局に於て直接掌理し來りし預金竝に預金と公債證書との交換取扱は、保管金供託金及供託有價證券等の取扱と共に、同年十一月一日より之を中央金庫に引繼ぐことと爲し、大藏省は專ら之が管理監督に當ることと改めたり。茲に於て預金保管金等に關する事項は、再び國庫直接の取扱に復することとなり、金庫出納役は其の事務は總て金庫に於て之を擔當し、金庫の保管出納及整理決算に關する一切の責任を負擔することとなれり。斯くて預金局長は、其の保管する所の預金其の他の現金有價證券及將來金庫の取扱に屬すべきものは、十月三十一日現在を以て金庫出納役に引繼ぎ、預金局は同月限り廢止せられたり。此の改革は當時省費節減の必要に出でしものなりと雖も、之に依り預金部に屬する現金有價證券の保管出納の事務は、國庫の歳入歳出其の他の取扱と同じく金庫出納役直接の負擔となりたる結果、頗る其の取扱上の敏活を來し、一擧兩得の效果を奏するに至れり。預金取扱制度に以上の如き改革を施せし結果、從來の預金取扱規程も之を改訂するの必要を生ぜしを以て、同年九月大藏省令第十九號を以て新に預金取扱規程を改定し、同年十一月一日より之を實施したり。右規程は爾後明治二十七年三月（省令第六號）、同三十二年四月（省令第十號）、同年七月（省令第三十八號）、同三十三年七月（省令第二十八號）、同三十五年一月（省令第一號）の數次に亙りて其の一部に改正を加へられしが、明治三十五年以後は何等の變更もなく引續き施行せられて、大正十一年四月其の廢止の時に及べり。今此等の改正を經たる同規程の全文を掲ぐれば左の如し。

預金取扱規程（明治二十六年九月二十日大藏省令第十九號）

第一條　明治十八年布告第十三號明治二十三年法律第七十五號ニ依ル預金ノ保管受渡ハ此規程ニ依リ金庫ニ於テ取扱フモノトス

第二條　預ケ人ニ於テ預ケ金ヲ爲ストキハ現金ニ第一號書式ノ拂込書及第二號書式ノ印鑑ヲ添ヘ金庫ヘ差出スヘシ但第二回以後ノ預ケ金ヲ爲ス場合ニハ印鑑ヲ要セス

第三條　金庫ニ於テ前條ノ現金ヲ領收シタルトキハ第三號書式ノ預金通帳ニ記入證印シ之ヲ預ケ人ヘ交付スヘシ但通帳ハ一人一冊ニ限ル（三十五年大藏省令第一號ヲ以テ但書追加）

第四條　預ケ人ニ於テ預金ヲ以テ公債證書ノ購入ヲ請求スルトキハ第四號書式ノ請求書ヲ其預ケ金ヲ爲シタル金庫ヘ差出スヘシ金庫ハ式ノ如ク該預リ金額ヲ記入證明シ之ヲ大藏省ヘ進達スヘシ

第五條　大藏省ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ請求書到達ノ日ヨリ休日ヲ除キ五日以内ニ日本銀行ヲシテ時價ヲ以テ公債證書ヲ購入シ之ヲ中央金庫ヘ納付セシメ其額面金高購入代價ヲ記載シタル第五號書式ノ通知書ヲ製シ金庫ヲ經テ之ヲ預ケ人ヘ送付スヘシ

第六條　大藏省ニ於テ預金制限超過額ヲ以テ公債證書ヲ購入スル場合ニハ日本銀行ヲシテ時價ヲ以テ購入シ之ヲ中央金庫ヘ納付セシメ其額面金高購入代價ヲ記載シタル第五號書式ノ通知書ヲ製シ金庫ヲ經テ之ヲ預ケ人ヘ送付スヘシ

第七條　中央金庫ニ於テ前二條ニ依リ日本銀行ヨリ公債證書ヲ領收シタルトキハ第六號書式ノ保管證書ヲ調製シ之ヲ取扱金庫ヘ送付スヘシ

第八條　預ケ人ニ於テ公債證書購入濟ノ通知ヲ受ケタルトキハ該通知書ニ式ノ如ク保管證書領收ノ證印ヲ爲シ預金通帳ヲ添ヘ之ヲ金庫ヘ差出シ該通帳ニ購入代價ニ對スル預金仕拂ノ記入證印ヲ受ケ保管證書ヲ受取ルヘシ

第九條　預ケ人ニ於テ預金ノ拂戻ヲ要スルトキハ第七號書式ノ領收證書ニ預金通帳ヲ添ヘ之ヲ其預ケ金ヲ爲シタル金庫ヘ差出スヘシ

第十條　金庫ニ於テ前條ノ拂戻請求ヲ受ケタルトキハ預金通帳ヘ式ノ如ク記入調印シ現金ノ仕拂ヲ爲スヘシ

官立學校及圖書館會計規則第四條ニ依レル預金ノ拂戻額及公債證書購入代金トシテ仕拂額ハ同會計資金部歲出豫算額ニ超過スルヲ得ス（二十七年大藏省令第六號ヲ以テ本項追加）

第十一條　預ケ人ニ於テ公債證書全部ノ受戻ヲ請求スルトキハ保管證書ヘ式ノ如ク裏書ヲ爲シ第八號書式ノ請求書ト共ニ中央金庫ヘ差出スヘシ

第十二條　預ケ人ニ於テ公債證書ノ內幾分受戻ヲ請求スルトキハ第九號書式ノ請求書ニ第十號書式ノ領收證書及保管證書ヲ添ヘ之ヲ中央金庫ヘ差出スヘシ

中央金庫ニ於テ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ保管證書ニ式ノ如ク裏書ヲ爲シ該公債證書ト共ニ返付スヘシ

第十三條　中央金庫ニ於テ前二條ノ請求ヲ受ケタルトキハ請求書到達ノ日ヨリ休日ヲ除キ五日以內ニ保管ノ公債證書ヲ交付スヘシ

書留郵便其他ノ運送便ヲ以テ遞送ヲ望ムモノアルトキハ預ケ人ノ危險ニテ之ヲ遞送スヘシ

第十四條　前條ノ遞送費ハ預ケ人ノ負擔トシ書留郵便ヲ以テ遞送ヲ要スルモノハ相當ノ郵便切手ヲ前以テ中央金庫ヘ送付シ其他ノ便ニヨルモノハ遞送賃金先拂ヲ以テ遞送スヘシ

第十五條　預金ノ利子ハ毎年三月末日ヲ期トシテ之ヲ計算シ其元金ニ組入ルヘシ（三十二年大藏省令第三十八號ヲ以テ本條改正）

金庫ハ直ニ前項ノ利子ヲ日本銀行又ハ其支店代理店ヨリ領收スヘシ

日本銀行又ハ其支店代理店ハ前項利子ヲ金庫ヘ交付シ第十一號書式ノ領收證書ヲ徵スヘシ

預ケ人ハ毎年四月預金通帳ヲ其預ケ入ヲ爲シタル金庫ヘ差出シ利子元加ノ記入ヲ受クヘシ

第十六條　元金ニ加ヘサル預金ノ利子ハ預金ノ全額ヲ拂戻ストキニ限リ之カ仕拂ヲ爲スモノトス

預ケ人ニ於テ前項ノ利子ヲ受取ラムトスルトキハ第十二號書式ノ請求書ヲ金庫ヘ差出スヘシ

シ（三十二年大藏省令第三十八號ヲ以テ本項改正）

第十七條　金庫ニ於テ前條第二項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ利子金額ヲ算出シ式ノ如ク之ヲ記入證明シ中央金庫ニ在テハ日本銀行ヘ本支金庫ニ在テハ日本銀行ノ支店代理店ヘ之ヲ回付スヘシ（三十二年大藏省令第三十八號ヲ以テ本條改正）

第十八條　日本銀行又ハ其支店代理店ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ利子受取人ヲシテ式ノ如ク受領ヲ證セシメ其現金ヲ交付スヘシ（同上）

第十九條　預金ハ預ケ入タル月及拂戻ス月ハ其金額ニ利子ヲ附セス

預金ハ拾錢未滿ノ端金ニ利子ヲ附セス

第二十條　第七條ニ依リ領收シタル公債證書ノ利子ハ中央金庫ニ於テ受取リ取扱ノ金庫ヲシテ之ヲ其所有主ノ預金ニ組入レシメ第十三號書式ノ通知書ヲ製シ金庫ヲ經テ之ヲ預ケ人ヘ送付スヘシ

第二十一條　預ケ人ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ預金通帳ニ該通知書ヲ添ヘ其預ケ金ヲ爲シタル金庫ヘ差出シ金額預ケ入ノ記入ヲ受クヘシ

第二十二條　預ケ人ニ於テ預金全額ノ拂戻ヲ受ケタルトキハ預金通帳ヲ返付スヘシ

第二十三條　預ケ人ニ於テ甲ノ金庫ヨリ交付シタル預金通帳ヲ以テ乙ノ金庫ニテ受渡ヲ請求スルトキハ第十四號書式ノ申込書及印鑑ニ預金通帳ヲ添ヘ乙金庫ヘ差出シ番記號ノ書換ヲ受クヘシ

第二十四條　預金ノ受渡ニ關スル書類ニハ共有ニ係ルモノハ其總代人二名調印シ又社寺教會

會社ニアリテハ其名稱ヲ記シ且押印ヲ爲シ其擔當者一名記名調印スヘシ但法人タル府縣郡市町村會社等ニアリテハ擔當者ノ記名調印ヲ要セス（三十五年大藏省令第一號ヲ以テ本條中改正）

第二十五條　前條ノ社寺教會會社府縣郡市町村又ハ其他ノ法人ニシテ名義變更改印位置移轉シタルトキハ其旨金庫ヘ届出ツヘシ擔當者總代人氏名變換改印轉住ノトキ又同シ（同上）前項改印ノ届書ニハ印鑑ヲ添フヘシ

第二十六條　前條ノ擔當者及總代人變更シタルトキハ前任者連署ノ届書ニ後任者ノ印鑑ヲ添ヘ金庫ヘ差出スヘシ但前任者連署シ能ハサルトキハ證人ヲ立ツヘシ

（書式省略）（三十二年大藏省令第十號・同年同第三十號・同第二十八號・三十五年同第一號ヲ以テ第三十八號・三十三年同第二十八號ヲ以テ書式中改正）

右預金取扱規程の制定と同時に大藏省訓令第三十二號を以て、金庫出納役に對し預金保管物及供託物金庫出納事務規程を令達し、以て金庫に於ける此等現金及有價證券の出納に關する詳細なる取扱手續を規定したり。本規程は爾後屢、其の一部に改正を加へられて、大正十一年四月金庫制度廢止の時に及べり。之に關しては第十一編中日本銀行の部を參照すべし。

預金に關する大藏省の事務は、保管金及供託物に關する事務と共に、明治二十六年預金局廢止の後は大藏省主計局の管掌に屬せしが、明治三十年四月新に大藏省に理財局の設置せらるゝや、此等の事務は總て理財局の管掌に移され、爾後引續き同局國庫課に於て之を主掌したり。然るに大正十一年四月に至り會計制度の改正と共に、供託に關する事務は司法省の所管に移され、尋いで同十四年四月預金制度の改革行はるるに及び、大藏省中に新に預金部を設置し、之をして從前理財局の管掌に屬せし預金關係の事務を管掌せしむることと爲し、以て現在に至れり。